

不当寄附勧誘防止法の施行及び 寄附勧誘に関する意識調査 報告書

令和 7 年 1 月 31 日



不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査報告書

— 目次 —

第1 調査状況

1_調査の件名.....	2
2_調査の目的.....	2
3_調査の方法.....	2
4_回答者数	3
5_設問概要と回答対象者	4
6_調査で用いた用語の定義・意味.....	8
7_回答率の計算	11

第2 回答者の類型別状況

1_回答者の性別	14
2_回答者の年代	16
3_回答者の居住地方	18
4_回答者の職業	22
5_回答者の家族状況.....	24
6_回答者の家族の同居状況.....	26

第3 調査結果

1_不当寄附勧誘防止法の認知状況.....	30
2_不当寄附勧誘防止法の内容や目的の認識状況.....	32
3_社会情勢の変化についての意識（その①）	34
4_社会情勢の変化についての意識（その②）	36
5_寄附の勧誘を受けた経験（少額寄附）	38
6_寄附の勧誘を受けた経験（相当額寄附）	40
7_勧誘を受けて行った相当額寄附の総額.....	42
8_勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額	44
9_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附先の法人	46
10_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附時期	48
11_寄附の勧誘方法（少額寄附）	50
12_寄附の勧誘方法（相当額寄附）	52

13_ 寄附の勧誘に関する印象（少額寄附）	54
14_ 寄附の勧誘に関する印象（相当額寄附）	56
15_ 寄附との接点や関わりの程度（本人）	58
16_ 悪質な寄附勧誘被害の聞知状況	60
17_ 寄附との接点や関わりの程度（家族や知人等）	62
18_ 不当寄附勧誘防止法の社会的必要性	64
19_ 不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その①）	66
20_ 不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その②）	68
21_ 不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その①）	70
22_ 不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その②）	72
23_ 悪質な寄附勧誘への対処（その①）	74
24_ 悪質な寄附勧誘への対処（その②）	76
25_ 消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その①）	78
26_ 消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その②）	80
27_ 消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その③）	82
28_ 不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘についての意見	84
第4_ 調査票	85

第1_調査状況

1_調査の件名

不当寄附勧誘防止法の施行及び寄附勧誘に関する意識調査

2_調査の目的

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）については、令和5年1月5日に一部の規定を除いて施行され、同年6月1日には全ての規定が施行されたところ、その附則第5条においては、「政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されていることから、消費者庁において、これに対応するとともに、今後の推進の在り方や課題の検討に資するため、基本的な情報を得ることを目的とする。

3_調査の方法

- 調査対象：株式会社ネオマーケティングの全国モニターについて、国勢調査結果（令和2年）に基づく人口構成比を勘案しつつ、次の区分に該当する者を調査の対象（割付け）とした。

年齢・性別区分			
18～29 歳 男女	30～39 歳 男女	40～49 歳 男女	50～59 歳 男女
60～69 歳 男女	70～79 歳 男女	80 歳以上 男女	

（注）年齢は、調査への回答時点のものである。

居住地方区分	当該区分に含まれる都道府県
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東・甲信	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
南関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 調査の実施方法：インターネットによる Web 調査（「調査票」は 85 ページ以降参照。）
- 調査の実施期間：令和 6 年 12 月 16 日から同月 19 日までの間
- 調査の委託者：消費者庁
- 調査の受託者：株式会社ネオマーケティング（東京都渋谷区南平台町 16-25 養命酒ビル 11F）

4_回答者数

5,000 人（有効回答者数）

調査品質向上のため、次の品質管理ルールをクリアした回答者に限り有効としている。

- FA チェック
単一文字列の 5 回以上繰り返し（例：AAAAA）、スペースだけ、単語一文字、があった場合にフラグを立て削除処理。
- 回答時間チェック
回答時間を算出し、上位 1 %（長時間）、下位 1 %（短時間）のサンプルに、フラグを立て削除処理。
- 性別、年齢、居住地チェック
回答された性別、年齢、居住地について、あらかじめ確認・登録の個人情報と異なる場合にフラグを立て削除処理。
- ダミー設問によるチェック
設問を目にすることなく回答するような不適切な結果を排除するため、下記ダミー設問に正答していない場合にフラグを立て削除処理。

「次の選択肢の中から『ヨーロッパ』の国を選んでください。」
（選択肢：アメリカ、日本、インド、イギリス）

5_設問概要と回答対象者

【凡例】

上段:調査票における設問番号

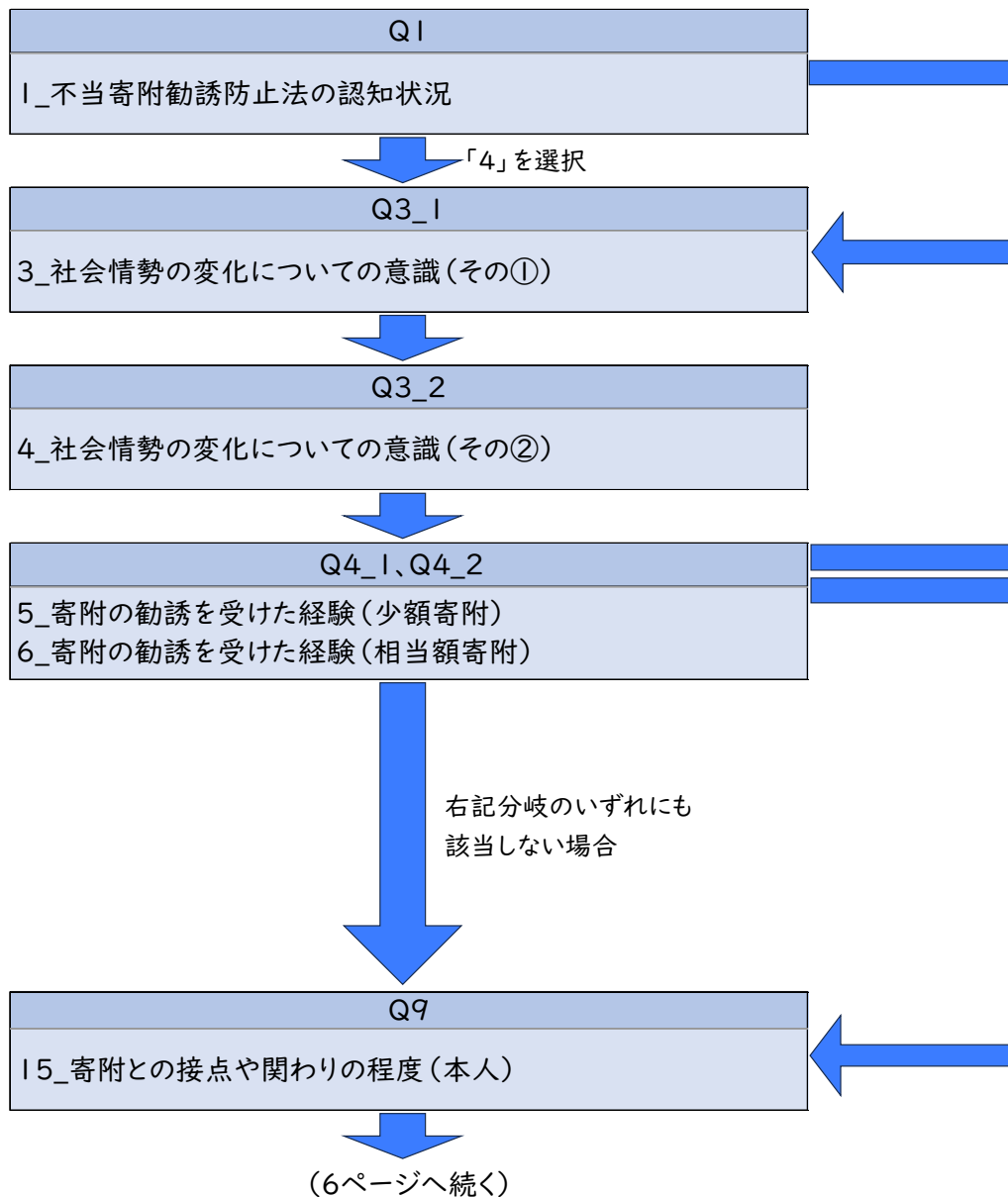
下段:本報告書「調査結果」における項番と項目

(設問の回答対象者)

青塗り設問:全員

緑塗り設問:直近の設問の回答選択肢のうち特定の回答を選択した者

黄塗り設問:全員(ただし、記述は任意。)



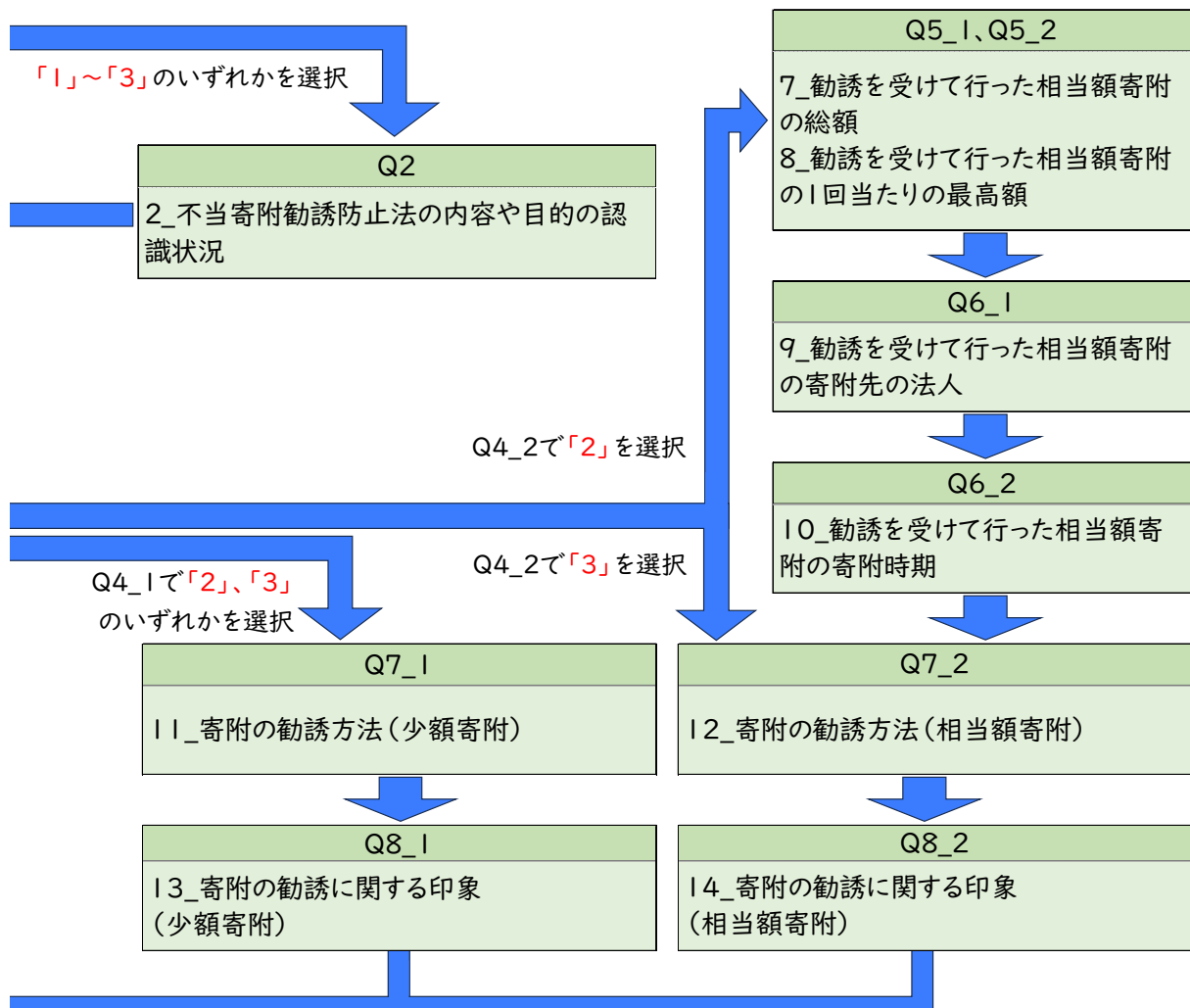
【参考
回答
選択
肢】

Q1 (不当寄附勧誘防止法の認知状況)

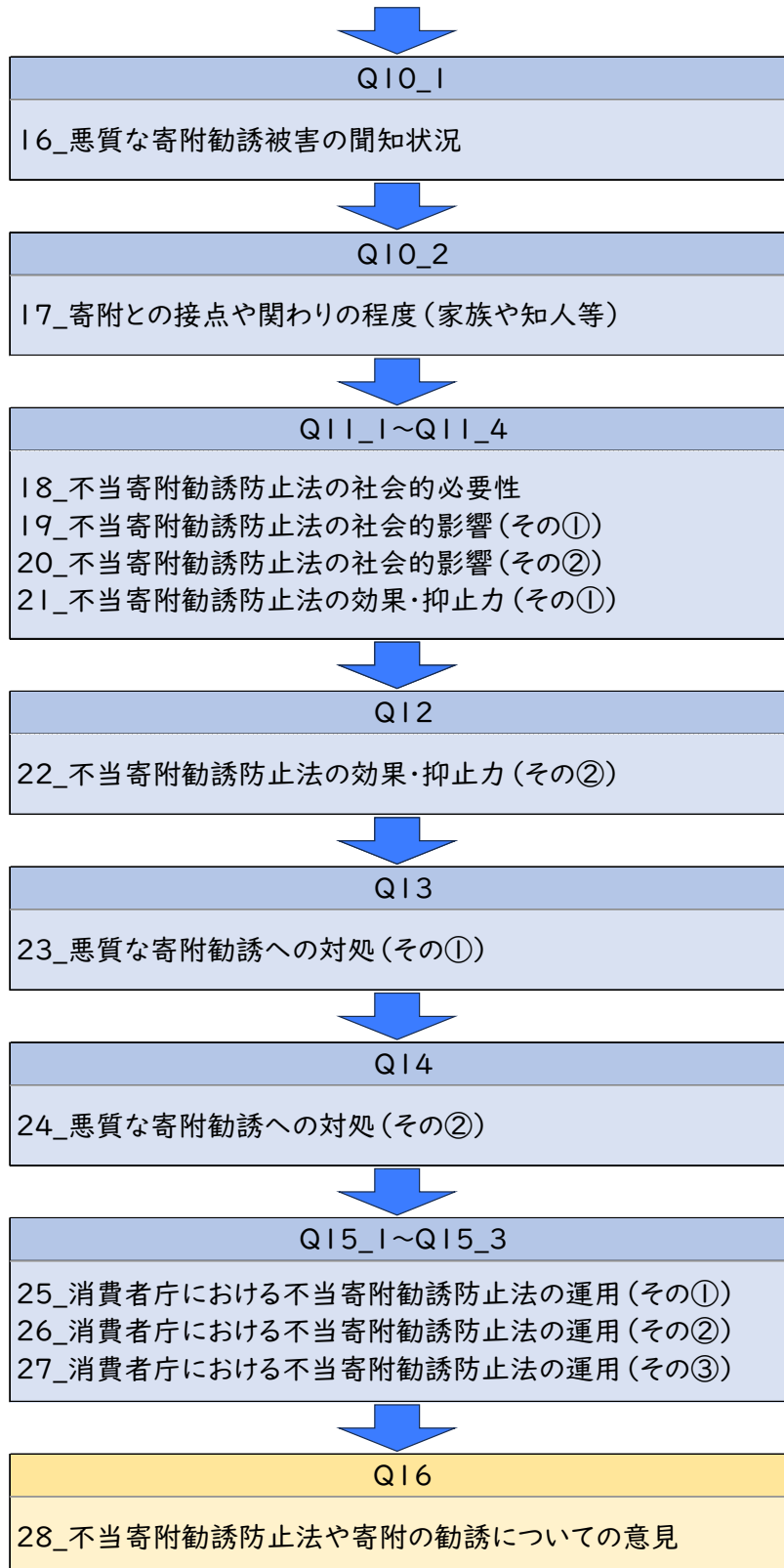
- 1 この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日（実施日）も聞いたことがあった
- 2 この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日（実施日）は知らなかった
- 3 この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた
- 4 この法律名を聞いたことはなく、寄附の勧誘に関する法律が作られたことも知らなかった

Q4_1、Q4_2 (寄附の勧誘を受けた経験 (少額寄附・相当額寄附))

- 1 寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない
- 2 勧誘を受けて、寄附をしたことがある
- 3 寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある
- 4 勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない



(4ページからの続き)



6_調査で用いた用語の定義・意味

■ 法人

「法人」とは、あらゆる法人をいうほか、法人ではない団体も含むものとします。

■ 寄附

「寄附」とは、法人に対し、あなたの財産を無償で贈り（譲り渡す）、又はその約束（契約）をすることをいいます（法人活動を支援する目的の献金・被災者支援の義援金なども含む。）。

（「財産」に当たるものの例）

- ・ 金銭（お金）
- ・ 物品、不動産、有価証券
- ・ キャッシュレス決済（電子マネーやQRコード決済によるものを含む。）

（「寄附」から除くもの又は「寄附」に当たらないものの例）

- ・ ふるさと納税
- ・ 法人ではなく個人（純然たる個人をいい、組織活動の一員に当たる方はここでの「個人」に該当しない。）に対し、あなたの財産を贈る（譲り渡す）もの。
- ・ 無償ではなく、何かしら見返り（例：物品やサービスの提供）を受けることを前提とするもの。

■ 少額寄附

「少額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、一回当たりの金額が300 円未満の寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね 300 円未満となるものは、「少額寄附」とする。）

（「少額寄附」に当たるものの例）

- ・ お賽銭（300 円未満）
- ・ いわゆる赤い羽根募金、緑の羽根募金、青い羽根募金など（300 円未満）
- ・ その他 300 円未満の寄附全て

■ 相当額寄附

「相当額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、「少額寄附」を除く全ての寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね 300 円以上となるものは、「相当額寄附」とする。）

■ 勧誘

「勧誘」とは、勧めて誘うことをいいます。そして、寄附の勧誘の場合には、寄附することについて、あなたの意思に直接影響を与える働き掛けの一切をいい、例えば、あなたの面前での言動による方法はもちろん、チラシの配布やインターネットによる方法も「勧誘」に当たるものとします。

■ 不当な寄附勧誘

「不当な寄附（の）勧誘」とは、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘をいい、具体的には、寄附の勧誘について、広報ポスター（次ページ）に掲げるとおり、

（１）禁止されている行為をして寄附の勧誘を受ける方を困惑させるもの
又は

（２）配慮すべき義務を十分に守っていないもの
をいいます。

ただし、広報ポスターのうち、「借入れ等による資金調達を要求」については、寄附の勧誘を受ける方の困惑にかかわらず、不当な寄附勧誘に当たるものとします。

(参考) 広報ポスター

不当な寄附勧誘は **NO!**

心当たりは すぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています!

● お断りしても退去せずに勧誘
● 寄附を断り退去するのを妨害

● 勧誘とは告げず、退去困難な場所へ同行し、勧誘

● 威迫する言動を交えて外部への相談連絡を妨害

● 寄附しない恋愛感情等による関係が破綻と告知

● 霊感等によって不安をおおきく又は乗じ、寄附が不可欠と告知

● 借入れ等による資金調達の要求

(1) 禁止されている行為 (禁止行為)

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!

● 判断困難に陥らないための配慮がない

● 生活困難にならないための配慮がない

● 使途確認しないための配慮がない

(2) 配慮すべき義務 (配慮義務)

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁への通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為について、情報提供願います。

消費者ホットライン

1 8 8

188

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」のウェブページへ。
[\(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/\)](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/)

7_回答率の計算

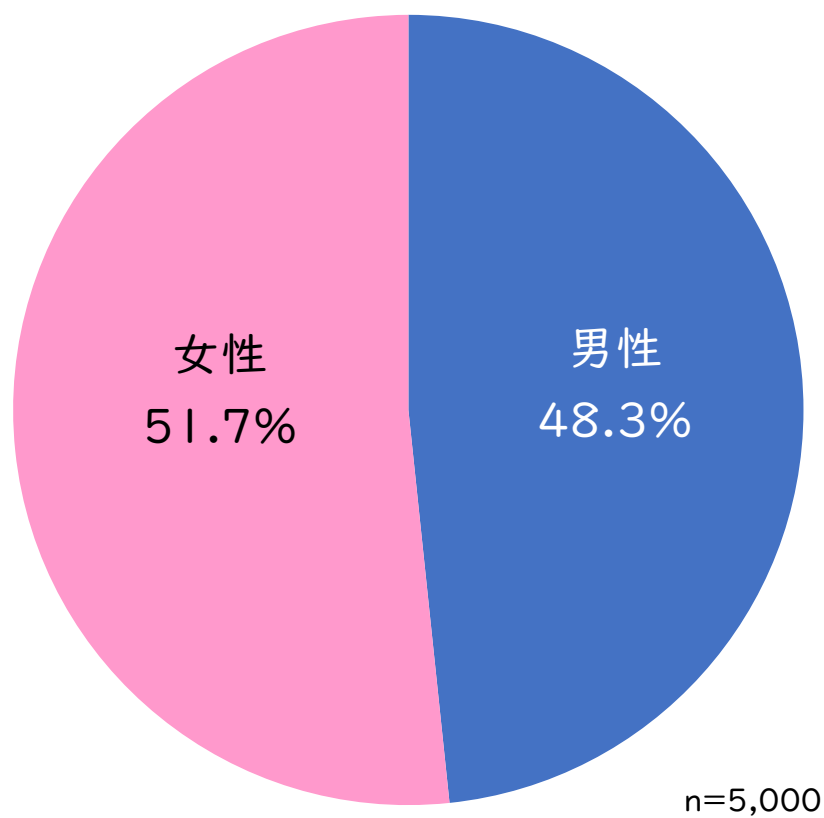
- 「n」は当該設問の回答者数を表す。
- 回答率(%)は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示している。このため、合計数値は必ずしも100(%)とはならない場合がある。
- 設問の回答には、単一回答と複数回答がある。複数回答の設問は、回答率(%)の合計が100(%)を超える場合がある。

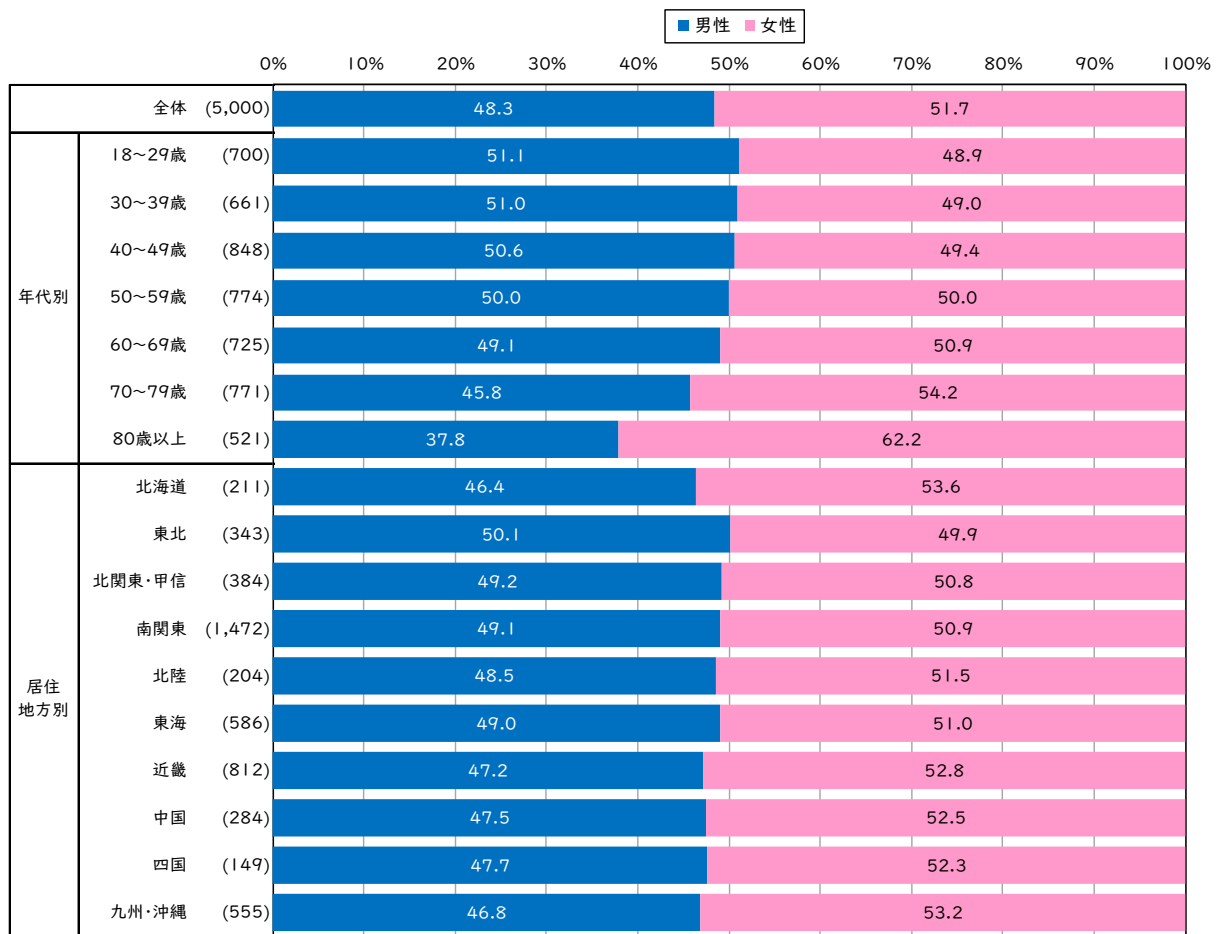
第2_回答者の類型別状況

1_回答者の性別

- 性別について、「女性」は2,583人（51.7%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。）」、「男性」は2,417人（48.3%）であった。

【F 1】あなたの性別をお答えください。（単一回答）



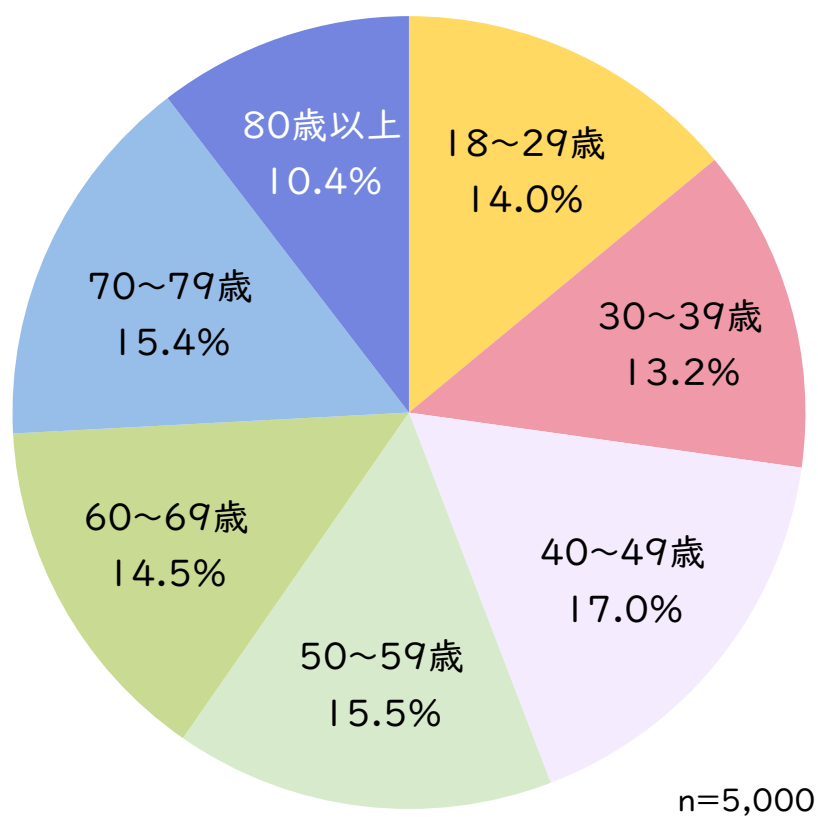


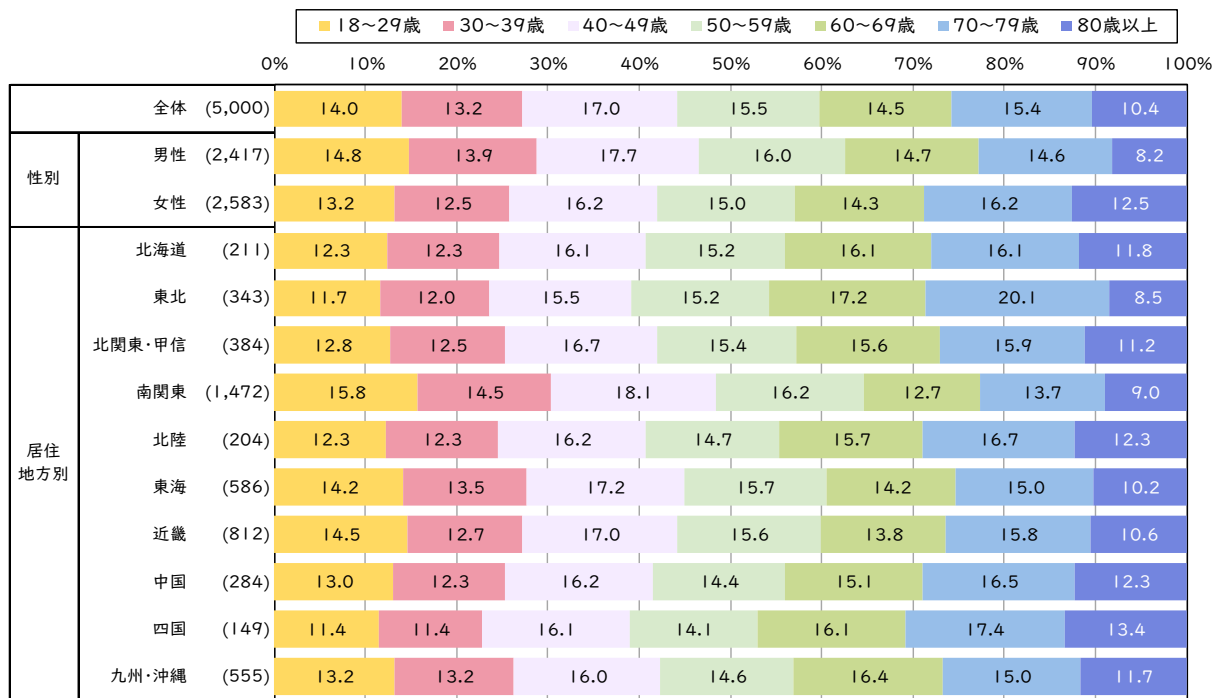
2%未満の数値ラベルは非表示

2_回答者の年代

- 回答者の年齢について年代別にまとめると、最も多いのは、「40～49 歳」の 848 人（17.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。
「50～59 歳」は 774 人（15.5%）、「70～79 歳」は 771 人（15.4%）、「60～69 歳」は 725 人（14.5%）、「18～29 歳」は 700 人（14.0%）、「30～39 歳」は 661 人（13.2%）、
「80 歳以上」は 521 人（10.4%）であった。

【F 2】あなたの年齢をお答えください。





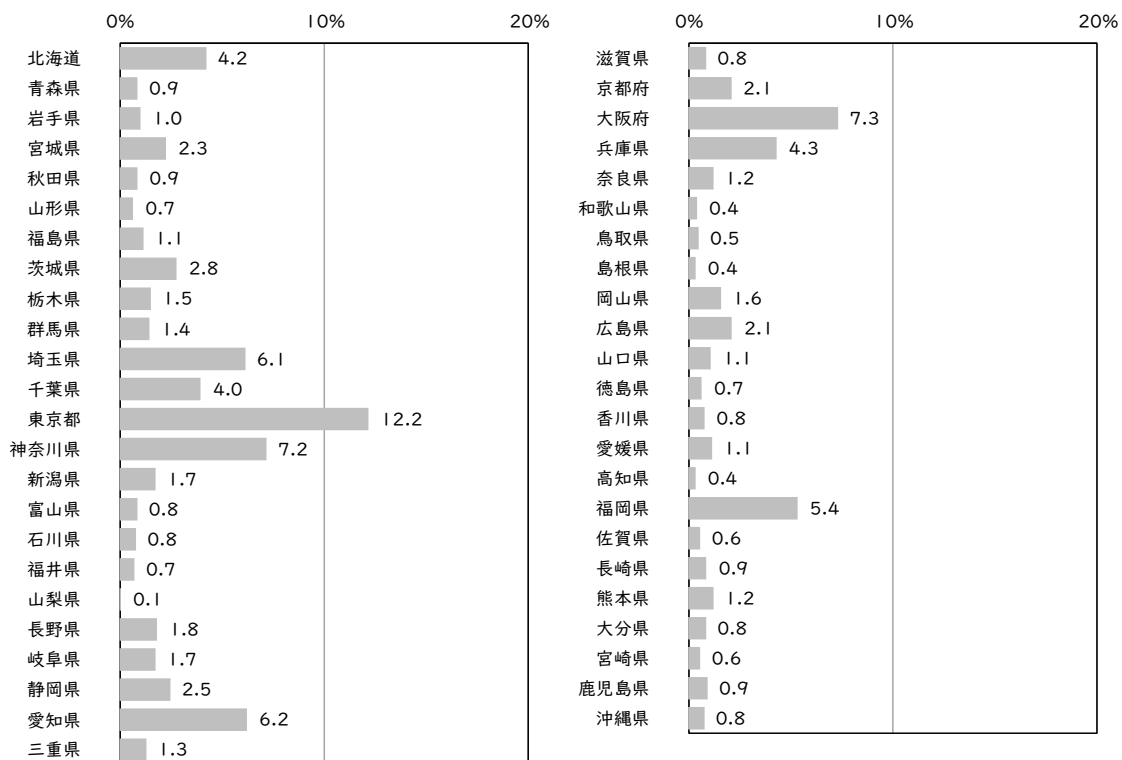
2%未満の数値ラベルは非表示

3_回答者の居住地方

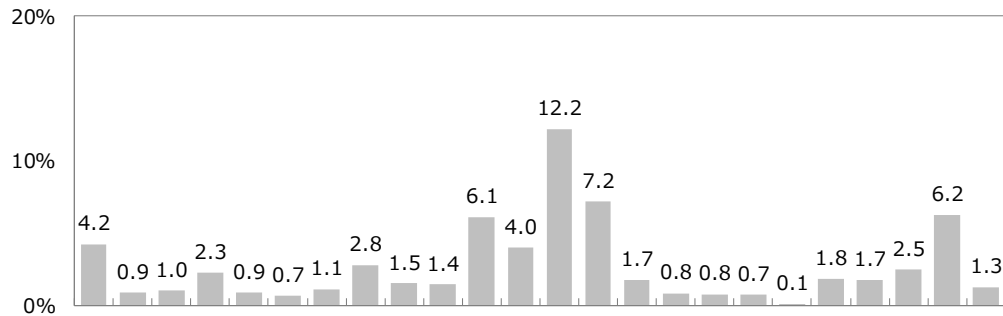
■ 居住地方について最も多いのは、「東京都」の 609 人（12.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。

「大阪府」は 366 人（7.3%）、「神奈川県」は 358 人（7.2%）、「愛知県」は 312 人（6.2%）であった。

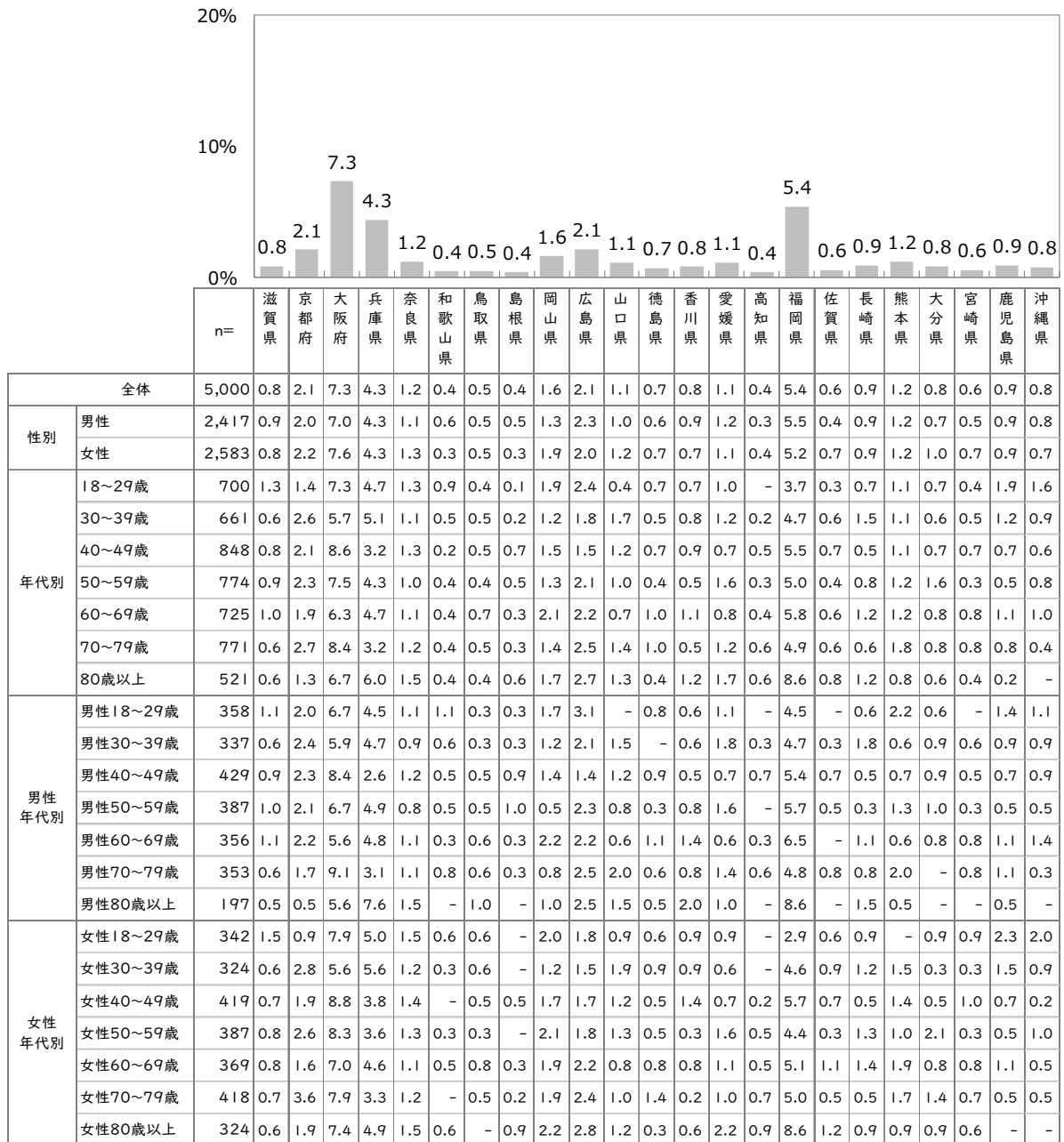
【F 3】あなたのお住まいの地域をお答えください。（単一回答）



n=5,000



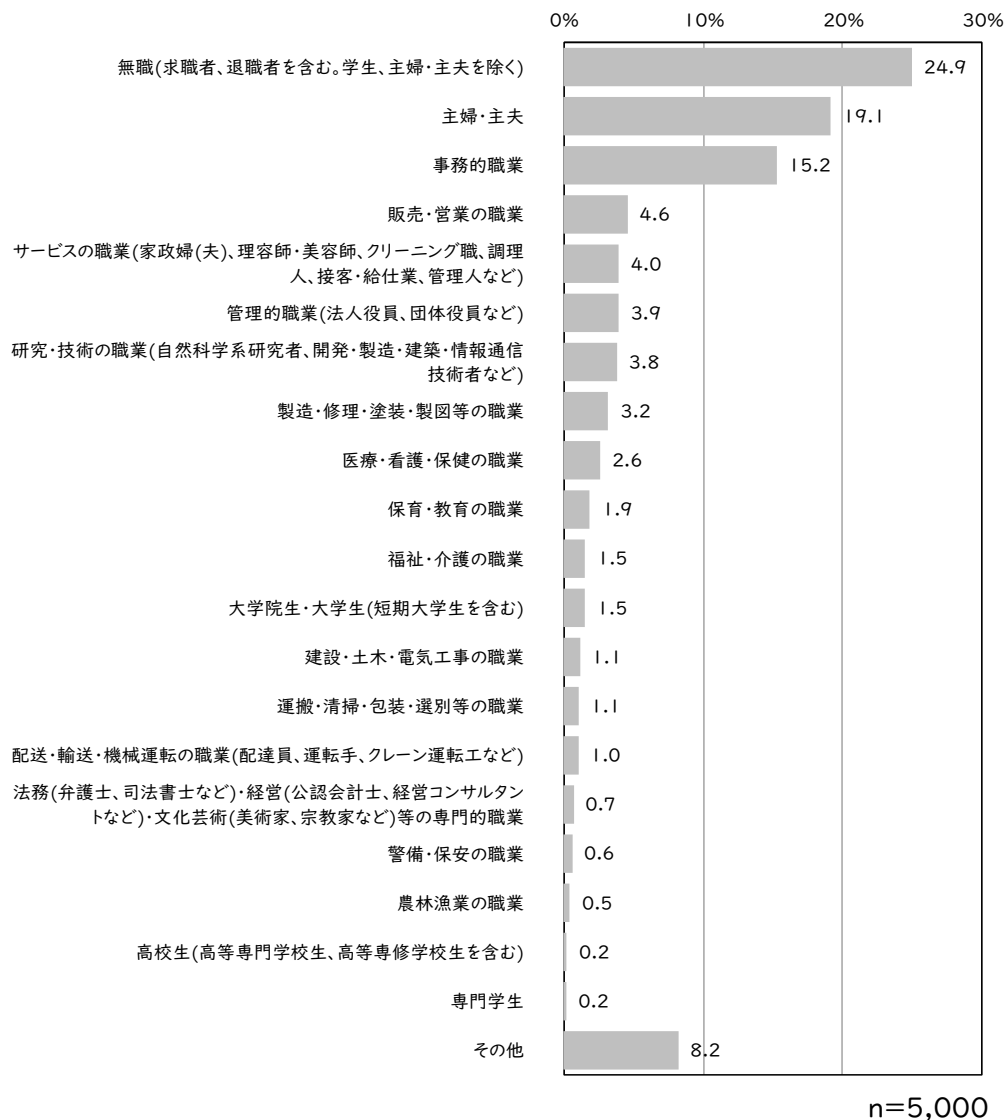
		n=	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
全体		5,000	4.2	0.9	1.0	2.3	0.9	0.7	1.1	2.8	1.5	1.4	6.1	4.0	12.2	7.2	1.7	0.8	0.8	0.7	0.1	1.8	1.7	2.5	6.2	1.3
性別	男性	2,417	4.1	0.8	1.3	2.1	1.0	0.8	1.1	2.9	1.7	1.4	6.2	4.2	12.2	7.3	1.5	1.0	0.9	0.7	0.1	1.7	2.0	2.6	6.3	1.0
	女性	2,583	4.4	0.9	0.7	2.5	0.8	0.5	1.2	2.7	1.3	1.4	6.0	3.8	12.2	7.0	1.9	0.7	0.7	0.8	0.1	2.0	1.5	2.4	6.2	1.5
年代別	18~29歳	700	3.7	0.9	0.4	2.1	0.1	1.0	1.1	2.7	1.0	1.3	6.9	4.1	15.4	6.7	1.7	0.9	0.4	0.6	0.6	1.4	1.0	3.3	6.4	1.1
	30~39歳	661	3.9	1.1	0.6	2.1	1.1	0.3	1.1	2.3	2.0	1.2	7.1	3.6	13.5	8.2	1.5	1.2	0.5	0.6	-	1.8	1.1	2.6	6.1	2.3
	40~49歳	848	4.0	0.9	1.5	1.9	0.6	0.2	1.1	3.4	1.2	1.9	6.4	3.5	14.0	7.4	1.5	0.6	0.9	0.8	-	1.1	2.1	2.2	6.1	1.4
	50~59歳	774	4.1	0.8	1.2	2.8	0.6	0.6	0.6	2.7	1.4	1.6	6.5	4.5	13.0	6.8	1.6	1.3	0.4	0.6	-	1.9	1.9	2.7	6.5	0.8
	60~69歳	725	4.7	0.6	1.1	2.1	1.9	0.8	1.7	2.5	2.1	1.5	5.0	3.7	10.3	6.8	2.3	1.0	0.6	0.6	-	2.2	2.8	1.5	6.2	1.0
	70~79歳	771	4.4	1.4	1.2	2.7	0.8	1.0	1.8	3.0	1.6	1.0	5.7	3.9	9.1	7.4	1.7	0.6	1.4	0.6	-	2.3	1.7	2.7	5.8	1.2
	80歳以上	521	4.8	0.2	1.0	2.1	1.2	0.8	0.4	2.9	1.5	1.5	5.2	4.6	9.0	6.7	1.9	0.2	1.3	1.3	-	2.3	1.3	2.1	6.7	1.3
男性 年代別	男性18~29歳	358	3.6	0.3	0.3	2.5	0.3	0.8	1.7	2.8	1.1	1.4	4.7	3.6	16.5	8.1	1.4	0.8	0.6	0.8	0.6	1.4	1.1	3.6	7.0	0.3
	男性30~39歳	337	3.9	1.5	0.9	1.8	0.9	0.3	0.9	2.4	2.7	0.9	7.1	4.2	12.8	8.6	1.2	1.8	0.3	0.6	-	1.5	1.2	3.0	6.2	1.8
	男性40~49歳	429	4.0	0.7	2.1	1.2	0.7	0.5	1.2	3.7	1.6	1.6	7.2	3.5	13.5	7.5	0.9	0.7	1.4	0.9	-	0.7	1.9	2.1	6.8	1.4
	男性50~59歳	387	3.9	1.0	1.3	2.8	-	1.3	0.3	2.1	1.8	1.8	8.0	4.7	13.2	5.9	1.3	1.0	0.8	0.8	-	2.1	2.8	2.8	6.2	0.3
	男性60~69歳	356	4.5	0.6	1.7	1.4	2.8	0.8	0.8	1.7	2.0	1.7	4.5	4.2	11.0	6.5	2.2	1.4	0.6	0.3	-	3.1	3.1	1.4	5.9	1.1
	男性70~79歳	353	4.2	1.1	1.1	1.7	0.8	1.4	2.0	4.2	1.4	0.8	6.5	3.4	8.2	8.2	2.3	0.6	0.8	0.8	-	1.7	2.0	3.1	5.9	0.6
	男性80歳以上	197	4.6	0.5	2.0	4.1	1.5	0.5	1.0	3.6	1.5	2.0	4.6	7.6	7.6	5.6	1.5	0.5	2.5	-	-	1.0	2.0	1.5	5.6	2.0
女性 年代別	女性18~29歳	342	3.8	1.5	0.6	1.8	-	1.2	0.6	2.6	0.9	1.2	9.1	4.7	14.3	5.3	2.0	0.9	0.3	0.3	0.6	1.5	0.9	2.9	5.8	2.0
	女性30~39歳	324	4.0	0.6	0.3	2.5	1.2	0.3	1.2	2.2	1.2	1.5	7.1	3.1	14.2	7.7	1.9	0.6	0.6	0.6	-	2.2	0.9	2.2	5.9	2.8
	女性40~49歳	419	4.1	1.2	1.0	2.6	0.5	-	1.0	3.1	0.7	2.1	5.5	3.6	14.6	7.4	2.1	0.5	0.5	0.7	-	1.4	2.4	2.4	5.5	1.4
	女性50~59歳	387	4.4	0.5	1.0	2.8	1.3	-	1.0	3.4	1.0	1.3	4.9	4.4	12.9	7.8	1.8	1.6	-	0.5	-	1.8	1.0	2.6	6.7	1.3
	女性60~69歳	369	4.9	0.5	0.5	2.7	1.1	0.8	2.4	3.3	2.2	1.4	5.4	3.3	9.8	7.0	2.4	0.5	0.5	0.8	-	1.4	2.4	1.6	6.5	0.8
	女性70~79歳	418	4.5	1.7	1.2	3.6	0.7	0.7	1.7	1.9	1.7	1.2	5.0	4.3	9.8	6.7	1.2	0.7	1.9	0.5	-	2.9	1.4	2.4	5.7	1.7
	女性80歳以上	324	4.9	-	0.3	0.9	0.9	0.9	-	2.5	1.5	1.2	5.6	2.8	9.9	7.4	2.2	-	0.6	2.2	-	3.1	0.9	2.5	7.4	0.9

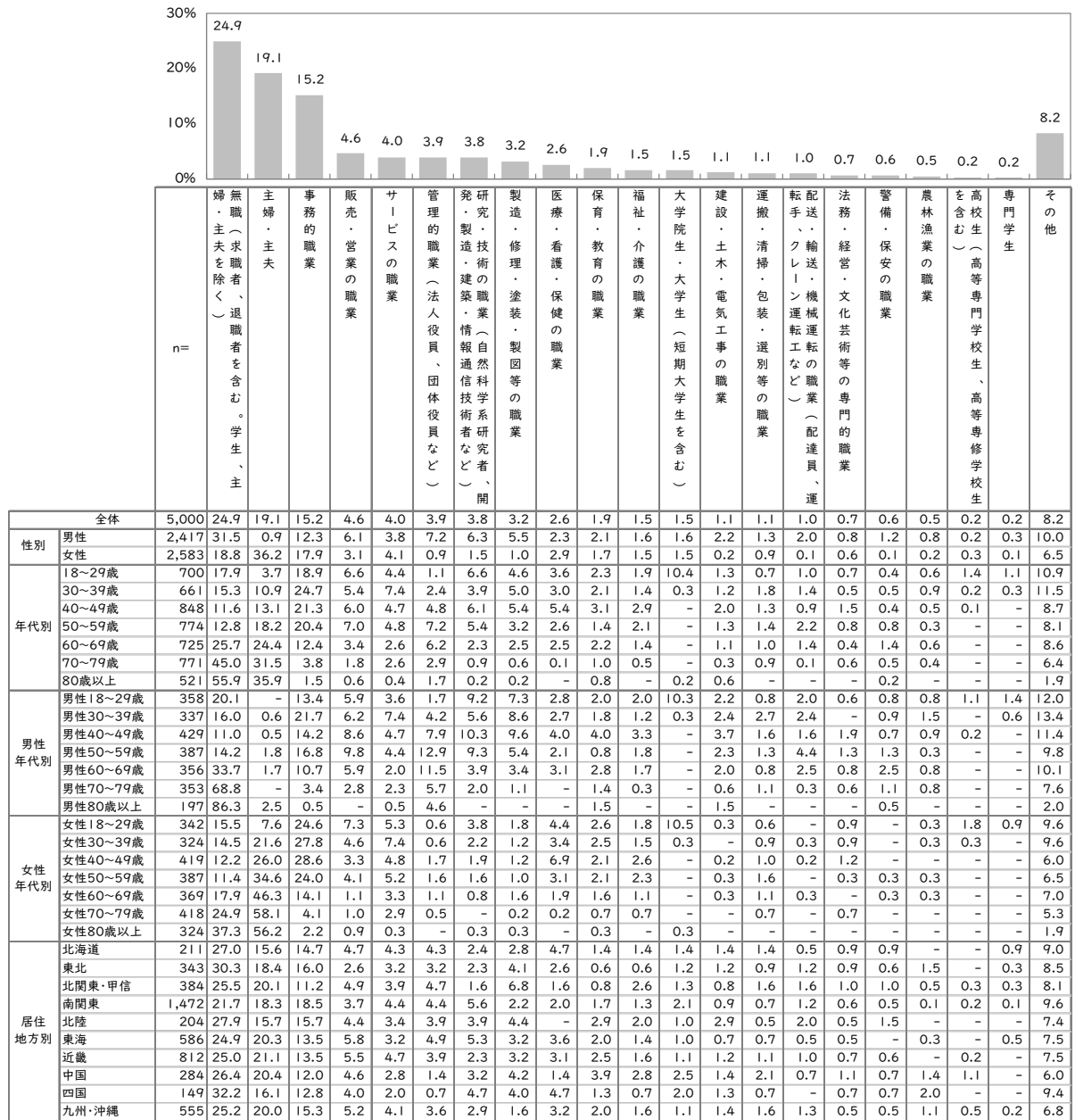


4_回答者の職業

- 職業について最も多いのは、「無職（求職者、退職者を含む。学生、主婦・主夫を除く）」の1,247人（24.9%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。
「主婦・主夫」は957人（19.1%）、「事務的職業」は761人（15.2%）であった。

【SC1】あなたの職業について、当てはまるものを1つ選択してください。※公務員や自営の方、パート、アルバイト、フリーターなどの方は、主に従事しているお仕事の業種や職種に照らし、当てはまるものを1つ選択してください。（単一回答）



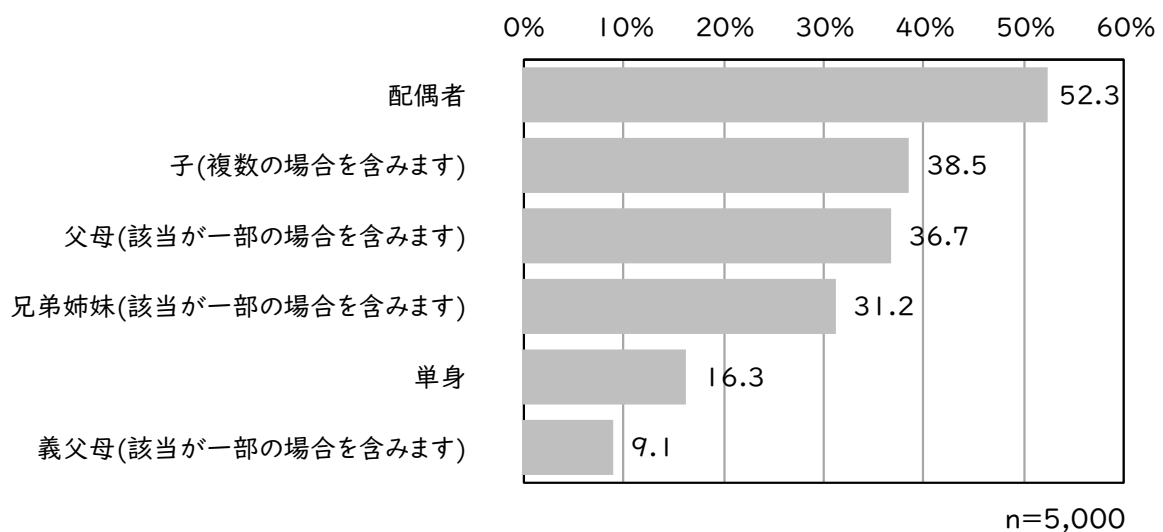


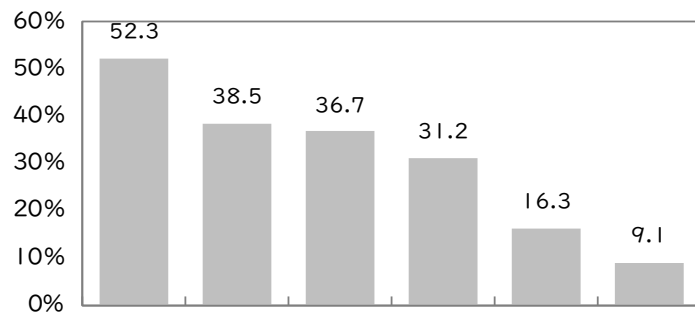
5_回答者の家族状況

■ 現在の家族について最も多いのは、「配偶者」がいるの 2,615 人（52.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。

「子（複数の場合を含みます）」がいるは 1,925 人（38.5%）、「父母（該当が一部の場合を含みます）」がいるは 1,836 人（36.7%）、「兄弟姉妹（該当が一部の場合を含みます）」がいるは 1,559 人（31.2%）であった。

【SC2_1】あなたの現在のご家族について、当てはまるものを全て選択してください。※孫や祖父母など、選択肢にはない家族がいる場合であっても、選択肢中から当てはまるものを回答いただく限りで、差し支えありません。また、現在同居していない家族も含めてお答えください。（複数回答）





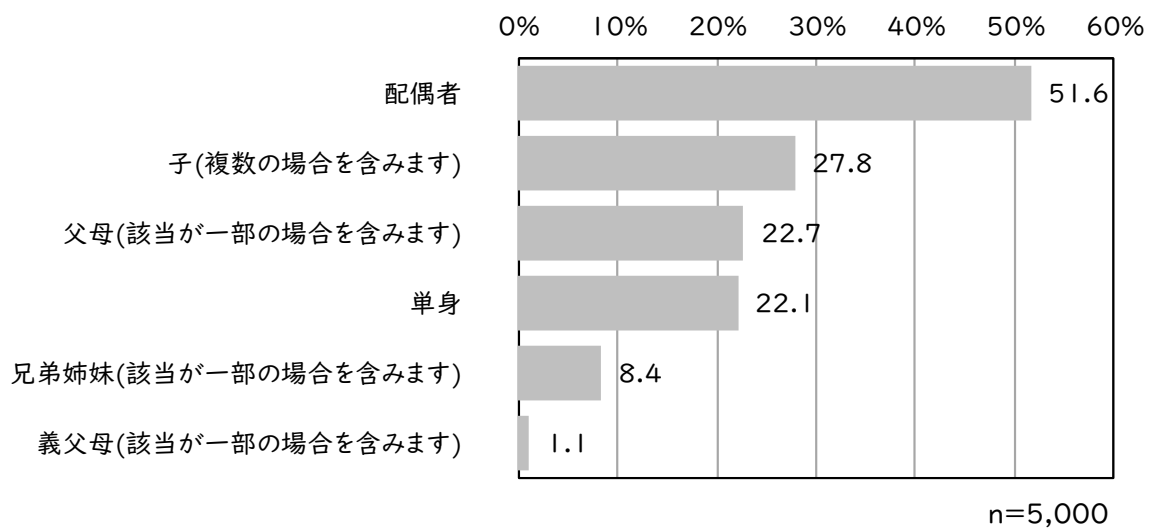
		n=	配偶者	含子（複数の場合を）	すの場（母を該当が一部）	ま一部兄弟姉妹（該当が）	単身	す部の義父（該当が）
全体		5,000	52.3	38.5	36.7	31.2	16.3	9.1
性別	男性	2,417	50.6	33.5	40.4	32.3	17.2	9.3
	女性	2,583	53.9	43.2	33.3	30.1	15.4	8.8
年代別	18～29歳	700	19.6	10.7	66.0	44.4	17.9	6.9
	30～39歳	661	36.8	28.1	59.2	38.4	16.2	13.2
	40～49歳	848	50.0	42.3	50.6	34.0	14.0	13.7
	50～59歳	774	58.1	42.4	44.6	30.7	14.2	13.3
	60～69歳	725	65.8	45.9	22.3	25.8	17.5	9.4
	70～79歳	771	73.8	48.8	5.8	25.2	16.6	3.9
	80歳以上	521	60.5	51.4	0.4	16.7	18.6	0.2
男性年代別	男性18～29歳	358	13.7	6.4	67.3	44.4	20.4	5.6
	男性30～39歳	337	29.1	22.6	61.4	36.2	18.7	8.6
	男性40～49歳	429	43.4	36.1	55.7	35.4	17.9	13.1
	男性50～59歳	387	51.4	35.9	51.2	35.7	17.3	14.7
	男性60～69歳	356	66.9	42.1	21.3	23.6	19.7	10.7
	男性70～79歳	353	79.9	49.3	4.0	25.2	14.4	6.8
	男性80歳以上	197	86.8	47.2	1.0	18.8	7.6	0.5
女性年代別	女性18～29歳	342	25.7	15.2	64.6	44.4	15.2	8.2
	女性30～39歳	324	44.8	34.0	56.8	40.7	13.6	17.9
	女性40～49歳	419	56.8	48.7	45.3	32.5	10.0	14.3
	女性50～59歳	387	64.9	48.8	38.0	25.8	11.1	11.9
	女性60～69歳	369	64.8	49.6	23.3	27.9	15.4	8.1
	女性70～79歳	418	68.7	48.3	7.4	25.1	18.4	1.4
	女性80歳以上	324	44.4	54.0	-	15.4	25.3	-
居住 地方別	北海道	211	42.7	31.3	32.7	29.9	26.1	7.1
	東北	343	54.5	37.9	37.9	32.9	14.9	11.1
	北関東・甲信	384	55.7	46.6	35.2	31.0	15.4	11.2
	南関東	1,472	50.9	35.7	36.6	33.3	17.8	8.4
	北陸	204	52.9	40.2	40.2	24.5	13.2	9.8
	東海	586	54.8	42.7	39.4	32.6	11.3	9.7
	近畿	812	53.4	39.8	35.7	29.4	15.9	7.8
	中国	284	53.5	42.3	36.3	30.3	15.1	9.9
	四国	149	46.3	33.6	41.6	32.2	14.1	12.1
	九州・沖縄	555	52.4	36.0	35.1	28.8	18.0	8.6

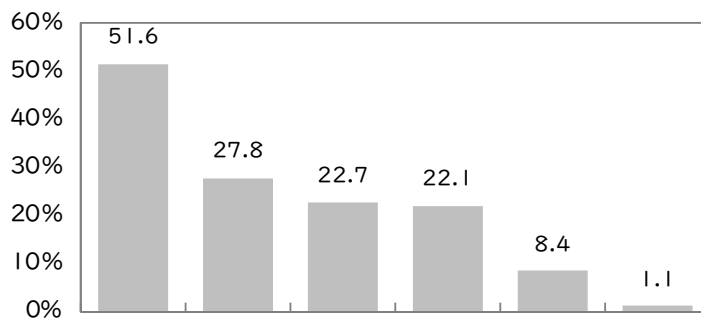
6_回答者の家族の同居状況

■ 現在同居中の家族について最も多いのは、「配偶者」の2,581人（51.6%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であった。

「子（複数の場合を含みます）」は1,391人（27.8%）、「父母（該当が一部の場合を含みます）」は1,136人（22.7%）、「単身」は1,104人（22.1%）であった。

【SC2_2】あなたの現在のご家族のうち、現在同居中の方を全て選択してください。（複数回答）





		n=	配偶者	含子（複数の場合を）	すの父（場合を該含がま）	単身	ま一部（兄弟姉妹の該含が）	す部義（父の該含がま）
全体		5,000	51.6	27.8	22.7	22.1	8.4	1.1
性別	男性	2,417	50.0	23.9	27.0	23.1	9.8	0.9
	女性	2,583	53.1	31.5	18.7	21.1	7.0	1.2
年代別	18～29歳	700	19.0	10.0	52.4	26.3	26.6	1.1
	30～39歳	661	36.2	27.4	38.7	22.7	15.0	0.6
	40～49歳	848	49.6	40.8	28.8	20.3	8.4	1.5
	50～59歳	774	57.1	32.7	22.7	19.9	5.2	1.7
	60～69歳	725	65.1	28.0	10.1	22.2	2.3	1.7
	70～79歳	771	73.2	22.3	2.5	21.0	0.4	0.4
	80歳以上	521	59.5	31.9	0.2	23.2	0.4	-
男性年代別	男性18～29歳	358	13.4	5.6	55.9	28.5	28.5	1.4
	男性30～39歳	337	28.8	21.7	45.1	26.1	16.9	0.3
	男性40～49歳	429	43.1	34.7	33.8	25.4	10.3	0.9
	男性50～59歳	387	50.1	29.5	27.9	24.0	6.2	1.3
	男性60～69歳	356	66.3	25.8	11.2	23.3	2.0	0.8
	男性70～79歳	353	79.0	24.4	1.7	18.4	0.6	0.8
	男性80歳以上	197	86.3	22.3	0.5	9.1	-	-
女性年代別	女性18～29歳	342	24.9	14.6	48.8	24.0	24.6	0.9
	女性30～39歳	324	43.8	33.3	32.1	19.1	13.0	0.9
	女性40～49歳	419	56.3	47.0	23.6	15.0	6.4	2.1
	女性50～59歳	387	64.1	35.9	17.6	15.8	4.1	2.1
	女性60～69歳	369	64.0	30.1	8.9	21.1	2.7	2.4
	女性70～79歳	418	68.2	20.6	3.1	23.2	0.2	-
	女性80歳以上	324	43.2	37.7	-	31.8	0.6	-
居住 地方別	北海道	211	42.2	20.4	18.0	34.6	9.0	0.5
	東北	343	53.9	23.3	25.7	20.1	7.3	1.2
	北関東・甲信	384	55.5	31.8	21.6	19.0	7.3	1.8
	南関東	1,472	50.4	25.9	20.2	26.0	8.3	0.6
	北陸	204	52.0	31.4	30.4	15.2	7.4	1.5
	東海	586	53.9	32.9	25.4	16.2	10.1	1.4
	近畿	812	52.3	29.1	22.8	21.3	8.1	1.1
	中国	284	52.1	29.9	25.0	19.4	6.0	1.8
	四国	149	45.6	26.2	25.5	21.5	9.4	1.3
	九州・沖縄	555	52.1	26.7	22.5	21.6	9.5	0.9

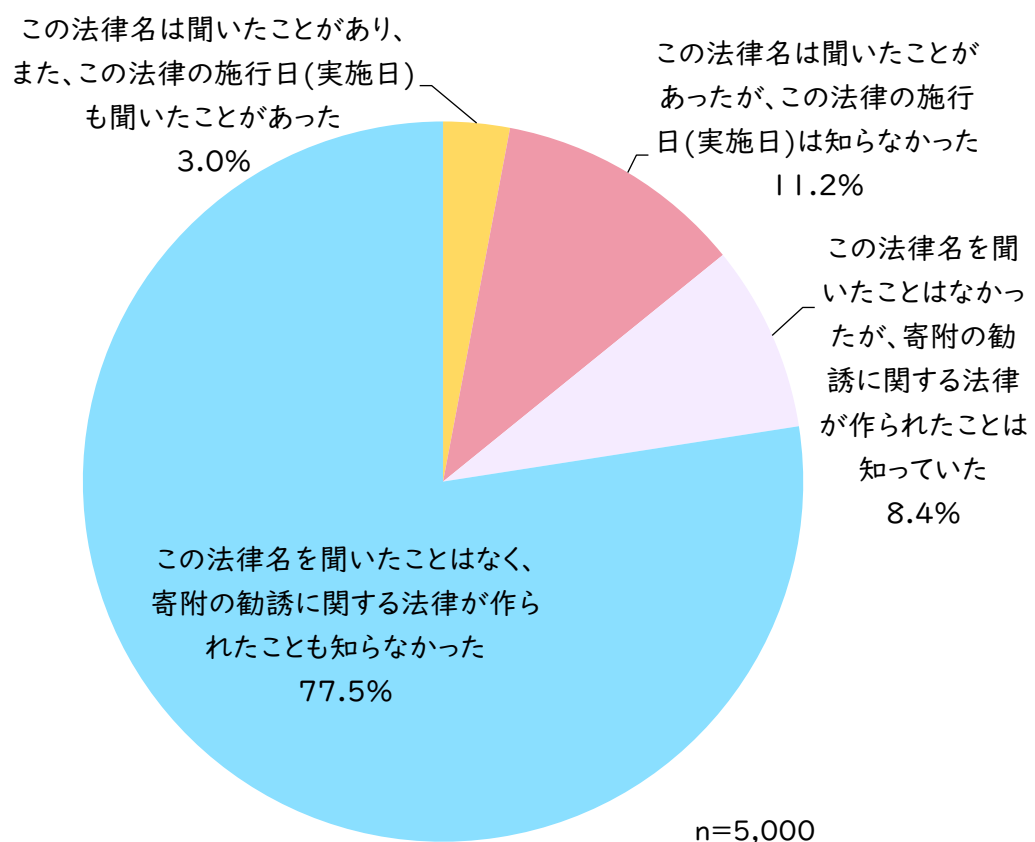
第3_調査結果

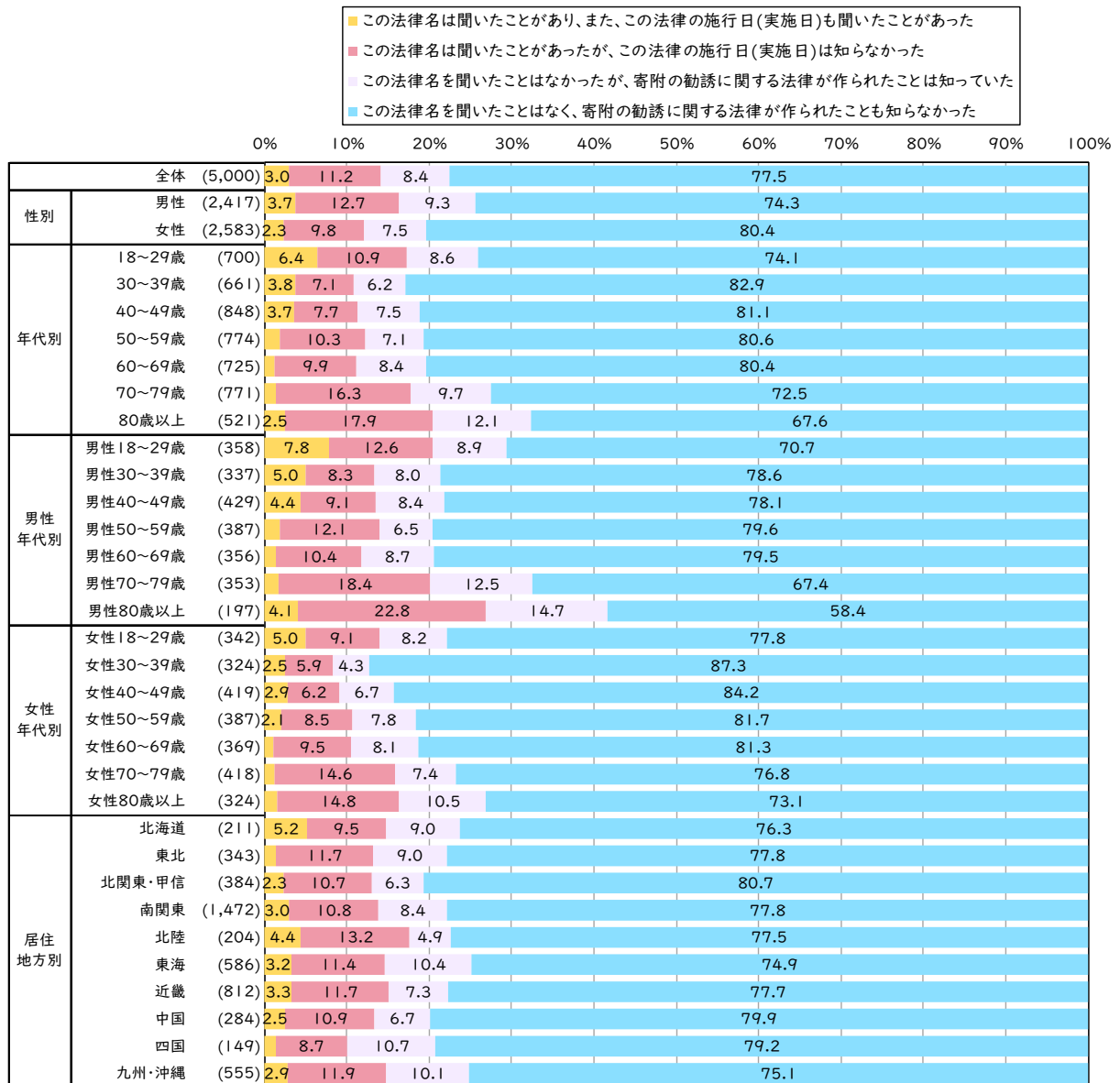
1_不当寄附勧誘防止法の認知状況

- 不当寄附勧誘防止法について、「この法律名を聞いたことはなく、寄附の勧誘に関する法律が作られたことも知らなかった」と回答した者は 3,873 人（77.5%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日（実施日）は知らなかった」と回答した者は 559 人（11.2%）であり、「この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた」と回答した者は 419 人（8.4%）であり、「この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日（実施日）も聞いたことがあった」と回答した者は 149 人（3.0%）であった。

【Q 1】「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（略称：不当寄附勧誘防止法）」について、当てはまるものを 1 つ選択してください。※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。（単一回答）





2%未満の数値ラベルは非表示

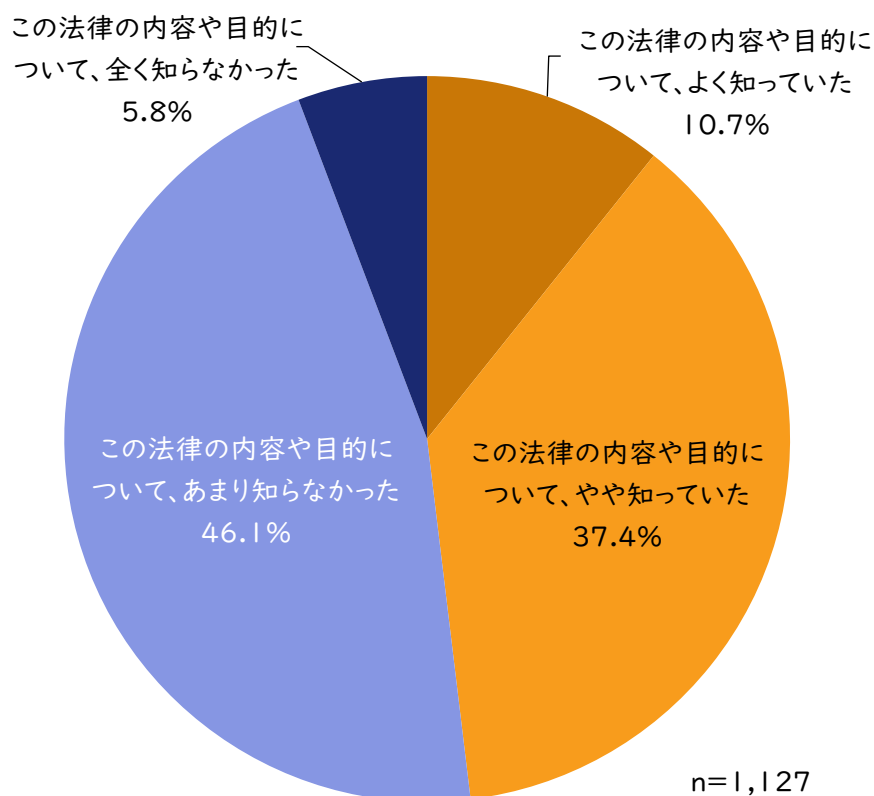
2_不当寄附勧誘防止法の内容や目的の認識状況

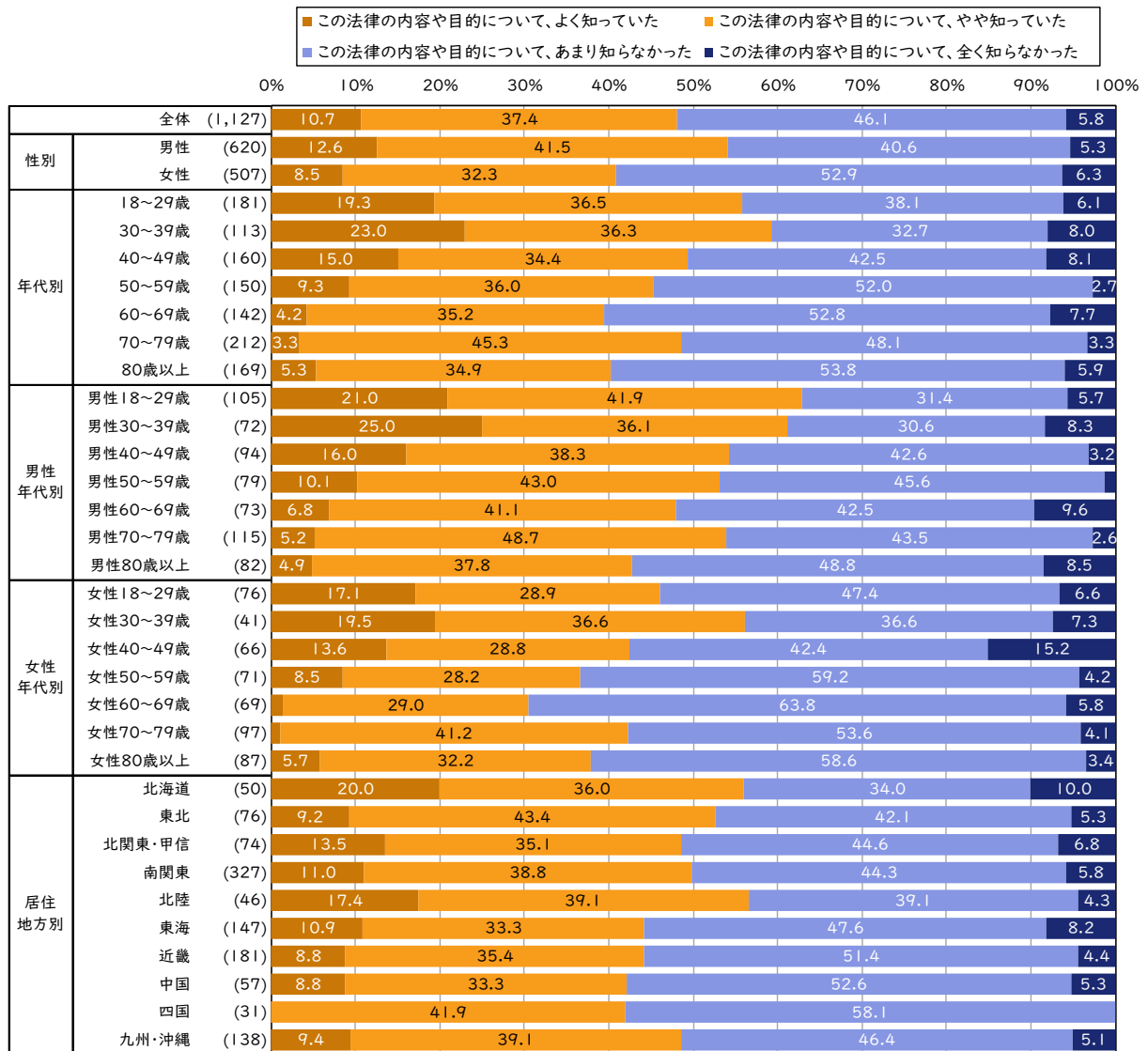
- 不当寄附勧誘防止法の内容や目的の認識の程度について、「この法律の内容や目的について、あまり知らなかった」と回答した者は 520 人 (46.1% (当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。)) であり、最も多かった。

「この法律の内容や目的について、やや知っていた」と回答した者は 421 人 (37.4%) であり、「この法律の内容や目的について、よく知っていた」と回答した者は 121 人 (10.7%) であり、「この法律の内容や目的について、全く知らなかった」と回答した者は 65 人 (5.8%) であった。

【Q 2】「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（略称：不当寄附勧誘防止法）」（寄附の勧誘に関する法律という認識にとどまる場合を含みます）について、その内容や目的の認識として当てはまるものを 1 つ選択してください。※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。（単一回答）

※この設問は、Q 1において、「この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日（実施日）も聞いたことがあった」、「この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日（実施日）は知らなかった」、「この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた」のいずれかを回答した者 (1,127 人) を対象としている。





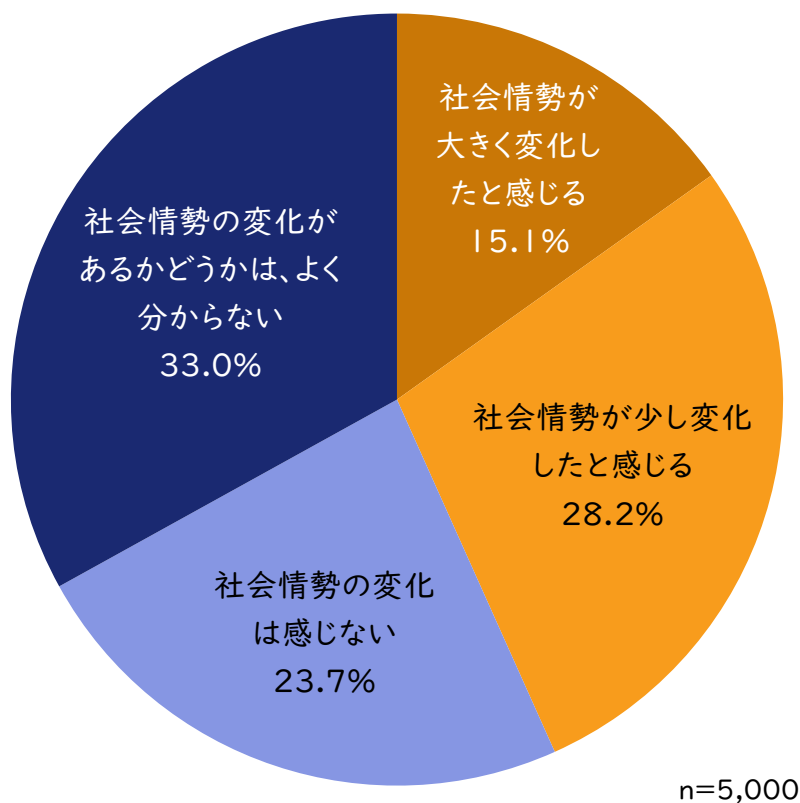
2%未満の数値ラベルは非表示

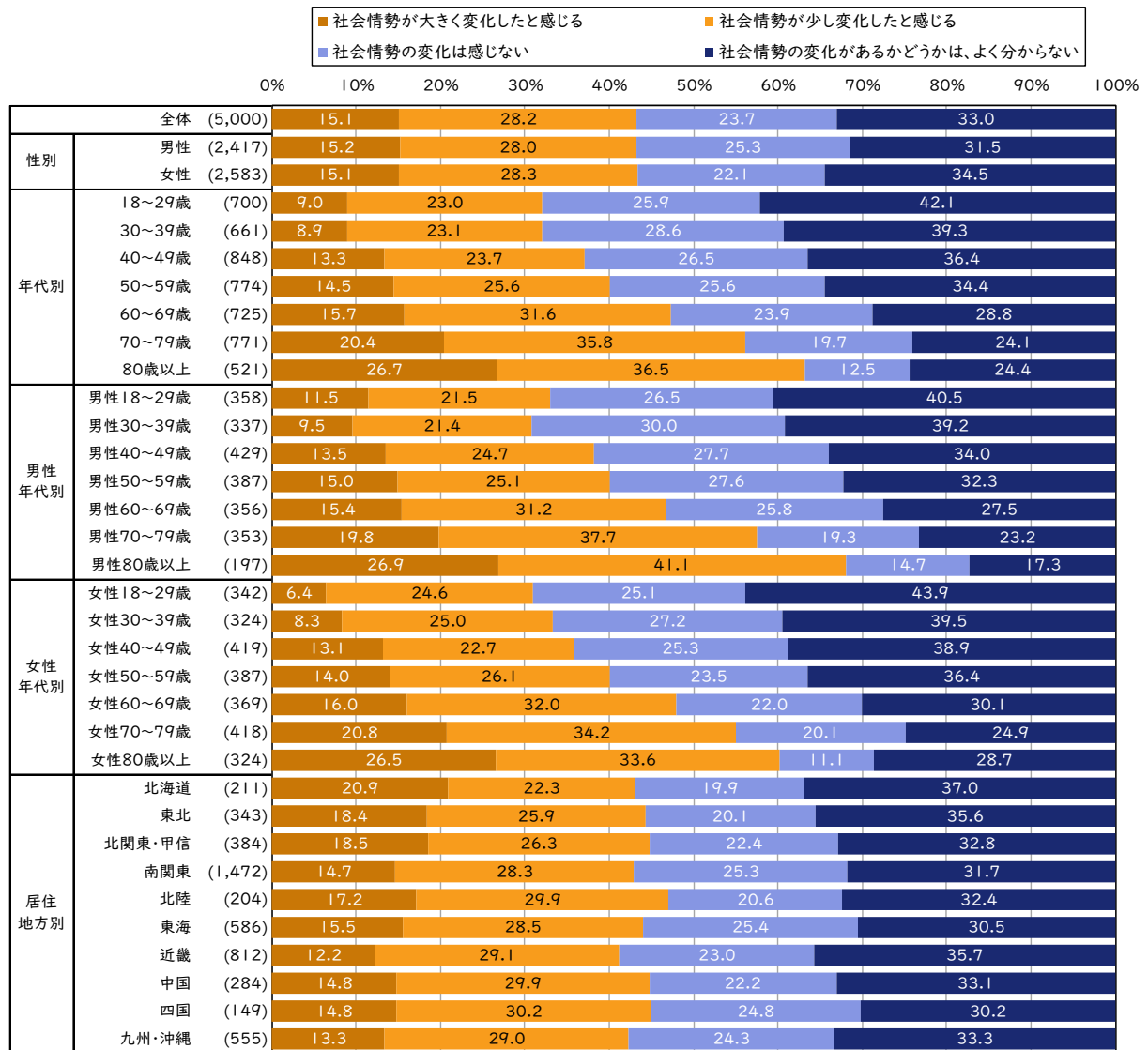
3_社会情勢の変化についての意識（その①）

- 社会情勢の変化について、「社会情勢の変化があるかどうかは、よく分からない」と回答した者は 1,652 人（33.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「社会情勢が少し変化したと感じる」と回答した者は 1,408 人（28.2%）であり、「社会情勢の変化は感じない」と回答した者は 1,183 人（23.7%）であり、「社会情勢が大きく変化したと感じる」と回答した者は 757 人（15.1%）であった。

【Q 3_1】 寄附や寄附の勧誘に関わる視点で、ここ 1～2 年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを 1 つ選択してください。（単一回答）





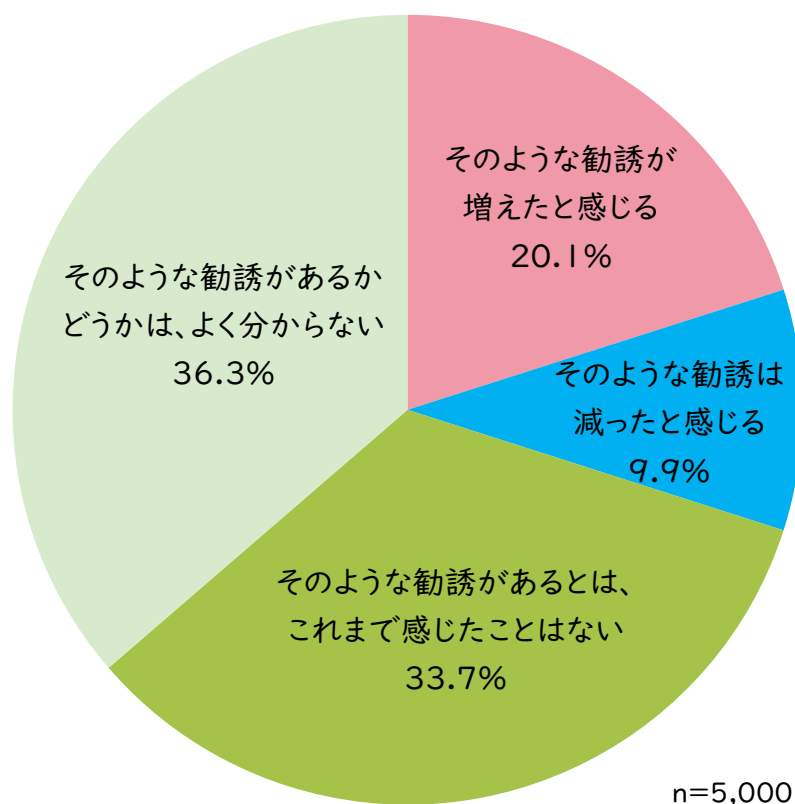
2%未満の数値ラベルは非表示

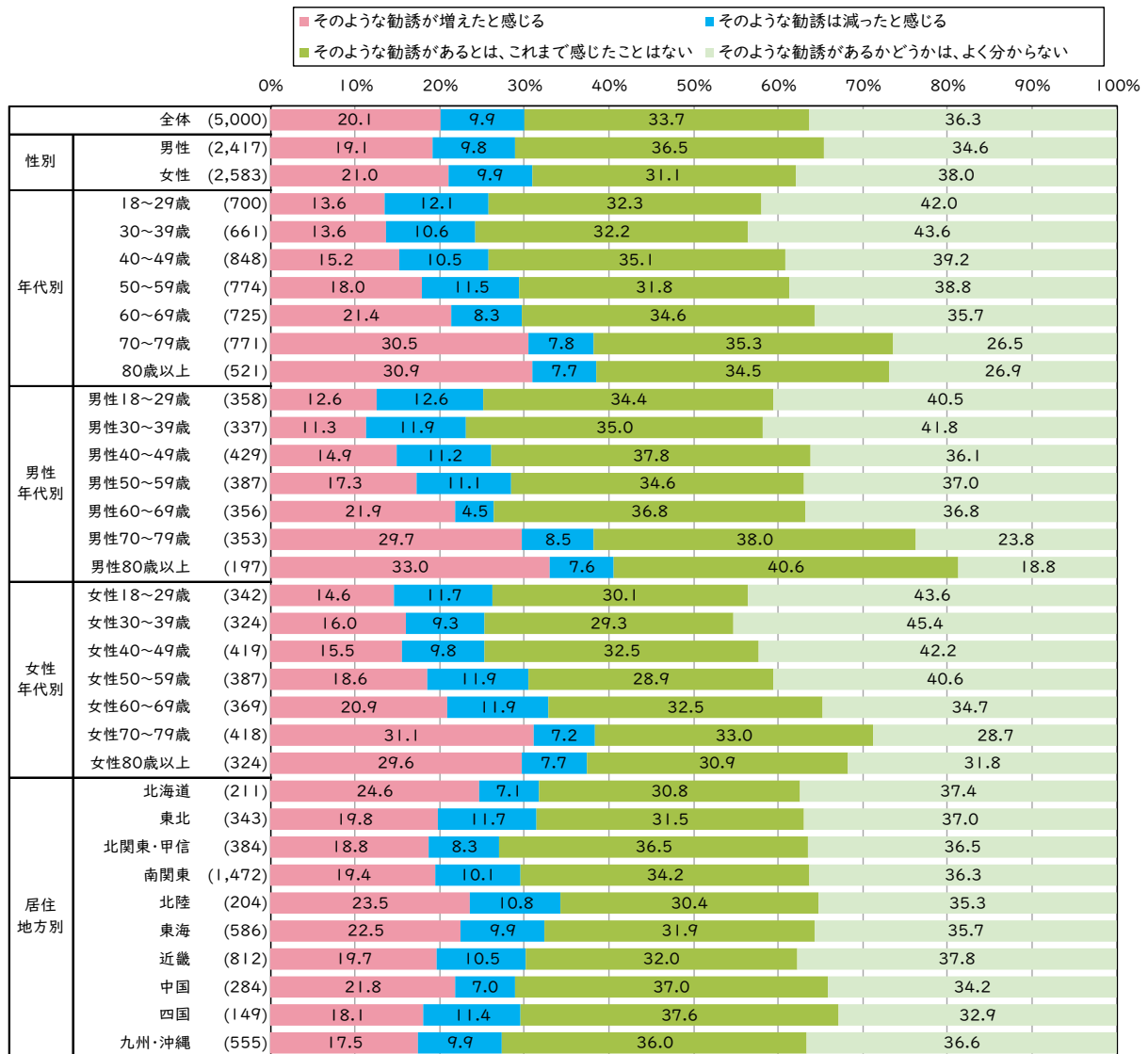
4_社会情勢の変化についての意識（その②）

- 社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘について、「そのような勧誘があるかどうかは、よく分からない」と回答した者は1,817人（36.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「そのような勧誘があるとは、これまで感じたことはない」と回答した者は1,686人（33.7%）であり、「そのような勧誘が増えたと感じる」と回答した者は1,004人（20.1%）であり、「そのような勧誘は減ったと感じる」と回答した者は493人（9.9%）であった。

【Q 3_2】社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘に係る視点で、ここ1～2年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを1つ選択してください。（単一回答）





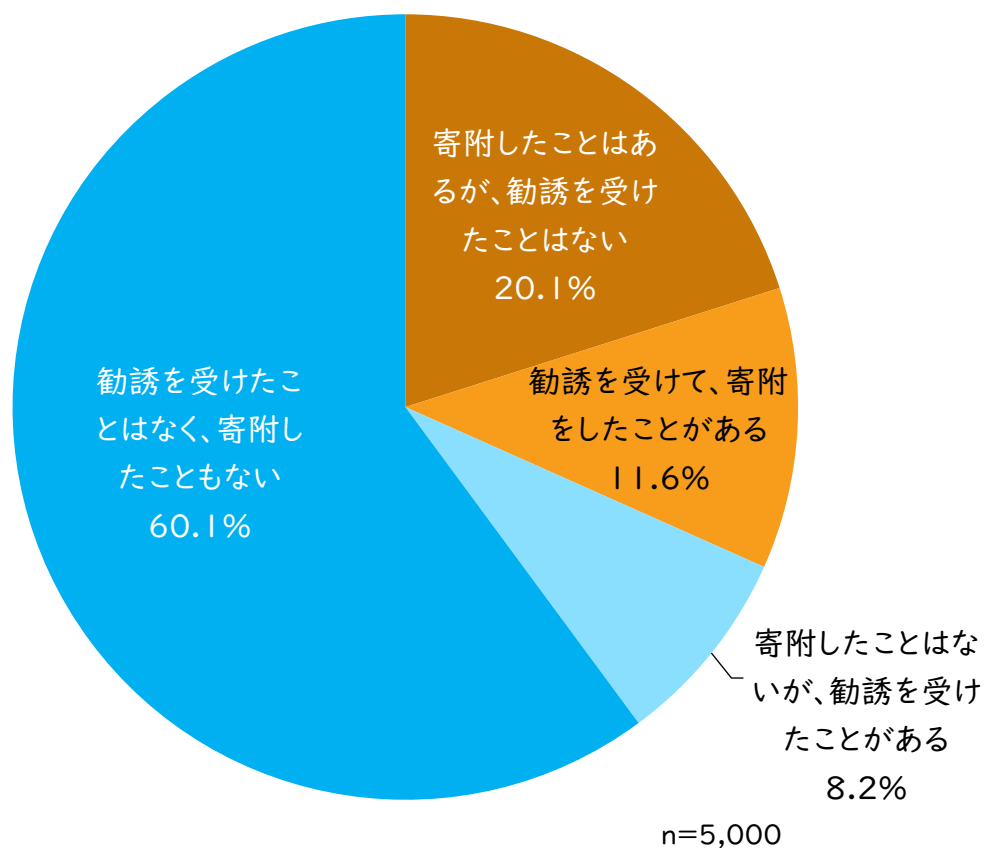
2%未満の数値ラベルは非表示

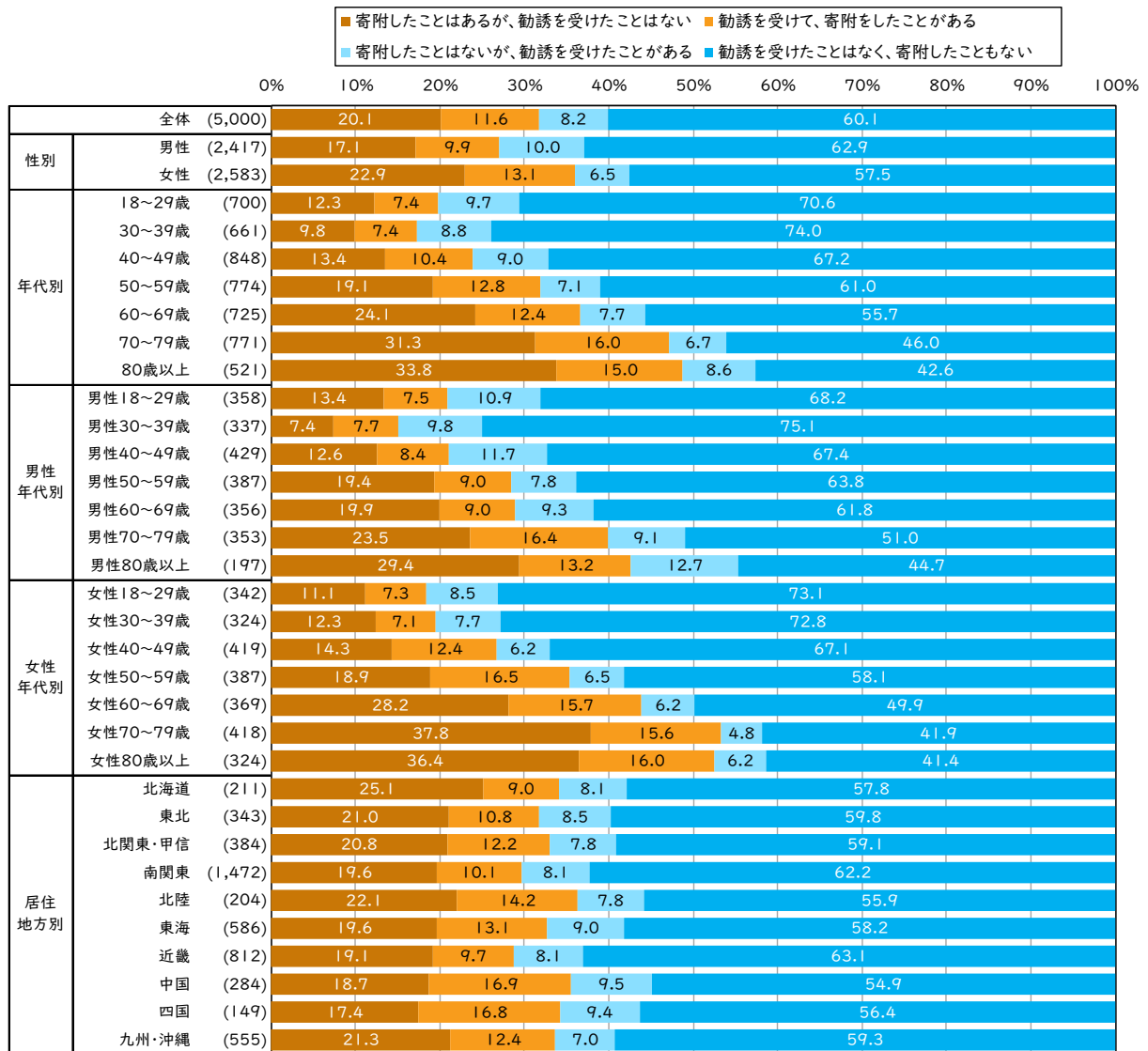
5_寄附の勧誘を受けた経験（少額寄附）

- 少額寄附（一回当たりの金額が300円未満の寄附）の勧誘を受けた経験について、「勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない」と回答した者は3,006人（60.1%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない」と回答した者は1,005人（20.1%）であり、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者は579人（11.6%）であり、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」と回答した者は410人（8.2%）であった。

【Q4_1】あなたの、これまでに受けた少額寄附の勧誘について、該当するものを1つ選択してください。（単一回答）





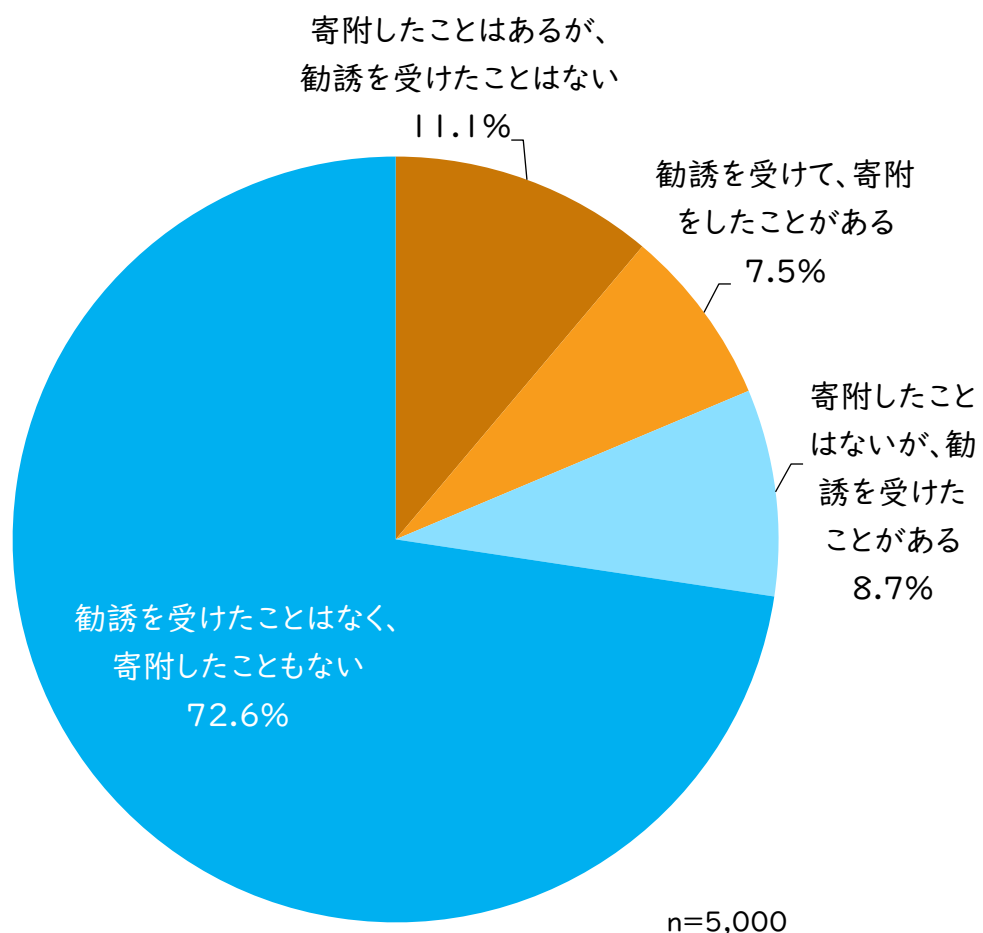
2%未満の数値ラベルは非表示

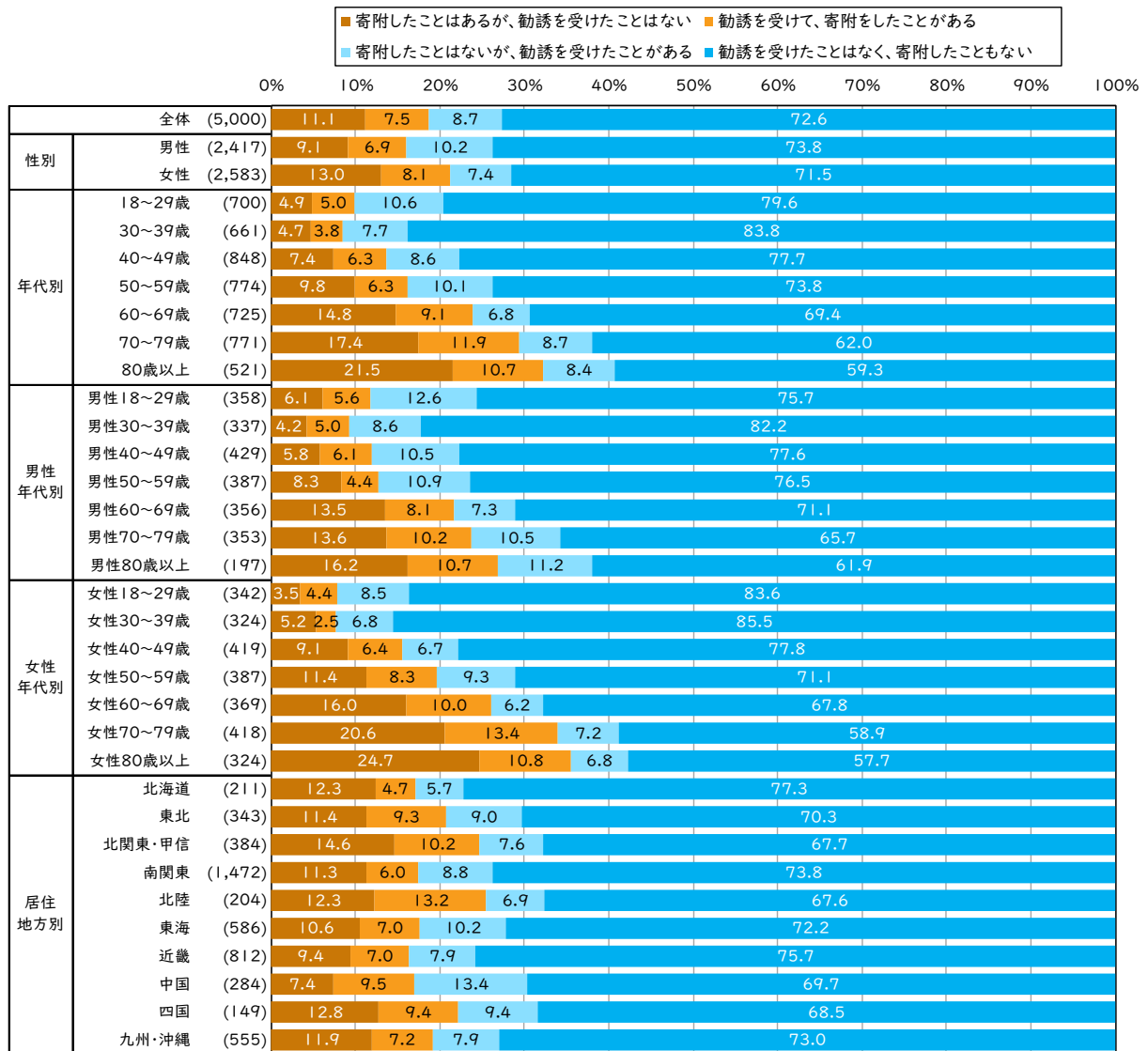
6_寄附の勧誘を受けた経験（相当額寄附）

- 相当額寄附（「少額寄附」を除く全ての寄附）の勧誘を受けた経験について、「勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない」と回答した者は 3,631 人（72.6%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない」と回答した者は 557 人（11.1%）であり、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」と回答した者は 436 人（8.7%）であり、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者は 376 人（7.5%）であった。

【Q 4_2】あなたの、これまでに受けた相当額寄附の勧誘について、該当するものを 1 つ選択してください。（単一回答）





2%未満の数値ラベルは非表示

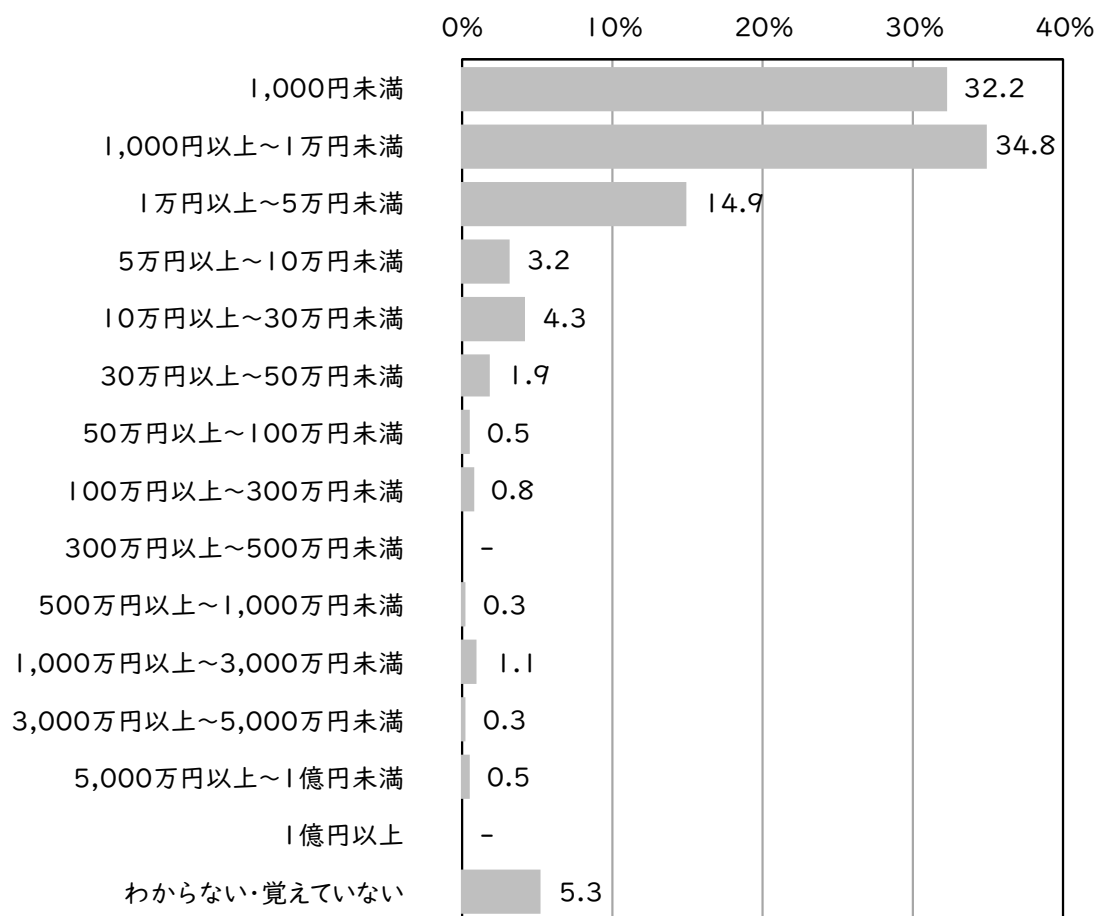
7_勧誘を受けて行った相当額寄附の総額

- 勧誘を受けて行った相当額寄附のこれまでの総額について、「1,000 円以上～1 万円未満」と回答した者は 131 人（34.8%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

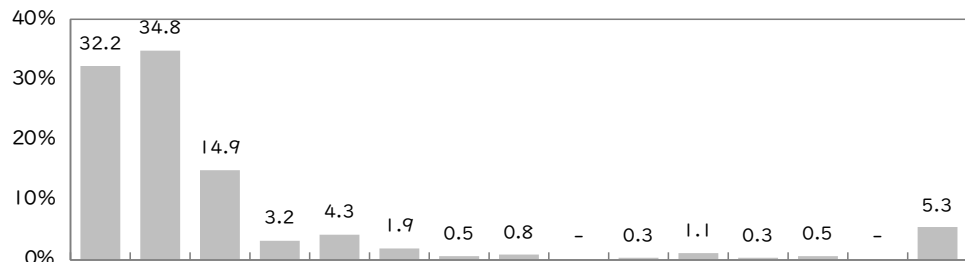
「1,000 円未満」と回答した者は 121 人（32.2%）であり、「1 万円以上～5 万円未満」と回答した者は 56 人（14.9%）であった。

【Q 5_1】勧誘を受けて行った相当額寄附のこれまでの総額について、該当するものを 1 つ選択してください。※例えば、寄附したものが不動産など金銭でない場合は、金銭に換算し、その結果、おおむね該当するものを選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376 人）を対象としている。



n=376



n=		1,000円未満	1,000円以上1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上200万円未満	200万円以上300万円未満	300万円以上500万円未満	500万円以上1,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	1億円以上	わからない・覚えていない
全体		376	32.2	34.8	14.9	3.2	4.3	1.9	0.5	0.8	-	0.3	1.1	0.3	0.5	-	5.3
性別	男性	166	22.9	36.1	17.5	4.8	5.4	1.8	-	1.8	-	0.6	1.8	-	1.2	-	6.0
	女性	210	39.5	33.8	12.9	1.9	3.3	1.9	1.0	-	-	-	0.5	0.5	-	-	4.8
年代別	18~29歳	35	22.9	17.1	25.7	5.7	8.6	2.9	2.9	-	-	-	5.7	-	2.9	-	5.7
	30~39歳	25	24.0	24.0	12.0	4.0	8.0	8.0	-	4.0	-	4.0	-	4.0	4.0	-	4.0
	40~49歳	53	26.4	39.6	11.3	5.7	5.7	1.9	1.9	3.8	-	-	3.8	-	-	-	-
	50~59歳	49	36.7	40.8	18.4	-	2.0	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	60~69歳	66	37.9	37.9	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.6
	70~79歳	92	37.0	32.6	10.9	3.3	6.5	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	8.7
	80歳以上	56	28.6	41.1	14.3	5.4	1.8	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1
男性年代別	男性18~29歳	20	10.0	20.0	40.0	-	10.0	-	-	-	-	-	5.0	-	5.0	-	10.0
	男性30~39歳	17	17.6	29.4	5.9	5.9	11.8	5.9	-	5.9	-	5.9	-	-	5.9	-	5.9
	男性40~49歳	26	23.1	26.9	11.5	11.5	7.7	3.8	-	7.7	-	-	7.7	-	-	-	-
	男性50~59歳	17	17.6	52.9	23.5	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	男性60~69歳	29	37.9	37.9	13.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.3
	男性70~79歳	36	30.6	33.3	16.7	8.3	5.6	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8
	男性80歳以上	21	9.5	57.1	14.3	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14.3
女性年代別	女性18~29歳	15	40.0	13.3	6.7	13.3	6.7	6.7	6.7	-	-	-	6.7	-	-	-	-
	女性30~39歳	8	37.5	12.5	25.0	-	-	12.5	-	-	-	-	-	12.5	-	-	-
	女性40~49歳	27	29.6	51.9	11.1	-	3.7	-	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性50~59歳	32	46.9	34.4	15.6	-	-	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女性60~69歳	37	37.8	37.8	18.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.4
	女性70~79歳	56	41.1	32.1	7.1	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5
	女性80歳以上	35	40.0	31.4	14.3	5.7	2.9	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	2.9
居住地別	北海道	10	40.0	10.0	20.0	-	-	10.0	10.0	-	-	-	-	-	-	-	10.0
	東北	32	43.8	37.5	3.1	9.4	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1
	北関東・甲信	39	30.8	30.8	20.5	-	2.6	-	-	-	-	-	-	-	2.6	2.6	10.3
	南関東	89	36.0	29.2	14.6	2.2	5.6	1.1	-	2.2	-	1.1	3.4	-	-	-	4.5
	北陸	27	40.7	22.2	25.9	3.7	3.7	-	-	-	-	-	3.7	-	-	-	-
	東海	41	29.3	34.1	12.2	2.4	4.9	2.4	-	2.4	-	-	-	-	2.4	-	9.8
	近畿	57	24.6	42.1	17.5	1.8	5.3	5.3	-	-	-	-	-	-	-	-	3.5
	中国	27	25.9	51.9	11.1	3.7	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7
	四国	14	14.3	57.1	14.3	7.1	-	-	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-
	九州・沖縄	40	32.5	35.0	12.5	5.0	5.0	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	7.5

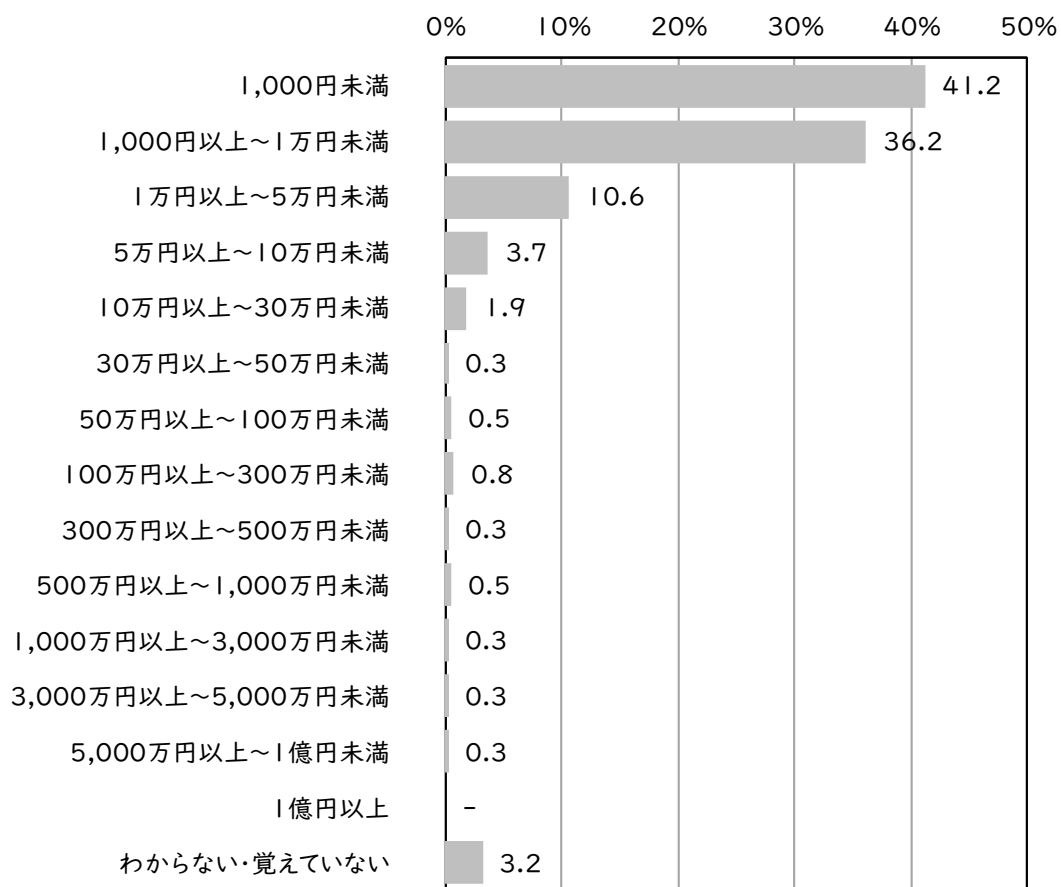
8_勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額

■ 勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額について、「1,000円未満」と回答した者は155人（41.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

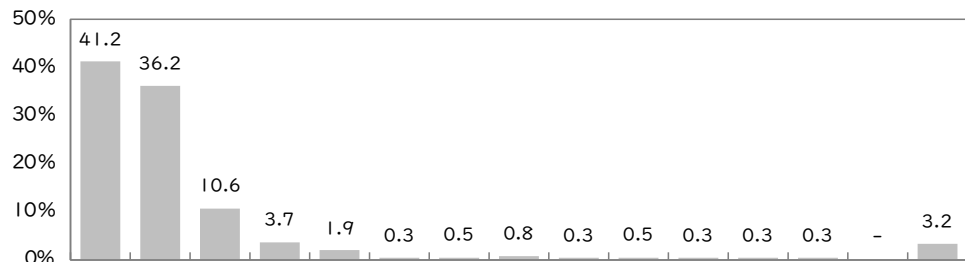
「1,000円以上～1万円未満」と回答した者は136人（36.2%）であり、「1万円以上～5万円未満」と回答した者は40人（10.6%）であった。

【Q5_2】勧誘を受けて行った相当額寄附の1回当たりの最高額について、該当するものを1つ選択してください。※例えば、寄附したものが不動産など金銭でない場合は、金銭に換算し、その結果、おおむね該当するものを選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376人）を対象としている。



n=376



		n=	1,000円未満	1,000円以上5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上50万円未満	50万円以上55万円未満	55万円以上60万円未満	60万円以上65万円未満	65万円以上70万円未満	70万円以上75万円未満	75万円以上80万円未満	80万円以上	わからない・覚えていない
全体		376	41.2	36.2	10.6	3.7	1.9	0.3	0.5	0.8	0.3	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	-	-	-	3.2	
性別	男性	166	33.7	38.6	13.9	3.6	3.0	-	0.6	1.8	0.6	0.6	-	0.6	0.6	-	-	-	-	2.4	
	女性	210	47.1	34.3	8.1	3.8	1.0	0.5	0.5	-	-	0.5	0.5	-	-	-	-	-	-	3.8	
年代別	18～29歳	35	28.6	14.3	22.9	11.4	5.7	2.9	2.9	-	-	2.9	-	-	2.9	-	-	-	-	5.7	
	30～39歳	25	36.0	24.0	20.0	4.0	-	-	4.0	4.0	-	-	4.0	4.0	-	-	-	-	-	-	
	40～49歳	53	34.0	37.7	7.5	9.4	3.8	-	-	3.8	1.9	1.9	-	-	-	-	-	-	-	-	
	50～59歳	49	53.1	28.6	14.3	-	4.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60～69歳	66	50.0	39.4	7.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.0	
	70～79歳	92	44.6	37.0	9.8	3.3	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.3	
	80歳以上	56	32.1	55.4	3.6	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	
男性年代別	男性18～29歳	20	15.0	20.0	35.0	5.0	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	5.0	-	-	10.0		
	男性30～39歳	17	35.3	23.5	23.5	-	-	-	5.9	5.9	-	-	-	-	5.9	-	-	-	-	-	
	男性40～49歳	26	30.8	30.8	3.8	11.5	7.7	-	-	7.7	3.8	3.8	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性50～59歳	17	35.3	41.2	17.6	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性60～69歳	29	51.7	41.4	6.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性70～79歳	36	41.7	38.9	13.9	5.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	男性80歳以上	21	14.3	71.4	4.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9.5	
女性年代別	女性18～29歳	15	46.7	6.7	6.7	20.0	-	6.7	6.7	-	-	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性30～39歳	8	37.5	25.0	12.5	12.5	-	-	-	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	
	女性40～49歳	27	37.0	44.4	11.1	7.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性50～59歳	32	62.5	21.9	12.5	-	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	女性60～69歳	37	48.6	37.8	8.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.4	
	女性70～79歳	56	46.4	35.7	7.1	1.8	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	
	女性80歳以上	35	42.9	45.7	2.9	2.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	
居住地方別	北海道	10	50.0	20.0	10.0	-	10.0	-	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東北	32	53.1	37.5	3.1	3.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.1	
	北関東・甲信	39	48.7	30.8	12.8	-	-	-	-	-	-	-	-	2.6	2.6	-	-	-	-	2.6	
	南関東	89	40.4	30.3	14.6	1.1	2.2	-	1.1	2.2	1.1	2.2	-	-	-	-	-	-	-	4.5	
	北陸	27	44.4	33.3	11.1	7.4	3.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東海	41	43.9	29.3	7.3	4.9	4.9	-	-	2.4	-	-	-	-	-	-	2.4	-	-	4.9	
	近畿	57	29.8	43.9	14.0	3.5	1.8	1.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.3	
	中国	27	33.3	55.6	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	四国	14	28.6	50.0	7.1	14.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	九州・沖縄	40	45.0	37.5	5.0	10.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	

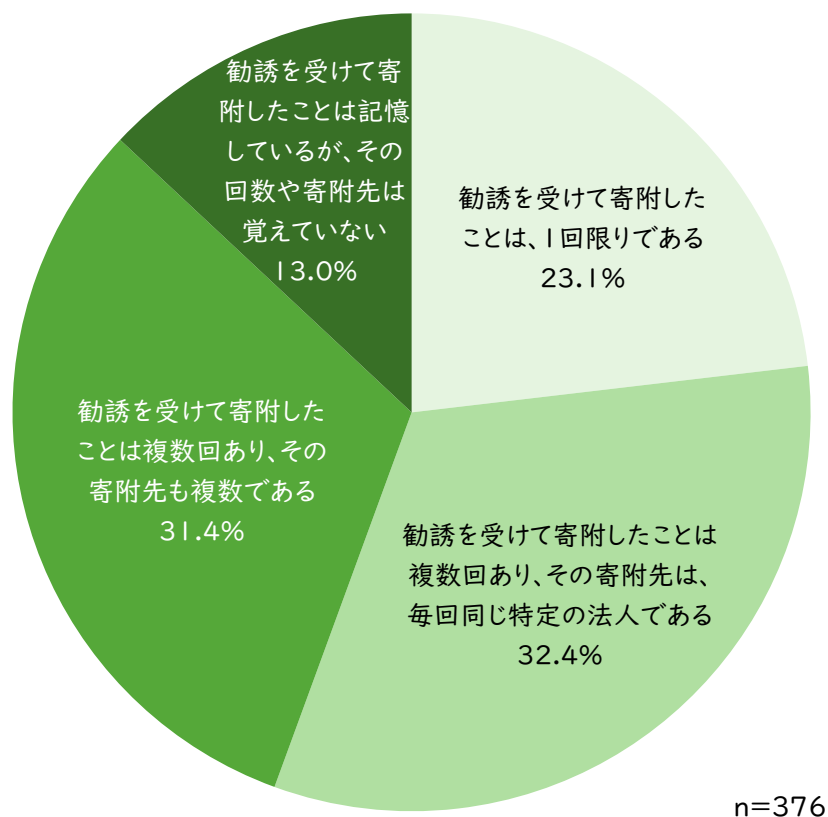
9_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附先の法人

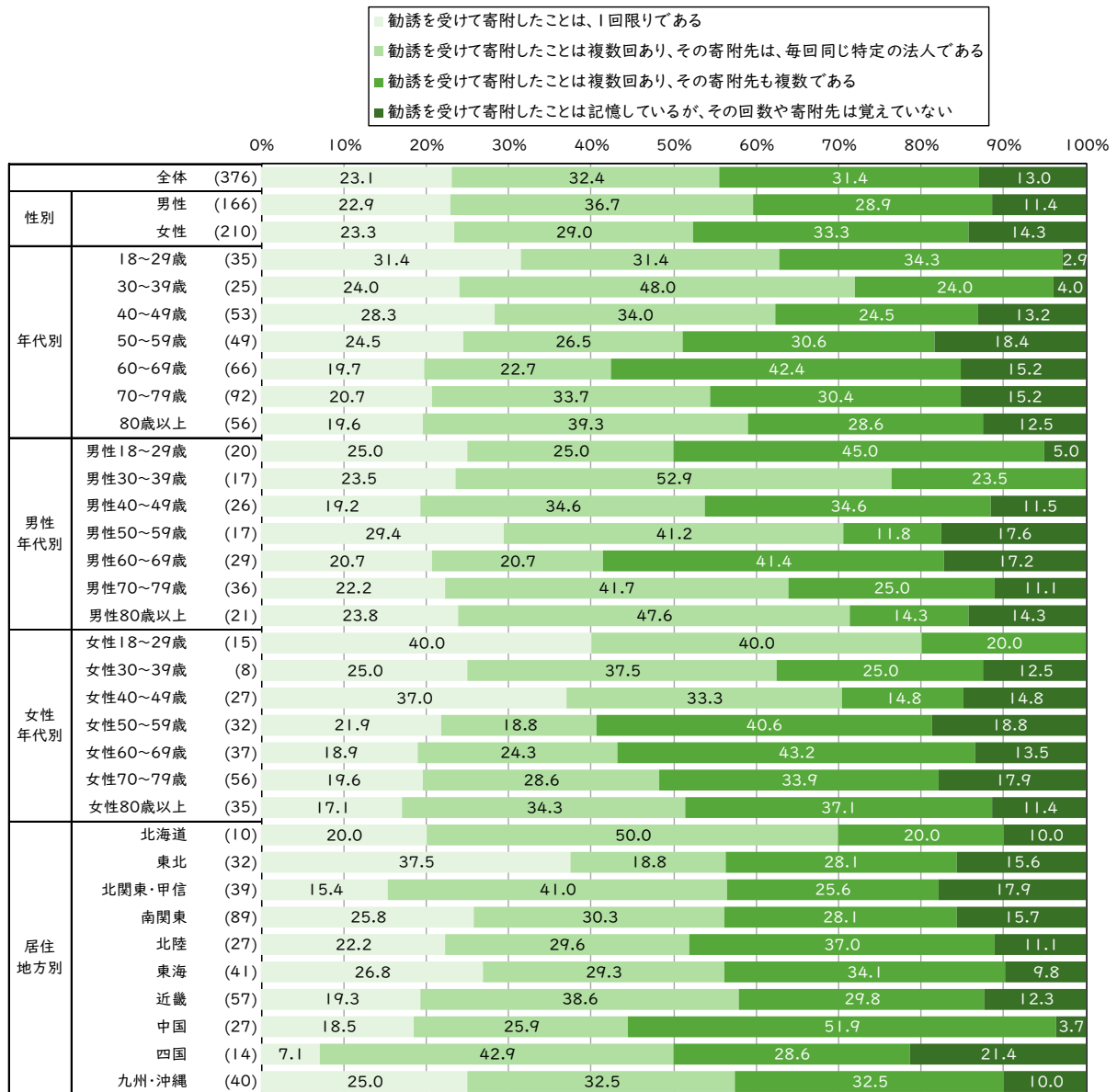
- 勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附先の法人について、「勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先は、毎回同じ特定の法人である」と回答した者は122人（32.4%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先も複数である」と回答した者は118人（31.4%）であり、「勧誘を受けて寄附したことは、1回限りである」と回答した者は87人（23.1%）であり、「勧誘を受けて寄附したことは記憶しているが、その回数や寄附先は覚えていない」と回答した者は49人（13.0%）であった。

【Q 6_1】 勧誘を受けて行った相当額寄附について、当該寄附先の法人に関し、該当するものを1つ選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376人）を対象としている。





2%未満の数値ラベルは非表示

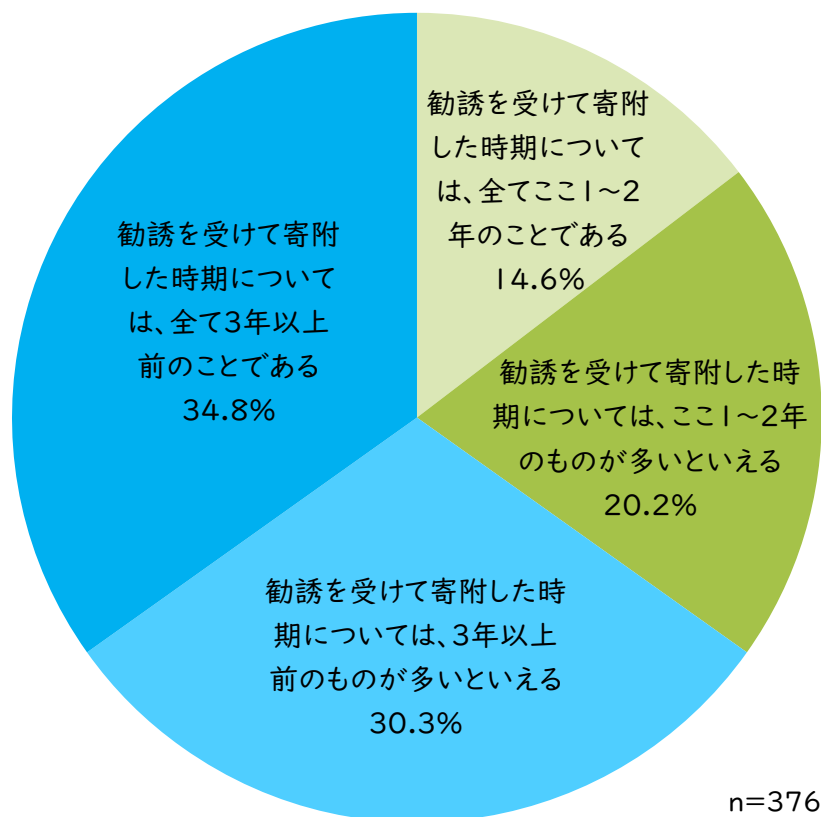
10_勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附時期

- 勧誘を受けて行った相当額寄附の寄附時期について、「勧誘を受けて寄附した時期については、全て3年以上前のことである」と回答した者は131人（34.8%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

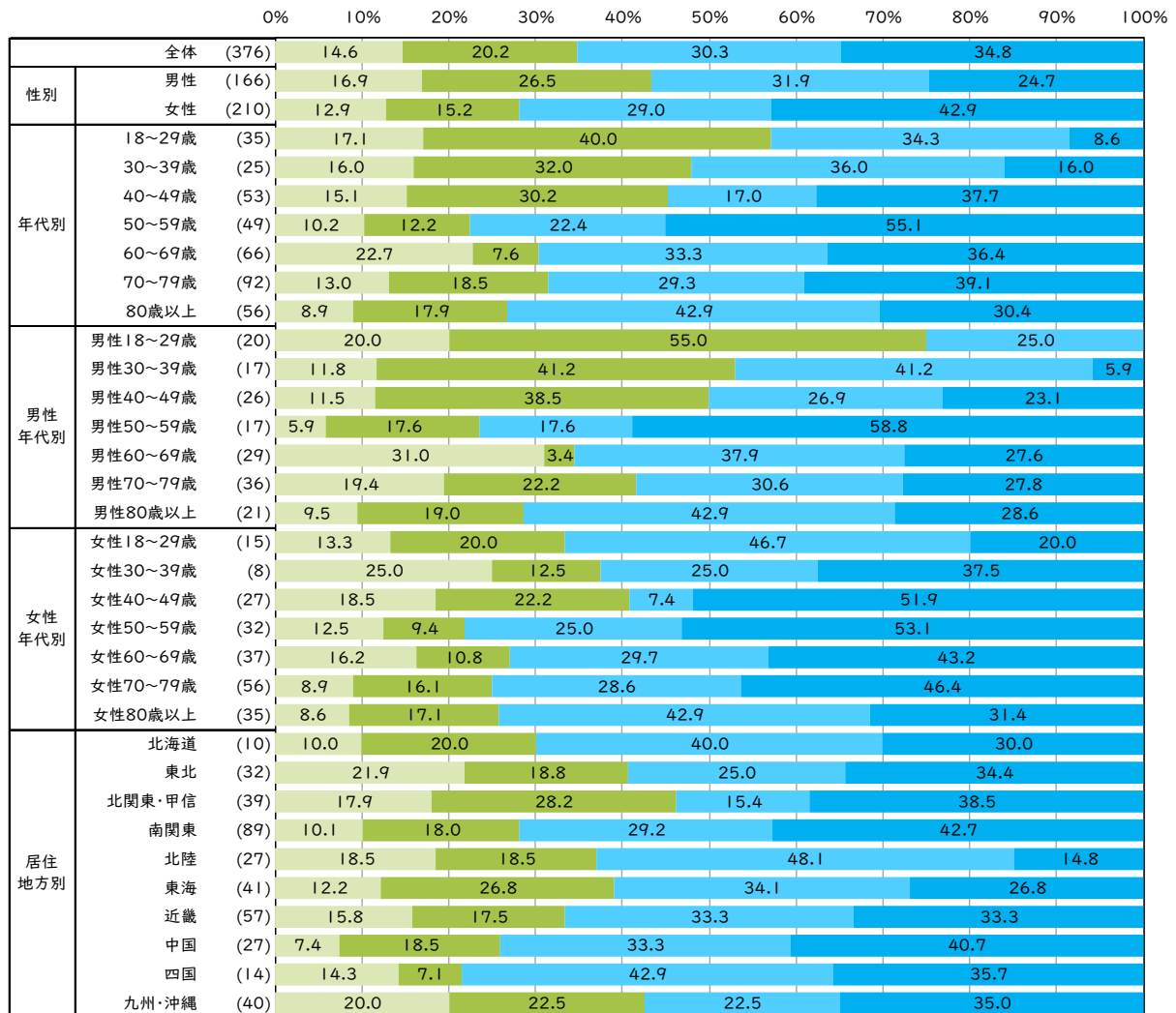
「勧誘を受けて寄附した時期については、3年以上前のものが多いといえる」と回答した者は114人（30.3%）であり、「勧誘を受けて寄附した時期については、ここ1～2年のものが多いといえる」と回答した者は76人（20.2%）であり、「勧誘を受けて寄附した時期については、全てここ1～2年のことである」と回答した者は55人（14.6%）であった。

【Q 6_2】 勧誘を受けて行った相当額寄附について、当該寄附の時期に関し、該当するものを1つ選択してください。（単一回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」と回答した者（376人）を対象としている。



■ 勧誘を受けて寄附した時期については、全てここ1~2年のことである
 ■ 勧誘を受けて寄附した時期については、ここ1~2年のものが多いといえる
 ■ 勧誘を受けて寄附した時期については、3年以上前のものが多いといえる
 ■ 勧誘を受けて寄附した時期については、全て3年以上前のことである



2%未満の数値ラベルは非表示

11_寄附の勧誘方法（少額寄附）

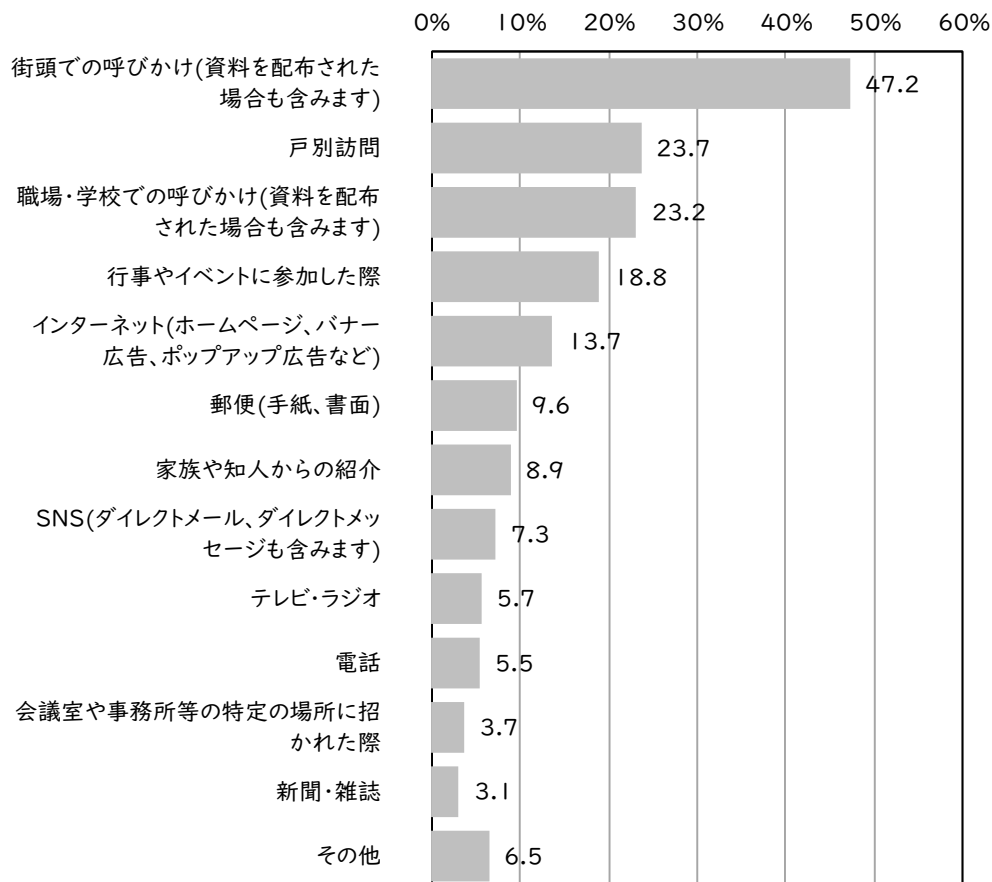
- これまでに体験した少額寄附の勧誘方法について、「街頭での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 467 人（47.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「戸別訪問」と回答した者は 234 人（23.7%）であり、「職場・学校での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 229 人（23.2%）であった。

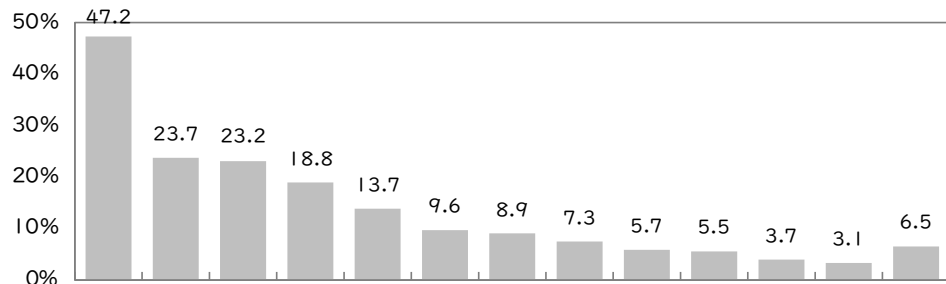
- なお、「その他」と回答した者は 64 人（6.5%）であったが、その具体的な内容について自由記述形式で回答を求めたところ、寄せられたもののほとんどが、「町内会・自治会からの勧誘」であった。

【Q 7_1】ご自身が体験した少額寄附の勧誘方法について、該当するものがあれば全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_1において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（989 人）を対象としている。



n=989



		n=	街頭での呼びかけ	戸別訪問	職場・学校での呼びかけ	行事やイベントに参加した際	インターネット	郵便	家族や知人からの紹介	SNS	テレビ・ラジオ	電話	会議室や事務所等の特定の場所に招かれた際	新聞・雑誌	その他
全体		989	47.2	23.7	23.2	18.8	13.7	9.6	8.9	7.3	5.7	5.5	3.7	3.1	6.5
性別	男性	482	44.8	23.7	21.2	18.3	18.0	13.9	6.6	9.3	7.1	7.3	4.8	3.9	5.0
	女性	507	49.5	23.7	25.0	19.3	9.5	5.5	11.0	5.3	4.3	3.7	2.8	2.4	7.9
年代別	18～29歳	120	39.2	9.2	24.2	12.5	19.2	10.8	8.3	11.7	7.5	6.7	6.7	5.0	0.8
	30～39歳	107	47.7	14.0	29.0	15.9	12.1	5.6	2.8	8.4	2.8	8.4	9.3	3.7	2.8
	40～49歳	164	45.1	27.4	28.7	15.2	13.4	4.9	12.2	9.8	6.1	6.1	3.0	3.0	1.8
	50～59歳	154	51.3	26.0	30.5	20.1	11.7	7.1	8.4	5.2	6.5	3.2	1.9	1.3	9.7
	60～69歳	146	50.7	26.7	28.8	18.5	9.6	8.9	8.2	4.8	4.8	2.7	1.4	2.7	8.9
	70～79歳	175	52.6	29.1	12.6	21.1	14.9	14.3	8.6	4.6	5.1	5.1	3.4	2.9	8.6
	80歳以上	123	40.7	26.8	8.9	27.6	15.4	15.4	12.2	8.1	6.5	7.3	2.4	4.1	11.4
男性年代別	男性18～29歳	66	31.8	12.1	25.8	15.2	16.7	13.6	7.6	16.7	9.1	7.6	7.6	6.1	1.5
	男性30～39歳	59	44.1	22.0	23.7	15.3	18.6	8.5	3.4	13.6	3.4	11.9	8.5	5.1	1.7
	男性40～49歳	86	47.7	29.1	23.3	16.3	15.1	5.8	11.6	10.5	7.0	9.3	4.7	3.5	2.3
	男性50～59歳	65	38.5	29.2	23.1	15.4	15.4	12.3	4.6	6.2	7.7	1.5	3.1	-	7.7
	男性60～69歳	65	53.8	27.7	30.8	12.3	15.4	15.4	4.6	3.1	6.2	4.6	1.5	6.2	4.6
	男性70～79歳	90	46.7	21.1	12.2	25.6	23.3	20.0	6.7	5.6	7.8	6.7	4.4	3.3	11.1
	男性80歳以上	51	51.0	23.5	9.8	27.5	21.6	23.5	5.9	11.8	7.8	9.8	3.9	3.9	3.9
女性年代別	女性18～29歳	54	48.1	5.6	22.2	9.3	22.2	7.4	9.3	5.6	5.6	5.6	5.6	3.7	-
	女性30～39歳	48	52.1	4.2	35.4	16.7	4.2	2.1	2.1	2.1	2.1	4.2	10.4	2.1	4.2
	女性40～49歳	78	42.3	25.6	34.6	14.1	11.5	3.8	12.8	9.0	5.1	2.6	1.3	2.6	1.3
	女性50～59歳	89	60.7	23.6	36.0	23.6	9.0	3.4	11.2	4.5	5.6	4.5	1.1	2.2	11.2
	女性60～69歳	81	48.1	25.9	27.2	23.5	4.9	3.7	11.1	6.2	3.7	1.2	1.2	-	12.3
	女性70～79歳	85	58.8	37.6	12.9	16.5	5.9	8.2	10.6	3.5	2.4	3.5	2.4	2.4	5.9
	女性80歳以上	72	33.3	29.2	8.3	27.8	11.1	9.7	16.7	5.6	5.6	5.6	1.4	4.2	16.7
居住地別	北海道	36	47.2	19.4	22.2	22.2	16.7	13.9	8.3	8.3	8.3	8.3	2.8	5.6	2.8
	東北	66	37.9	36.4	22.7	16.7	19.7	9.1	7.6	9.1	4.5	4.5	6.1	-	9.1
	北関東・甲信	77	32.5	32.5	14.3	18.2	16.9	7.8	10.4	9.1	6.5	5.2	3.9	3.9	14.3
	南関東	268	49.3	17.2	23.5	22.0	12.3	11.9	9.3	7.1	6.0	4.9	5.6	4.5	4.5
	北陸	45	53.3	20.0	20.0	13.3	20.0	11.1	6.7	2.2	2.2	6.7	-	2.2	8.9
	東海	130	50.8	25.4	26.9	20.0	10.0	8.5	3.1	3.8	3.1	6.9	3.1	0.8	8.5
	近畿	145	44.8	24.1	18.6	20.7	14.5	6.2	9.0	7.6	4.8	5.5	3.4	4.1	4.1
	中国	75	40.0	24.0	21.3	8.0	13.3	8.0	13.3	6.7	8.0	4.0	1.3	1.3	9.3
	四国	39	56.4	12.8	28.2	15.4	5.1	15.4	5.1	10.3	5.1	5.1	2.6	2.6	7.7
	九州・沖縄	108	56.5	29.6	31.5	18.5	13.9	8.3	13.9	10.2	8.3	5.6	2.8	3.7	2.8

12_寄附の勧誘方法（相当額寄附）

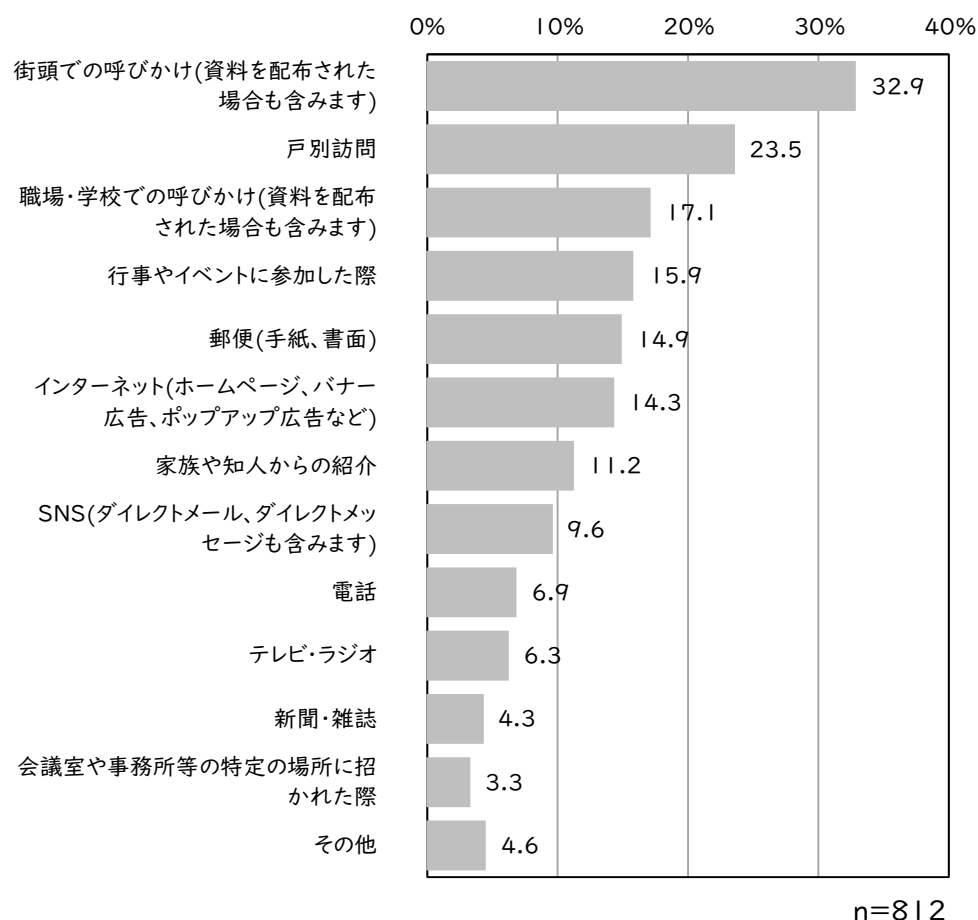
- これまでに体験した相当額寄附の勧誘方法について、「街頭での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 267 人（32.9%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

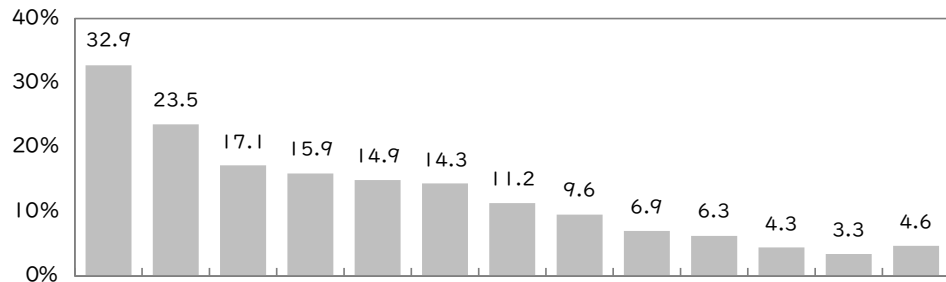
「戸別訪問」と回答した者は 191 人（23.5%）であり、「職場・学校での呼びかけ（資料を配布された場合も含みます）」と回答した者は 139 人（17.1%）であった。

- なお、「その他」と回答した者は 37 人（4.6%）であったが、その具体的な内容について自由記述形式で回答を求めたところ、寄せられた回答としては、「町内会・自治会からの勧誘」が多かった。

【Q 7_2】ご自身が体験した相当額寄附の勧誘方法について、該当するものがあれば全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（812 人）を対象としている。





		n=	街頭での呼びかけ	戸別訪問	職場・学校での呼びかけ	行事やイベントに参加した際	郵便	インターネット	家族や知人からの紹介	SNS	電話	テレビ・ラジオ	新聞・雑誌	会議室や事務所等の特定の場所に招かれた際	その他
全体		812	32.9	23.5	17.1	15.9	14.9	14.3	11.2	9.6	6.9	6.3	4.3	3.3	4.6
性別	男性	412	31.8	22.8	16.7	16.7	17.0	18.4	9.7	12.9	8.3	8.0	5.8	4.1	3.4
	女性	400	34.0	24.3	17.5	15.0	12.8	10.0	12.8	6.3	5.5	4.5	2.8	2.5	5.8
年代別	18～29歳	109	34.9	9.2	17.4	12.8	9.2	18.3	14.7	17.4	12.8	10.1	11.0	6.4	0.9
	30～39歳	76	42.1	19.7	15.8	9.2	11.8	11.8	5.3	17.1	10.5	7.9	5.3	3.9	1.3
	40～49歳	126	31.0	19.8	23.8	14.3	13.5	10.3	12.7	11.1	9.5	7.1	3.2	3.2	2.4
	50～59歳	127	35.4	26.8	22.0	20.5	13.4	13.4	10.2	5.5	3.1	6.3	2.4	2.4	2.4
	60～69歳	115	33.9	27.8	21.7	15.7	13.0	10.4	7.8	6.1	2.6	3.5	3.5	2.6	5.2
	70～79歳	159	31.4	28.3	11.9	16.4	20.1	15.1	13.2	6.9	5.0	5.0	1.3	3.1	8.2
	80歳以上	100	24.0	30.0	6.0	20.0	21.0	21.0	12.0	7.0	7.0	5.0	6.0	2.0	10.0
男性年代別	男性18～29歳	65	30.8	10.8	18.5	12.3	9.2	21.5	15.4	18.5	12.3	12.3	16.9	9.2	1.5
	男性30～39歳	46	39.1	23.9	17.4	8.7	19.6	15.2	6.5	23.9	15.2	8.7	6.5	2.2	-
	男性40～49歳	71	29.6	21.1	25.4	18.3	12.7	12.7	9.9	16.9	12.7	9.9	2.8	4.2	4.2
	男性50～59歳	59	27.1	28.8	16.9	18.6	15.3	18.6	10.2	6.8	1.7	5.1	-	3.4	1.7
	男性60～69歳	55	38.2	23.6	18.2	14.5	14.5	9.1	3.6	5.5	3.6	5.5	5.5	1.8	5.5
	男性70～79歳	73	31.5	24.7	11.0	20.5	26.0	23.3	12.3	8.2	5.5	4.1	1.4	4.1	5.5
	男性80歳以上	43	27.9	30.2	7.0	23.3	23.3	30.2	7.0	11.6	7.0	11.6	9.3	2.3	4.7
女性年代別	女性18～29歳	44	40.9	6.8	15.9	13.6	9.1	13.6	13.6	15.9	13.6	6.8	2.3	2.3	-
	女性30～39歳	30	46.7	13.3	13.3	10.0	-	6.7	3.3	6.7	3.3	6.7	3.3	6.7	3.3
	女性40～49歳	55	32.7	18.2	21.8	9.1	14.5	7.3	16.4	3.6	5.5	3.6	3.6	1.8	-
	女性50～59歳	68	42.6	25.0	26.5	22.1	11.8	8.8	10.3	4.4	4.4	7.4	4.4	1.5	2.9
	女性60～69歳	60	30.0	31.7	25.0	16.7	11.7	11.7	11.7	6.7	1.7	1.7	1.7	3.3	5.0
	女性70～79歳	86	31.4	31.4	12.8	12.8	15.1	8.1	14.0	5.8	4.7	5.8	1.2	2.3	10.5
	女性80歳以上	57	21.1	29.8	5.3	17.5	19.3	14.0	15.8	3.5	7.0	-	3.5	1.8	14.0
居住 地方別	北海道	22	36.4	9.1	13.6	9.1	13.6	18.2	9.1	13.6	4.5	4.5	4.5	-	4.5
	東北	63	27.0	33.3	14.3	6.3	12.7	14.3	7.9	15.9	7.9	3.2	1.6	4.8	3.2
	北関東・甲信	68	29.4	33.8	17.6	17.6	13.2	13.2	13.2	8.8	5.9	7.4	4.4	5.9	8.8
	南関東	219	37.4	17.4	19.2	17.4	14.2	16.0	12.8	8.2	7.8	7.3	5.9	5.0	3.2
	北陸	41	29.3	26.8	17.1	14.6	17.1	19.5	9.8	2.4	4.9	2.4	2.4	-	4.9
	東海	101	31.7	25.7	20.8	15.8	15.8	10.9	6.9	9.9	4.0	5.0	4.0	2.0	6.9
	近畿	121	29.8	23.1	14.0	21.5	15.7	9.9	11.6	11.6	7.4	5.0	3.3	3.3	4.1
	中国	65	24.6	23.1	13.8	10.8	15.4	10.8	13.8	4.6	9.2	4.6	1.5	3.1	3.1
	四国	28	35.7	21.4	21.4	21.4	10.7	10.7	7.1	14.3	-	3.6	3.6	-	7.1
	九州・沖縄	84	40.5	25.0	15.5	14.3	17.9	21.4	13.1	10.7	9.5	13.1	7.1	1.2	3.6

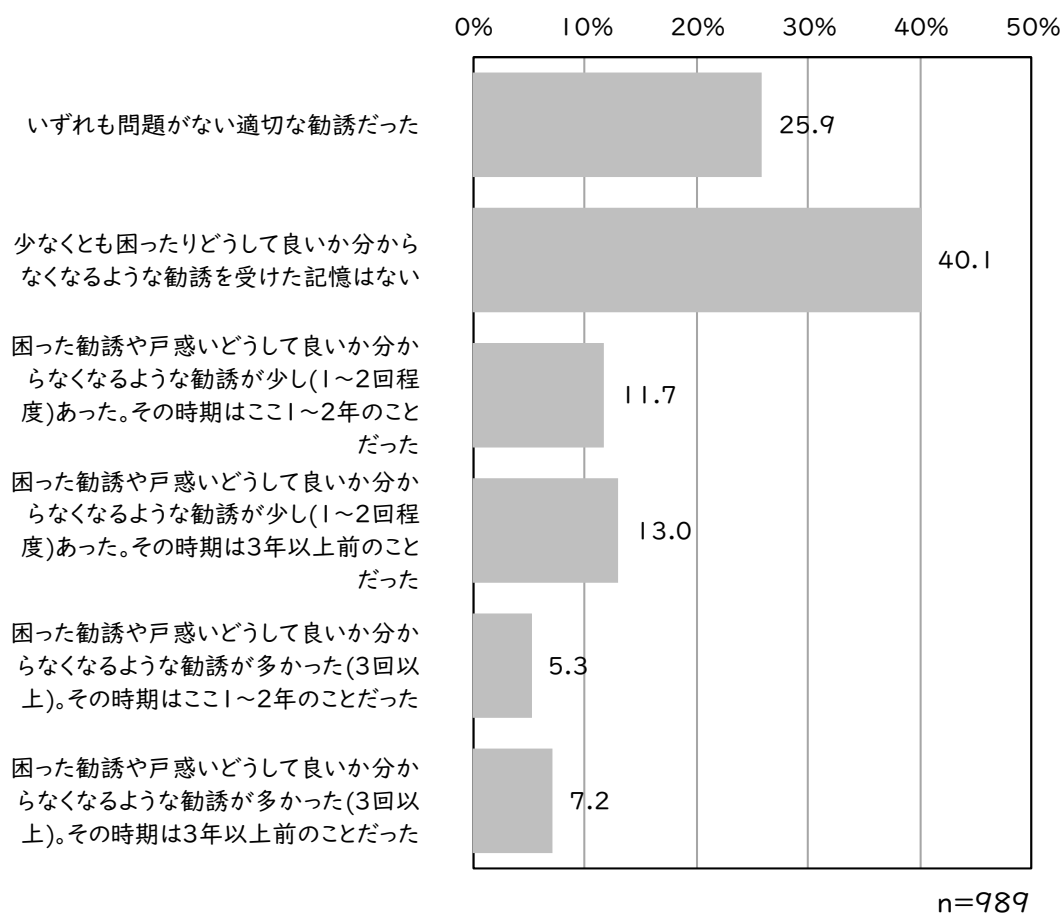
13_寄附の勧誘に関する印象（少額寄附）

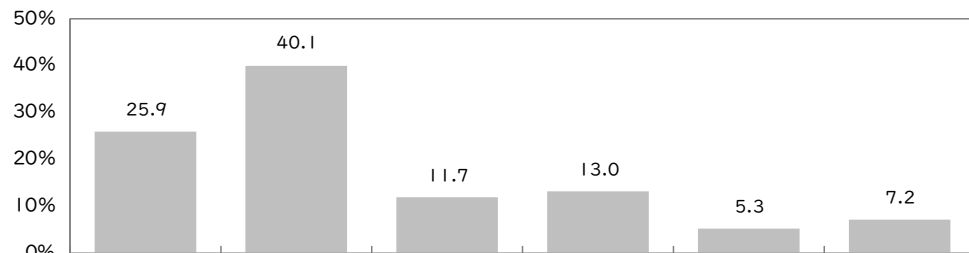
■ これまでに受けた少額寄附の勧誘に関する印象について、「少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない」と回答した者は 397 人（40.1%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「いずれも問題がない適切な勧誘だった」と回答した者は 256 人（25.9%）であり、「困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し（1～2 回程度）あった。その時期は 3 年以上前のことだった」と回答した者は 129 人（13.0%）であった。

【Q 8_1】これまでに受けた少額寄附の勧誘に関するあなたの印象について、当てはまるものがあれば、全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_1において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（989 人）を対象としている。





		n=	いずれも問題がない適切な勧誘だった	少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1~2回程度)あった。その時期はここ1~2年のことだった	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1~2回程度)あった。その時期は3年以上前のことだった	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期はここ1~2年のことだった	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期は3年以上前のことだった
全体		989	25.9	40.1	11.7	13.0	5.3	7.2
性別	男性	482	24.1	40.0	12.7	13.3	6.4	7.5
	女性	507	27.6	40.2	10.8	12.8	4.1	6.9
年代別	18~29歳	120	20.0	25.8	20.8	22.5	9.2	11.7
	30~39歳	107	19.6	35.5	14.0	18.7	9.3	9.3
	40~49歳	164	26.2	40.9	13.4	9.8	5.5	6.7
	50~59歳	154	29.2	37.7	7.1	15.6	2.6	8.4
	60~69歳	146	28.1	42.5	8.9	11.0	5.5	6.2
	70~79歳	175	29.7	44.6	11.4	8.6	2.9	4.6
	80歳以上	123	24.4	51.2	8.1	8.9	4.1	4.9
男性年代別	男性18~29歳	66	16.7	30.3	24.2	19.7	12.1	7.6
	男性30~39歳	59	23.7	25.4	15.3	20.3	8.5	13.6
	男性40~49歳	86	23.3	40.7	17.4	9.3	5.8	8.1
	男性50~59歳	65	26.2	41.5	7.7	15.4	3.1	6.2
	男性60~69歳	65	27.7	40.0	7.7	10.8	7.7	7.7
	男性70~79歳	90	28.9	46.7	7.8	11.1	3.3	4.4
	男性80歳以上	51	19.6	54.9	7.8	7.8	5.9	5.9
女性年代別	女性18~29歳	54	24.1	20.4	16.7	25.9	5.6	16.7
	女性30~39歳	48	14.6	47.9	12.5	16.7	10.4	4.2
	女性40~49歳	78	29.5	41.0	9.0	10.3	5.1	5.1
	女性50~59歳	89	31.5	34.8	6.7	15.7	2.2	10.1
	女性60~69歳	81	28.4	44.4	9.9	11.1	3.7	4.9
	女性70~79歳	85	30.6	42.4	15.3	5.9	2.4	4.7
	女性80歳以上	72	27.8	48.6	8.3	9.7	2.8	4.2
居住地方別	北海道	36	30.6	30.6	13.9	16.7	2.8	8.3
	東北	66	27.3	31.8	15.2	13.6	4.5	10.6
	北関東・甲信	77	29.9	45.5	7.8	7.8	6.5	6.5
	南関東	268	21.6	43.3	11.6	12.7	8.2	7.1
	北陸	45	13.3	51.1	17.8	20.0	2.2	-
	東海	130	26.2	30.0	15.4	15.4	5.4	10.8
	近畿	145	28.3	40.7	7.6	13.1	4.1	7.6
	中国	75	32.0	44.0	10.7	8.0	4.0	5.3
	四国	39	25.6	46.2	10.3	12.8	2.6	5.1
	九州・沖縄	108	28.7	38.9	12.0	13.9	2.8	5.6

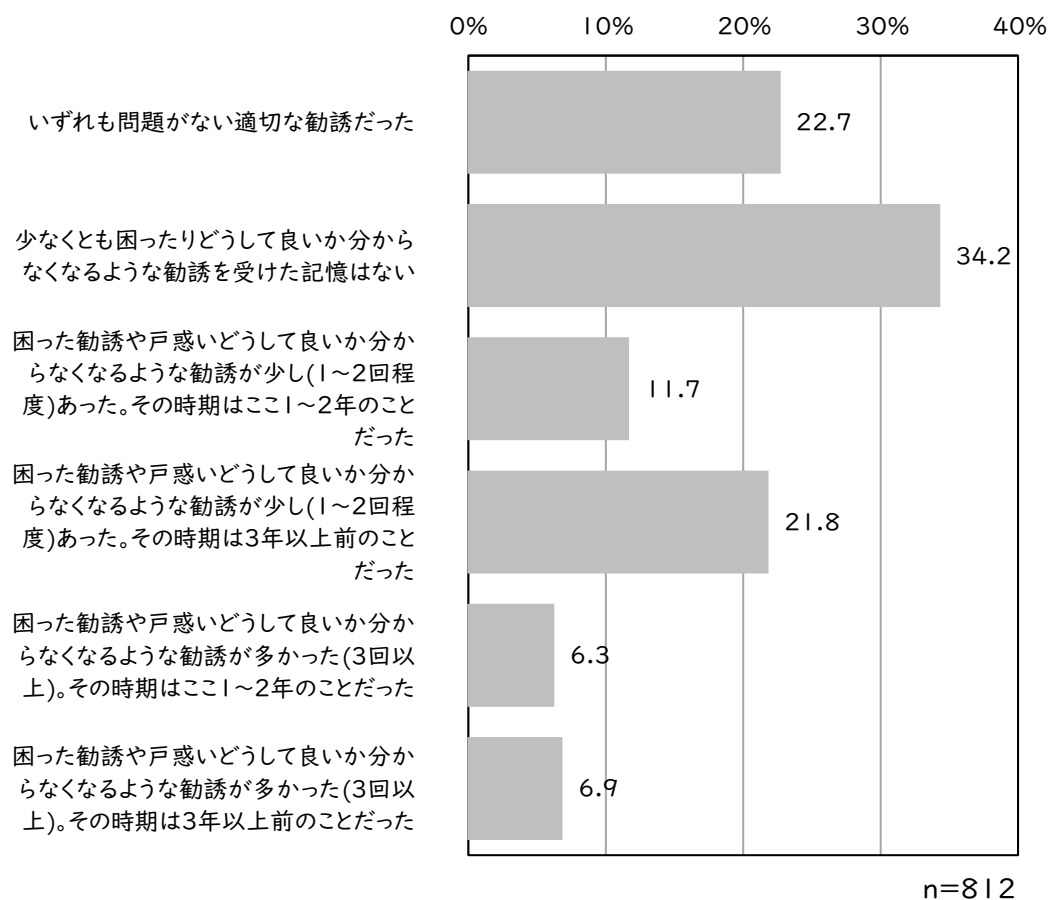
14_寄附の勧誘に関する印象（相当額寄附）

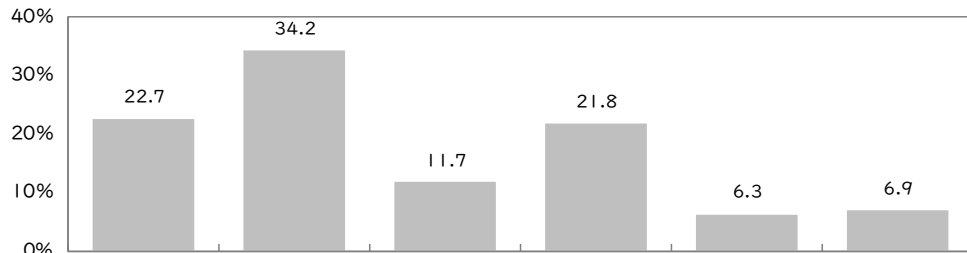
■ これまでに受けた相当額寄附の勧誘に関する印象について、「少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない」と回答した者は278人（34.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「いずれも問題がない適切な勧誘だった」と回答した者は184人（22.7%）であり、「困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し（1～2回程度）あった。その時期は3年以上前のことだった」と回答した者は177人（21.8%）であった。

【Q 8_2】 これまでに受けた相当額寄附の勧誘に関するあなたの印象について、当てはまるものがあれば、全て選択してください。（複数回答）

※この設問は、Q 4_2において、「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」、「寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある」のいずれかを回答した者（812人）を対象としている。





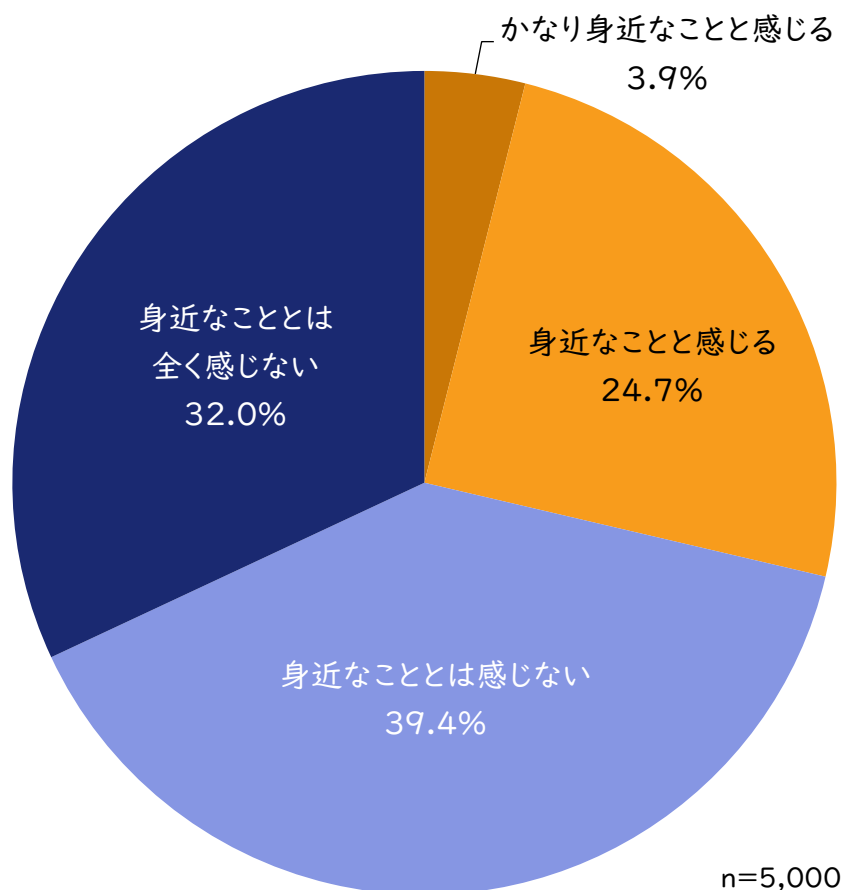
		n=	いずれも問題がない適切な勧誘だった	少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1~2回程度)あった。その時期はここ1~2年のことだった	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1~2回程度)あった。その時期は3年以上前のことだった	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期はここ1~2年のことだった	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期は3年以上前のことだった
全体		812	22.7	34.2	11.7	21.8	6.3	6.9
性別	男性	412	20.9	33.3	12.9	21.1	7.8	8.0
	女性	400	24.5	35.3	10.5	22.5	4.8	5.8
年代別	18~29歳	109	15.6	18.3	24.8	30.3	14.7	6.4
	30~39歳	76	10.5	36.8	14.5	26.3	9.2	5.3
	40~49歳	126	22.2	24.6	14.3	27.0	7.9	7.9
	50~59歳	127	22.0	36.2	7.1	23.6	5.5	7.9
	60~69歳	115	29.6	35.7	6.1	18.3	5.2	6.1
	70~79歳	159	26.4	42.1	9.4	17.6	0.6	6.3
	80歳以上	100	27.0	45.0	8.0	11.0	4.0	8.0
男性年代別	男性18~29歳	65	12.3	18.5	23.1	30.8	21.5	7.7
	男性30~39歳	46	15.2	30.4	13.0	23.9	8.7	8.7
	男性40~49歳	71	28.2	21.1	16.9	23.9	7.0	8.5
	男性50~59歳	59	16.9	42.4	8.5	23.7	3.4	6.8
	男性60~69歳	55	27.3	32.7	5.5	18.2	7.3	9.1
	男性70~79歳	73	20.5	43.8	13.7	17.8	-	5.5
	男性80歳以上	43	25.6	48.8	4.7	4.7	7.0	11.6
女性年代別	女性18~29歳	44	20.5	18.2	27.3	29.5	4.5	4.5
	女性30~39歳	30	3.3	46.7	16.7	30.0	10.0	-
	女性40~49歳	55	14.5	29.1	10.9	30.9	9.1	7.3
	女性50~59歳	68	26.5	30.9	5.9	23.5	7.4	8.8
	女性60~69歳	60	31.7	38.3	6.7	18.3	3.3	3.3
	女性70~79歳	86	31.4	40.7	5.8	17.4	1.2	7.0
	女性80歳以上	57	28.1	42.1	10.5	15.8	1.8	5.3
居住地方別	北海道	22	27.3	18.2	4.5	31.8	18.2	4.5
	東北	63	23.8	33.3	11.1	23.8	4.8	4.8
	北関東・甲信	68	32.4	30.9	5.9	23.5	8.8	2.9
	南関東	219	20.5	33.3	14.2	20.5	8.2	9.1
	北陸	41	14.6	39.0	12.2	29.3	2.4	4.9
	東海	101	20.8	33.7	12.9	17.8	5.9	9.9
	近畿	121	20.7	39.7	9.1	21.5	5.0	6.6
	中国	65	29.2	33.8	10.8	16.9	4.6	6.2
	四国	28	10.7	46.4	10.7	21.4	-	10.7
	九州・沖縄	84	26.2	31.0	15.5	25.0	4.8	3.6

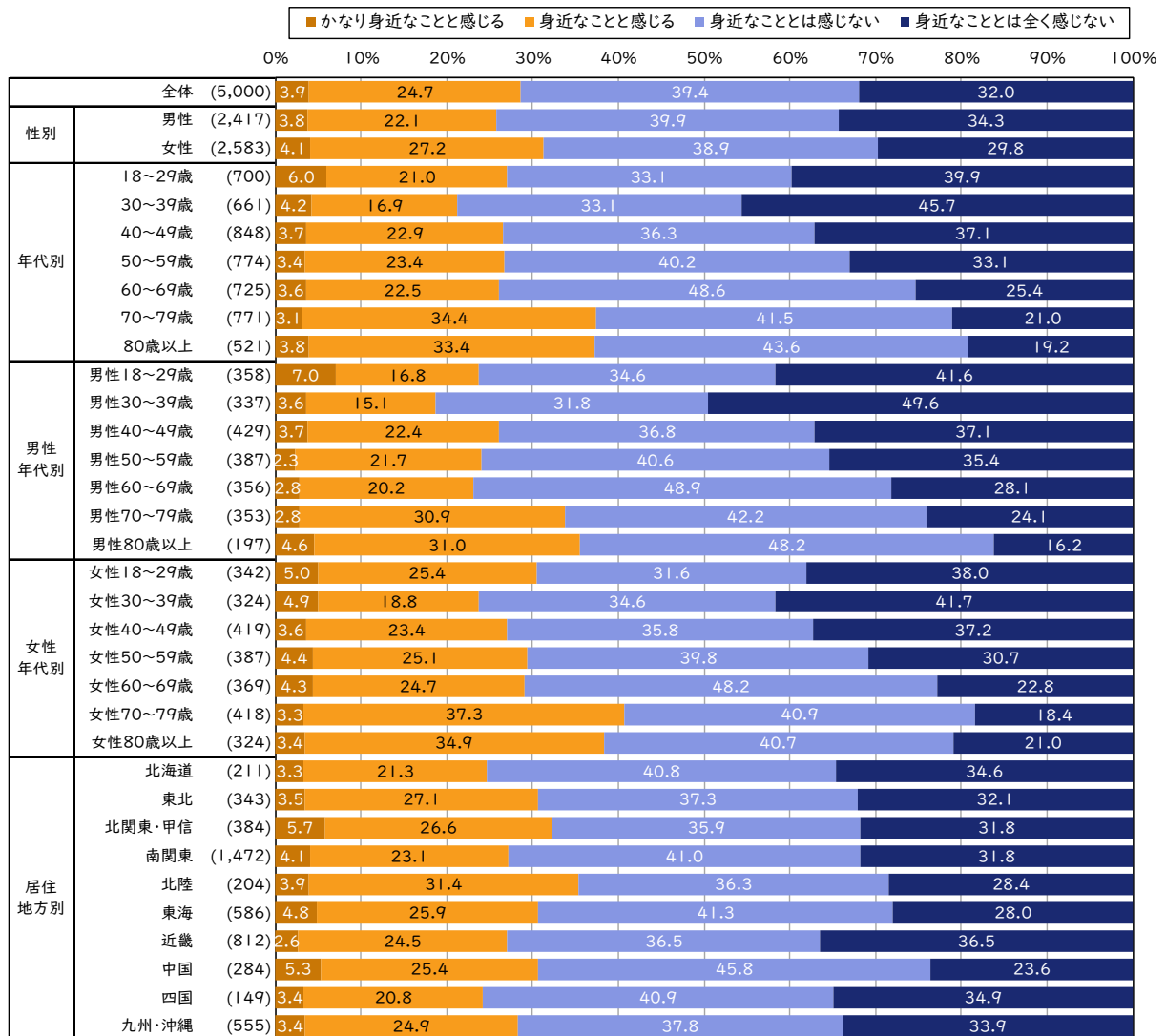
15_寄附との接点や関わりの程度（本人）

- 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、回答者本人との接点や関わりの程度を尋ねたところ、「身近なこととは感じない」と回答した者は1,969人（39.4%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「身近なこととは全く感じない」と回答した者は1,598人（32.0%）であり、「身近なことと感じる」と回答した者は1,236人（24.7%）であり、「かなり身近なことと感じる」と回答した者は197人（3.9%）であった。

【Q 9】 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、あなたとの接点や関わりの程度として当てはまるものを、1つ選択してください。（単一回答）



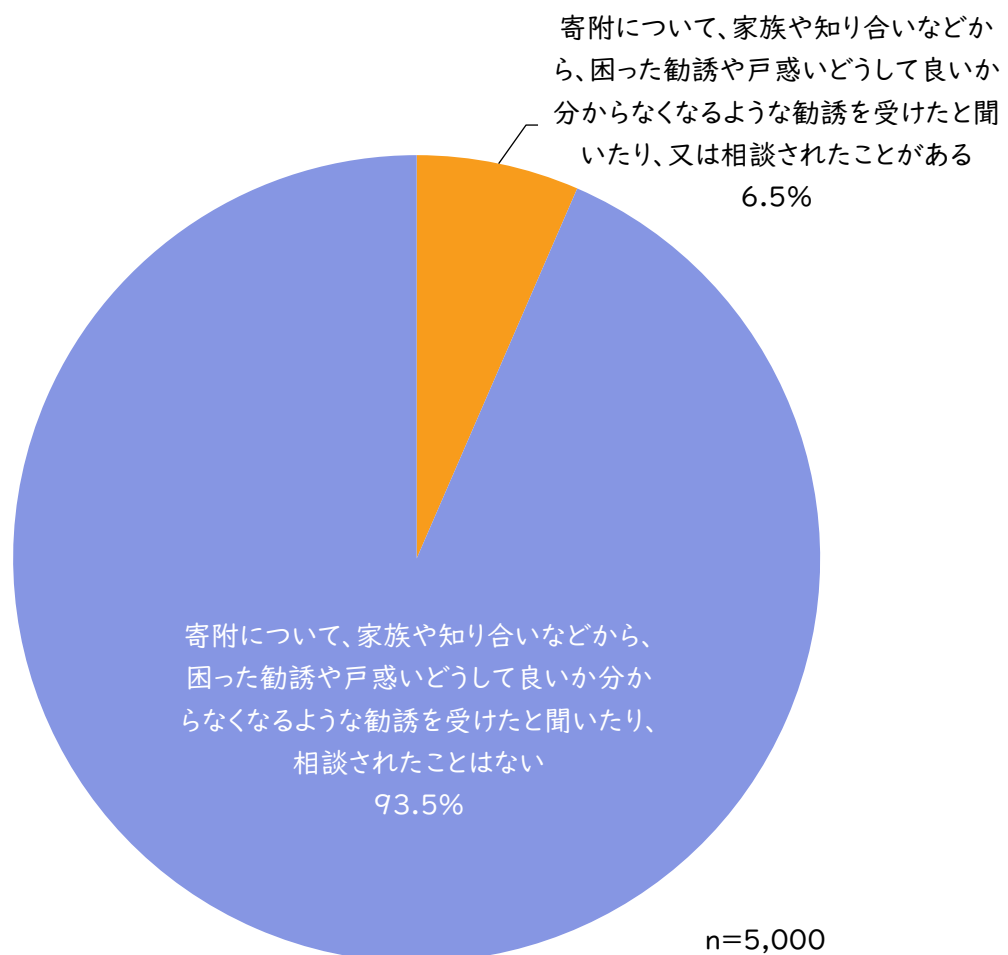


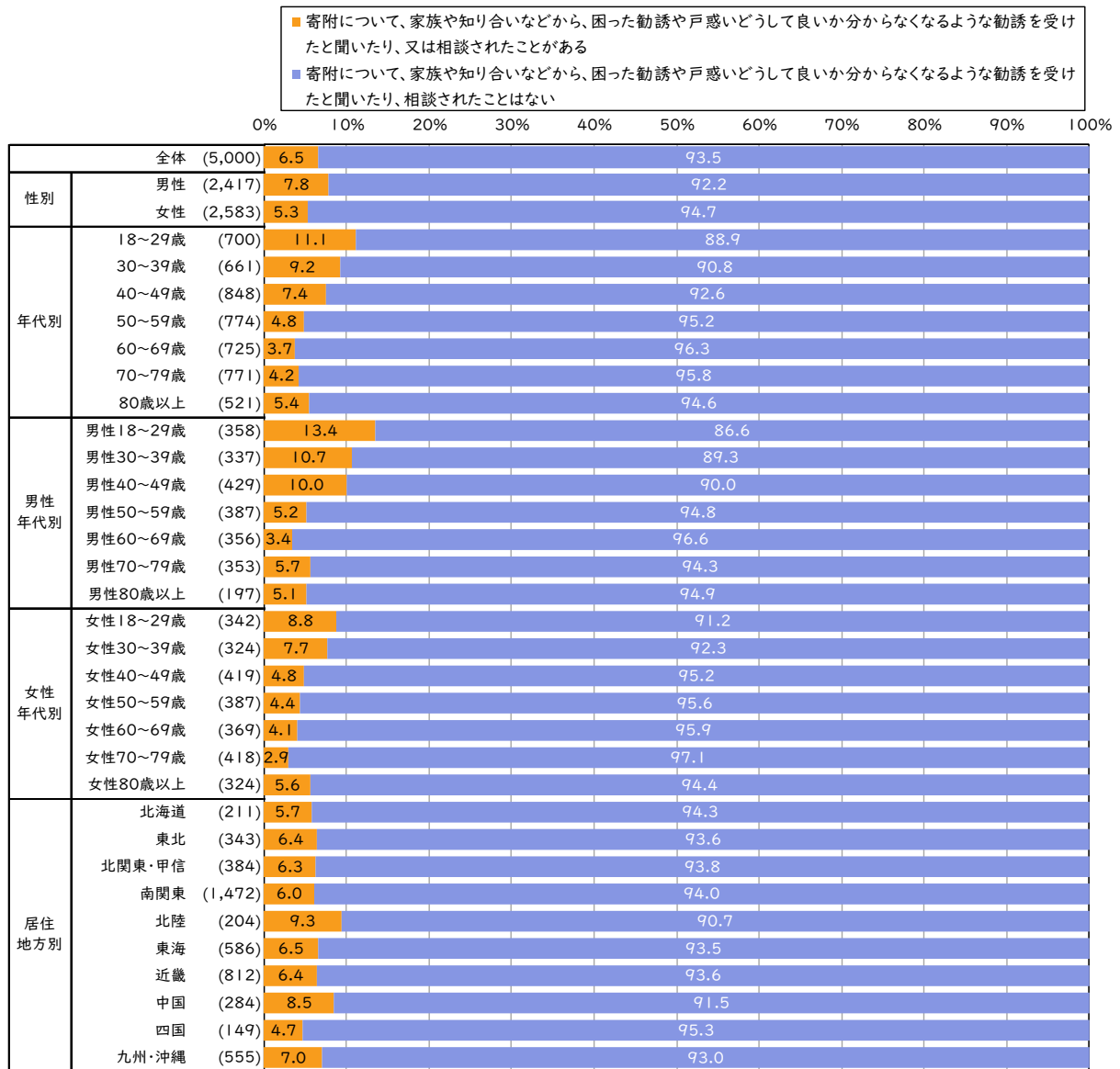
2%未満の数値ラベルは非表示

16_悪質な寄附勧誘被害の聞知状況

- 家族や知人等から聞いたり、相談された悪質な寄附勧誘の被害について尋ねたところ、「寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、相談されたことはない」と回答した者は4,674人（93.5%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、「寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、又は相談されたことがある」と回答した者326人（6.5%）を大きく上回った。

【Q10_1】ご家族やお知り合いの方などから聞いたり、相談された悪質な寄附勧誘の被害はありましたか。次の中から該当するものを1つ選択してください。（単一回答）





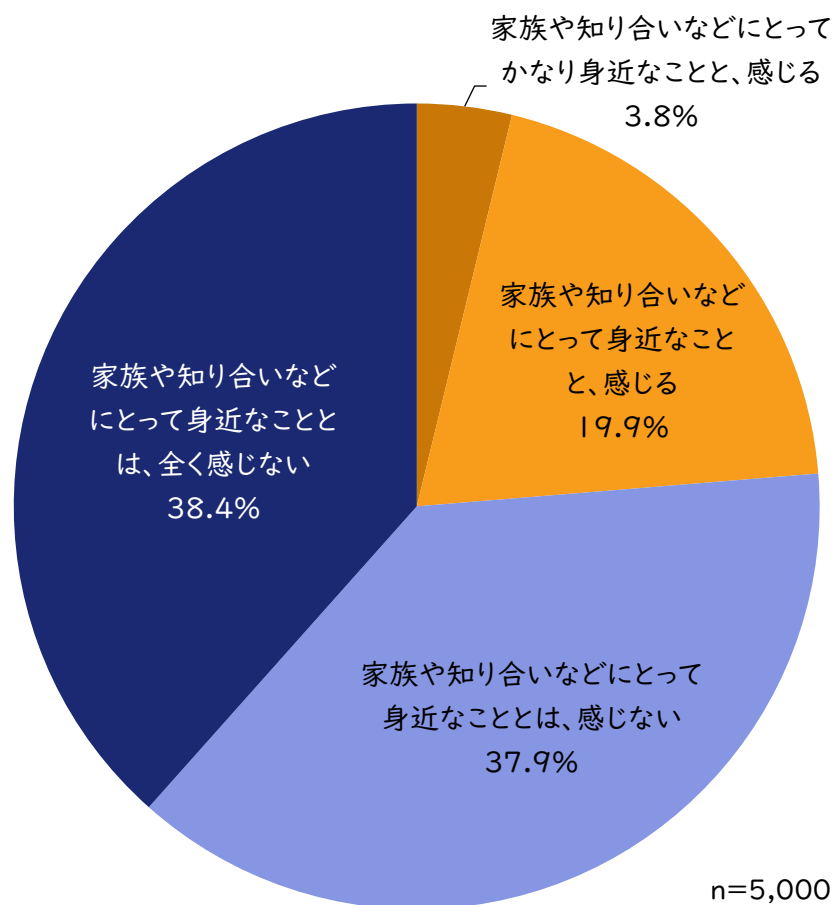
2%未満の数値ラベルは非表示

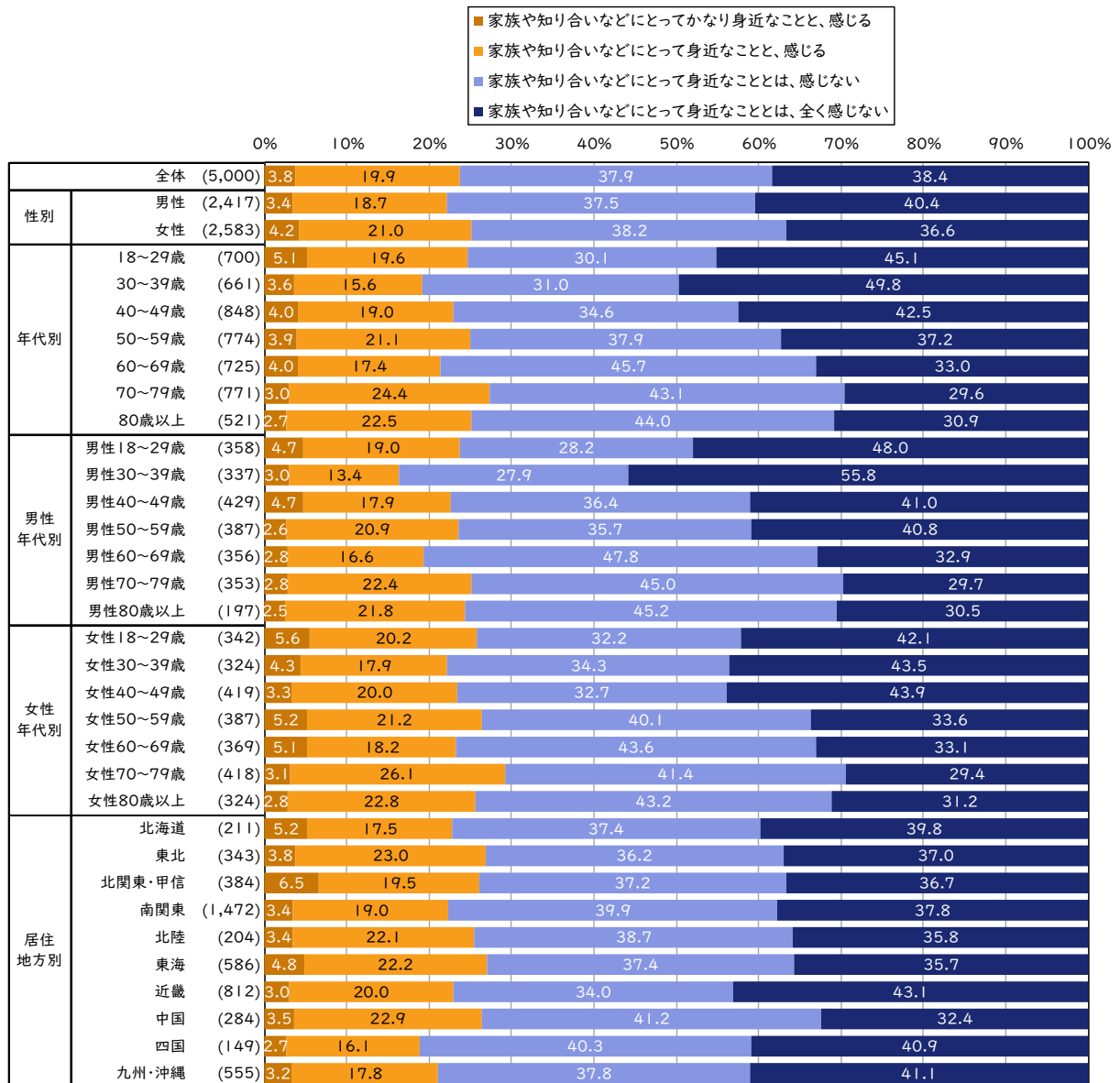
17_寄附との接点や関わりの程度（家族や知人等）

- 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、家族や知人等との接点や関わりの程度を尋ねたところ、「家族や知り合いなどにとって身近なこととは、全く感じない」と回答した者は 1,921 人（38.4%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「家族や知り合いなどにとって身近なこととは、感じない」と回答した者は 1,894 人（37.9%）であり、「家族や知り合いなどにとって身近なことと、感じる」と回答した者は 995 人（19.9%）であり、「家族や知り合いなどにとってかなり身近なことと、感じる」と回答した者は 190 人（3.8%）であった。

【Q10_2】ご家族やお知り合いの方などにとって、寄附することや寄附の勧誘を受けることとの接点や関わりの程度として、当てはまると思われるものを 1 つ選択してください。（単一回答）



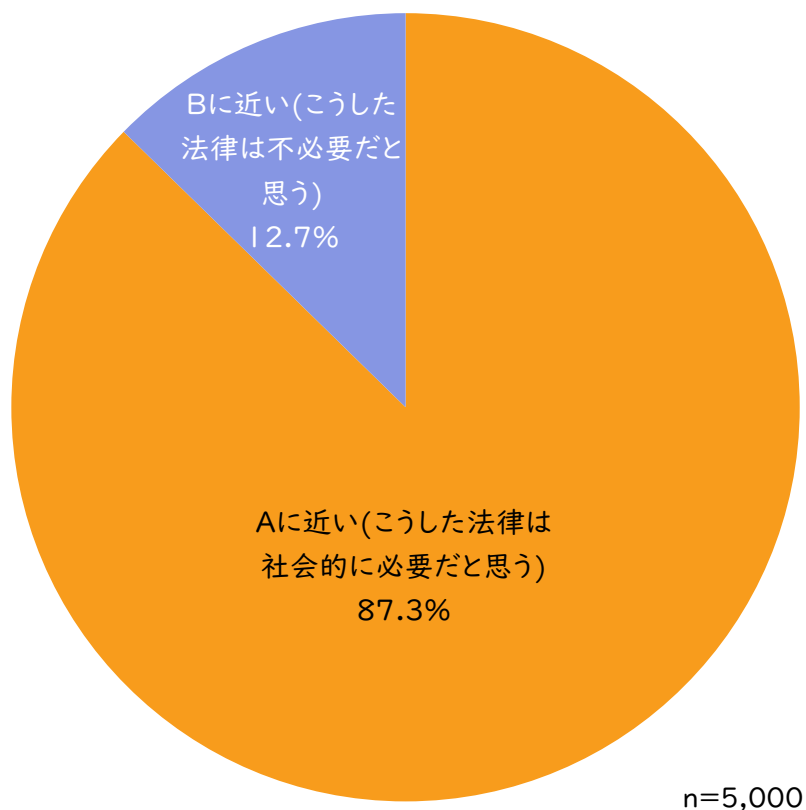


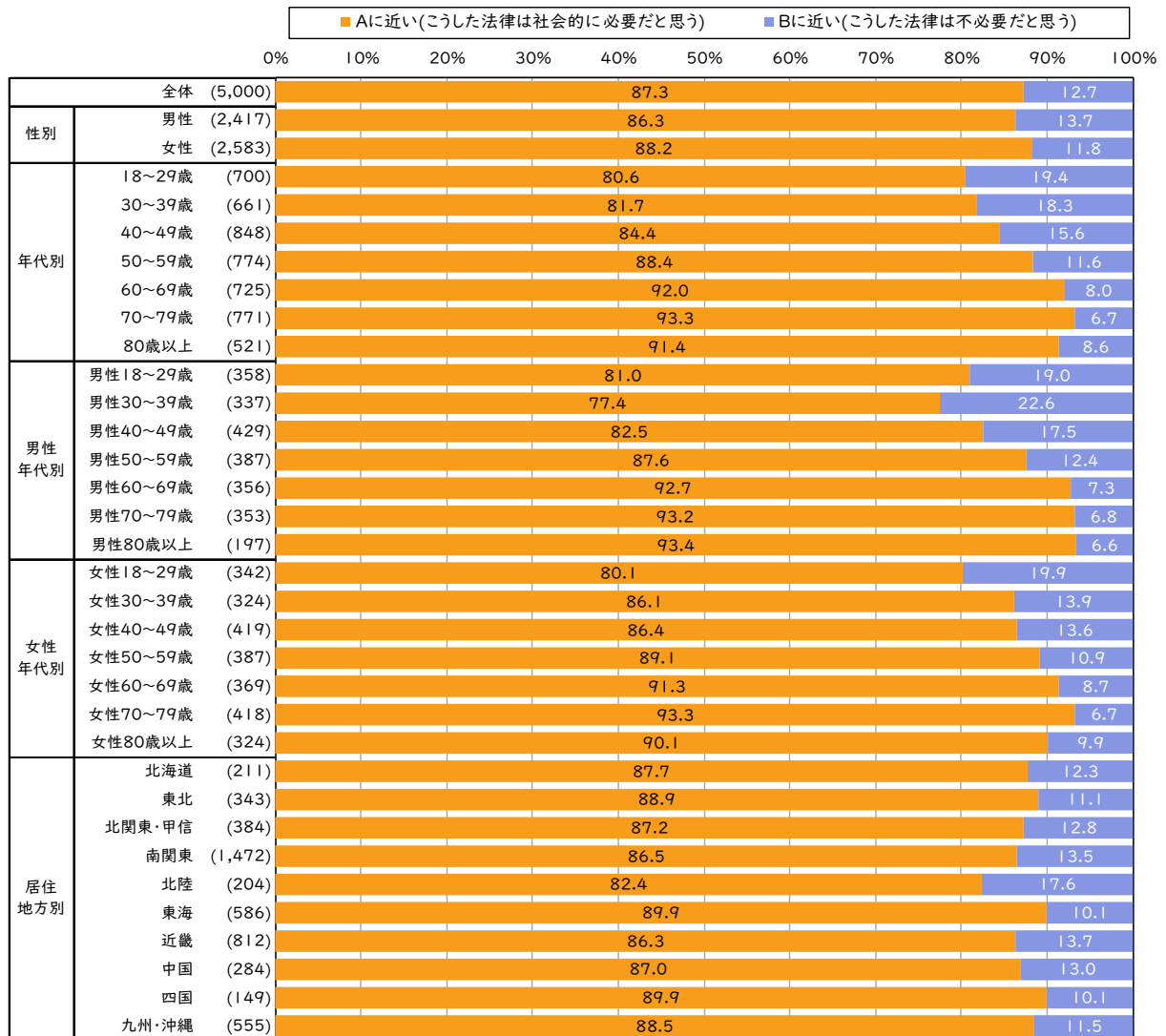
2%未満の数値ラベルは非表示

18_不当寄附勧誘防止法の社会的必要性

- 不当寄附勧誘防止法の社会的必要性について、自身の考えに近いものとして、「こうした法律は社会的に必要だと思う」と回答した者は 4,366 人（87.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律は不必要だと思う」と回答した者 634 人（12.7%）を大きく上回った。

【Q11_1】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律の社会的必要性について、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）



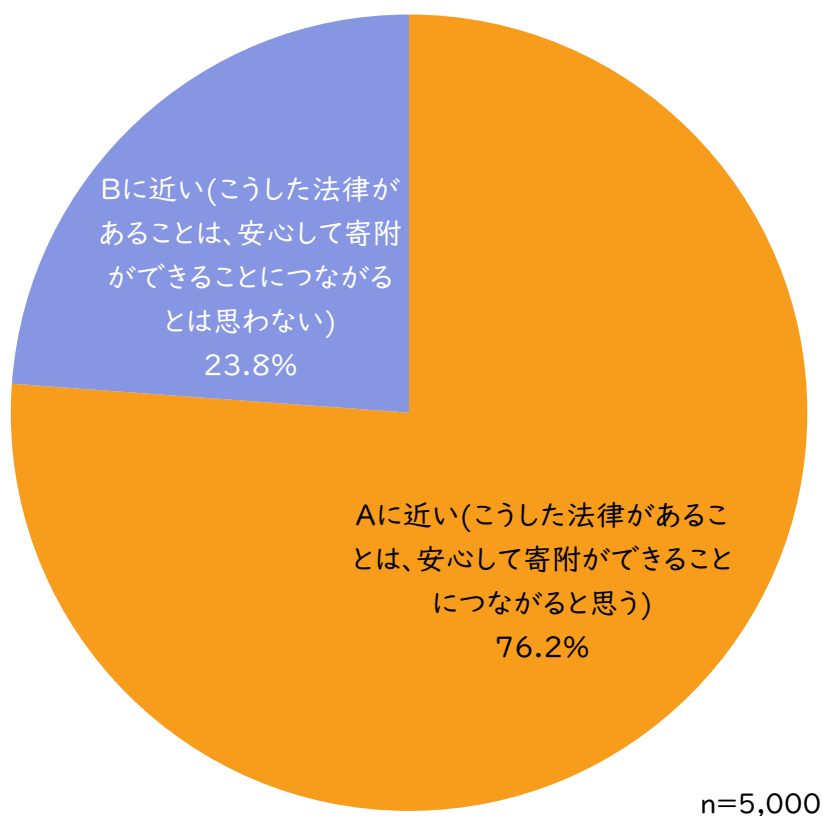


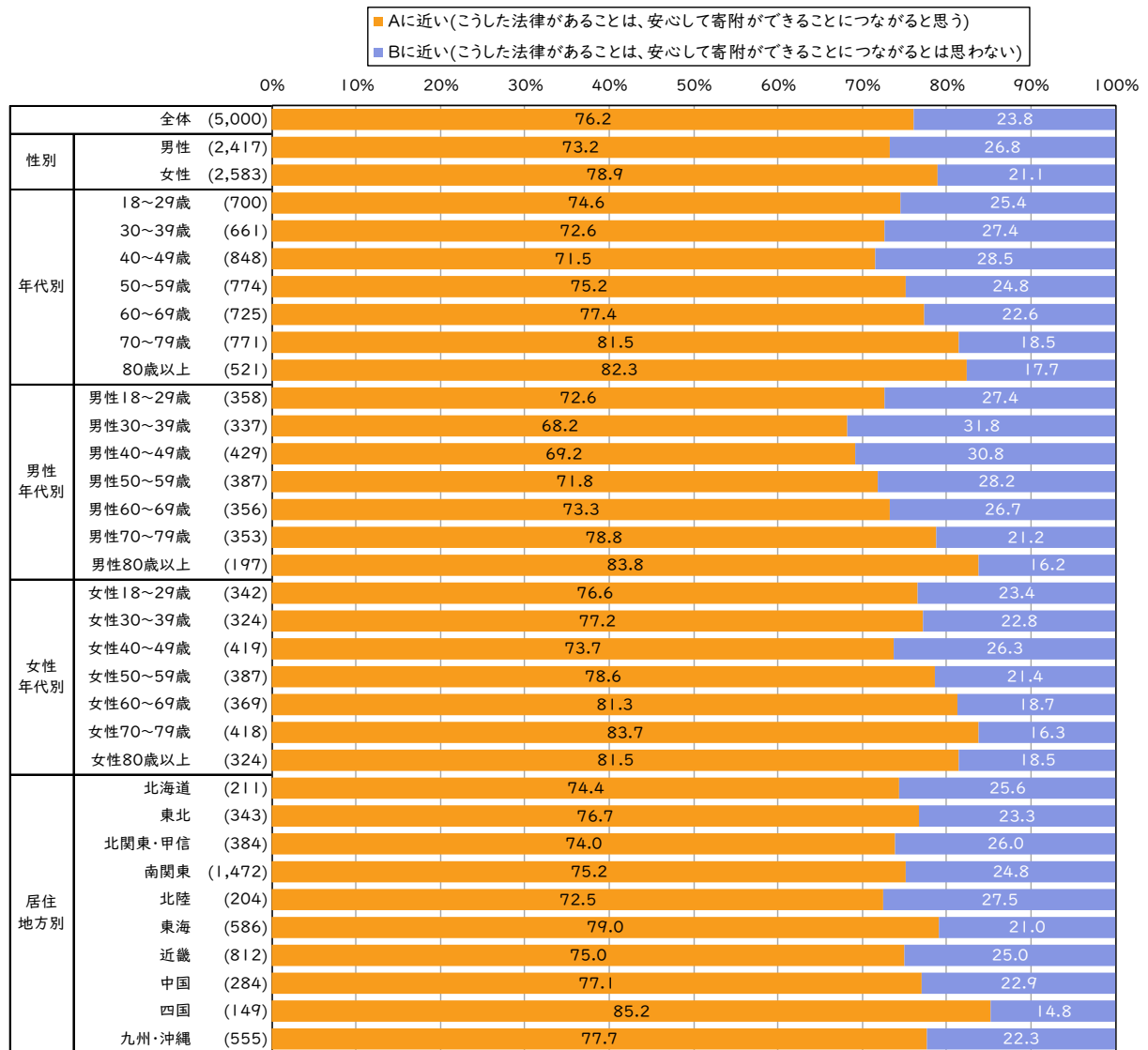
2%未満の数値ラベルは非表示

19_不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その①）

- 不当寄附勧誘防止法の社会的影響に関して、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、安心して寄附ができることにつながると思う」と回答した者は 3,808 人（76.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、安心して寄附ができることにつながるとは思わない」と回答した者 1,192 人（23.8%）を大きく上回った。

【Q11_2】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律があることによる社会的な影響として、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）



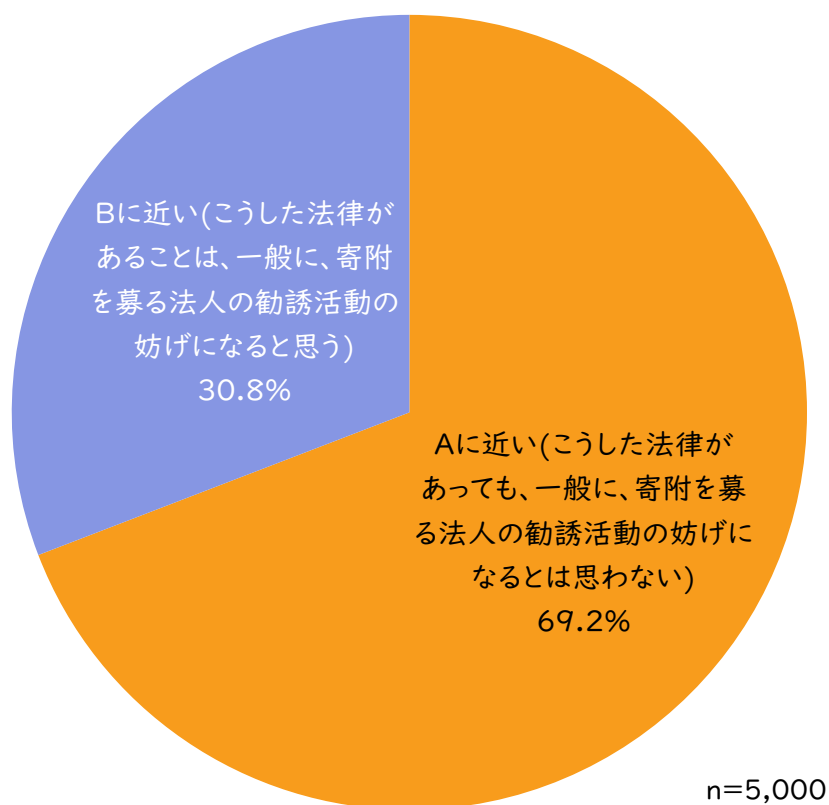


2%未満の数値ラベルは非表示

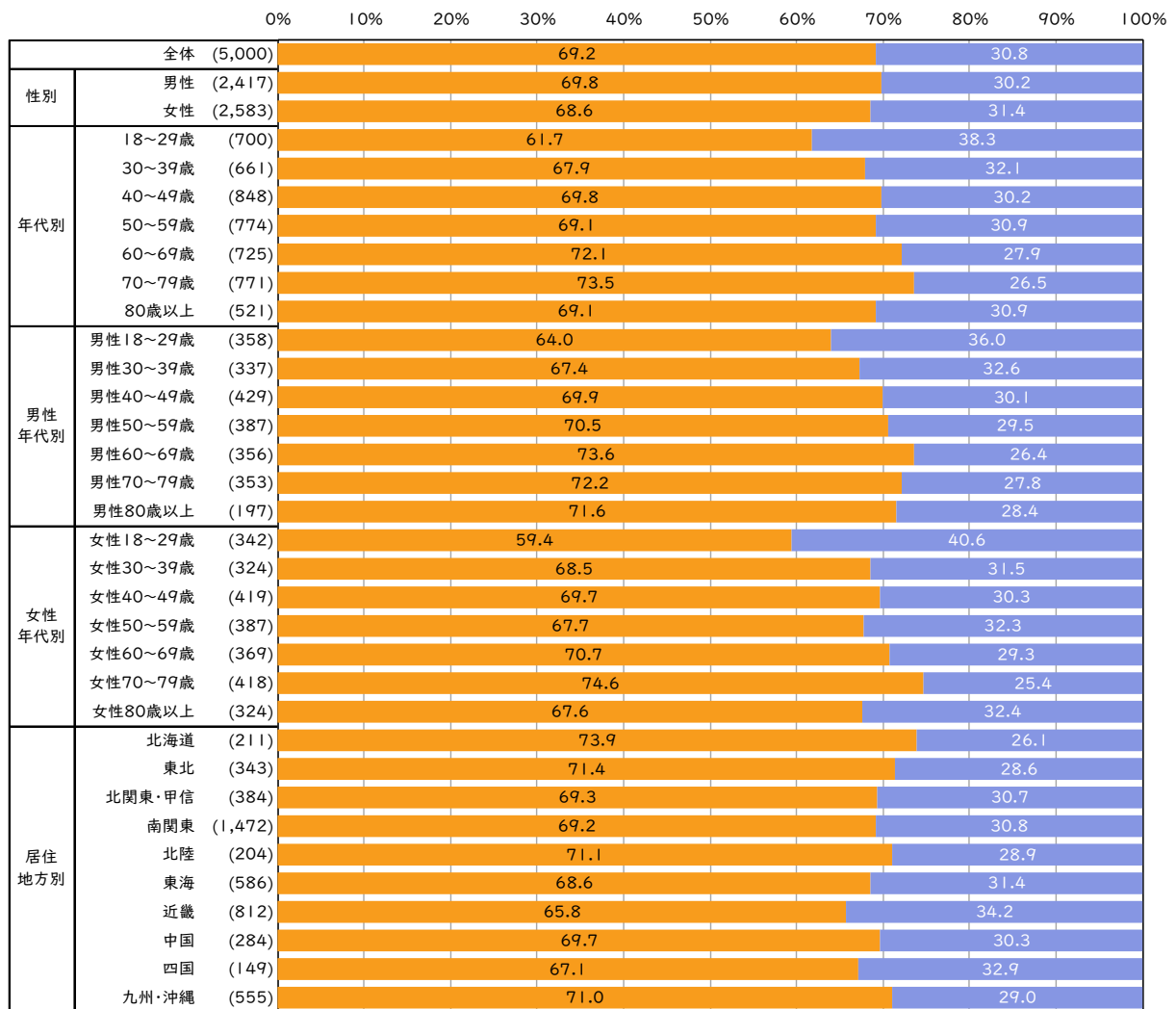
20_不当寄附勧誘防止法の社会的影響（その②）

- 不当寄附勧誘防止法の社会的影響に関して、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があっても、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになるとは思わない」と回答した者は3,458人（69.2%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになると思う」と回答した者1,542人（30.8%）を大きく上回った。

【Q11_3】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律があることによる社会的な影響として、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。（単一回答）



■ Aに近い(こうした法律があっても、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げにはならない)
 ■ Bに近い(こうした法律があることは、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになると思う)

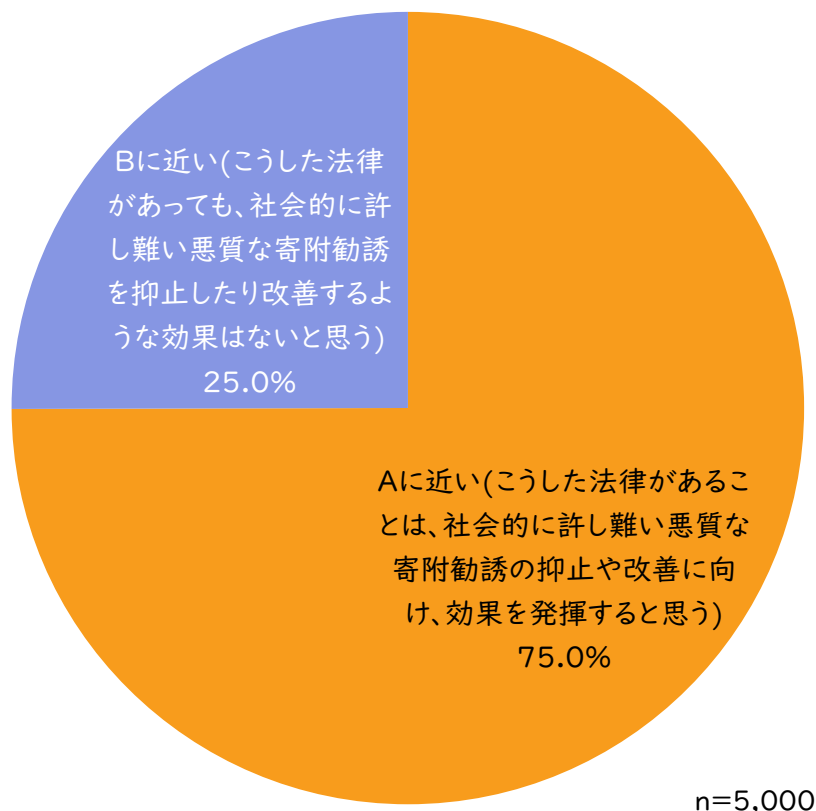


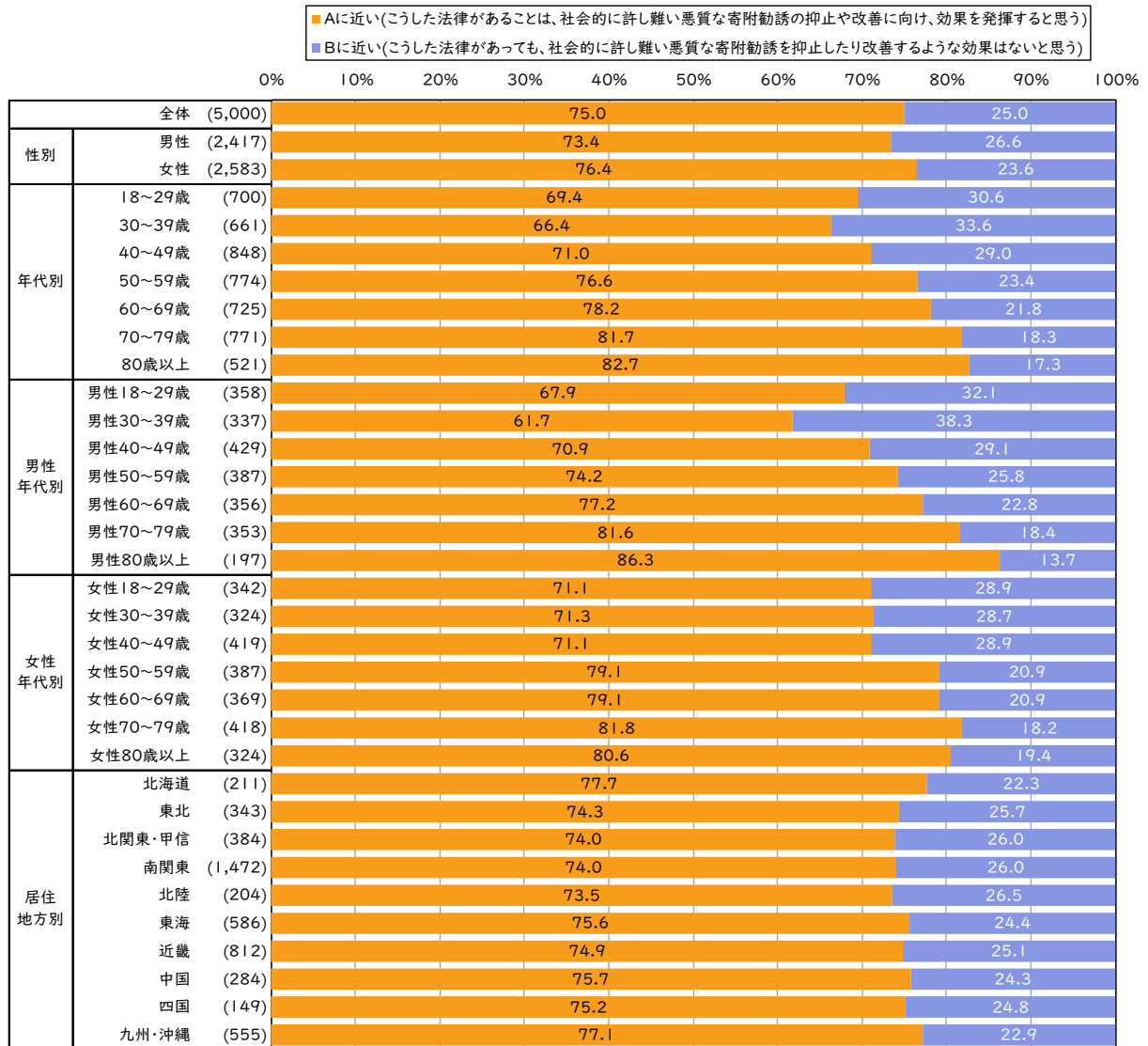
2%未満の数値ラベルは非表示

21_不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その①）

- 不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力に関して、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があることは、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘の抑止や改善に向け、効果を発揮すると思う」と回答した者は 3,748 人（75.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「こうした法律があっても、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘を抑止したり改善するような効果はないと思う」と回答した者 1,252 人（25.0%）を大きく上回った。

【Q11_4】不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律による効果・抑止力として、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）



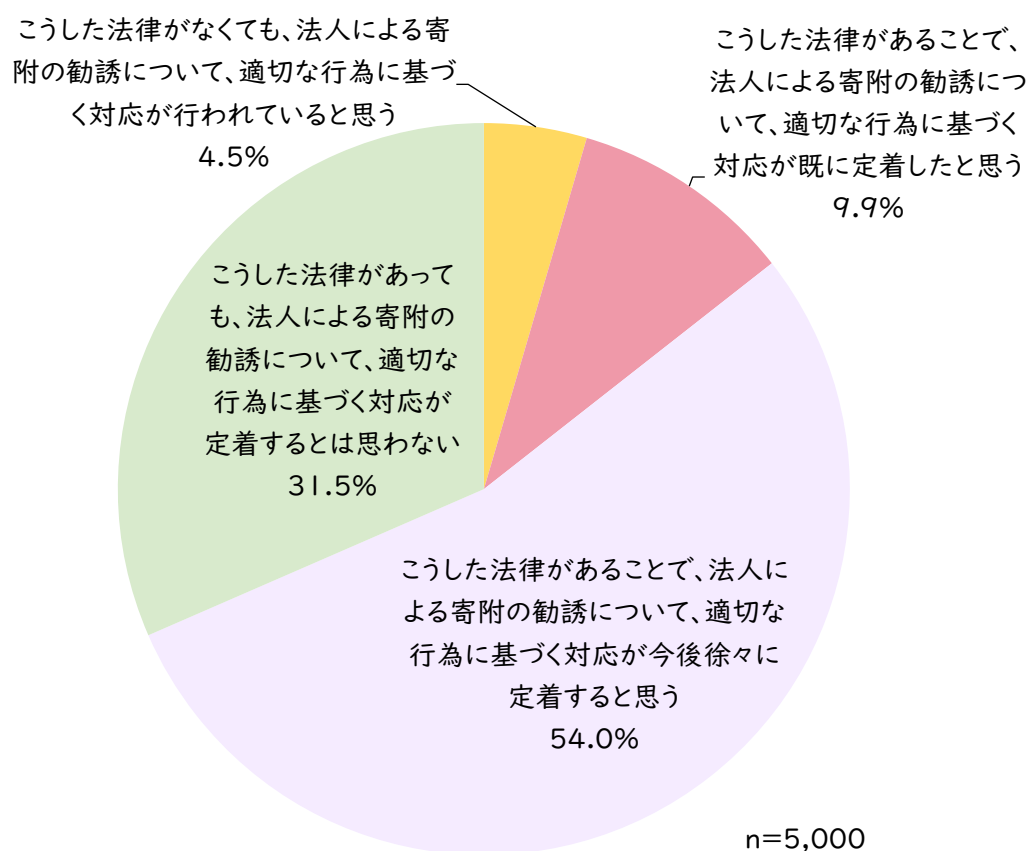


2%未満の数値ラベルは非表示

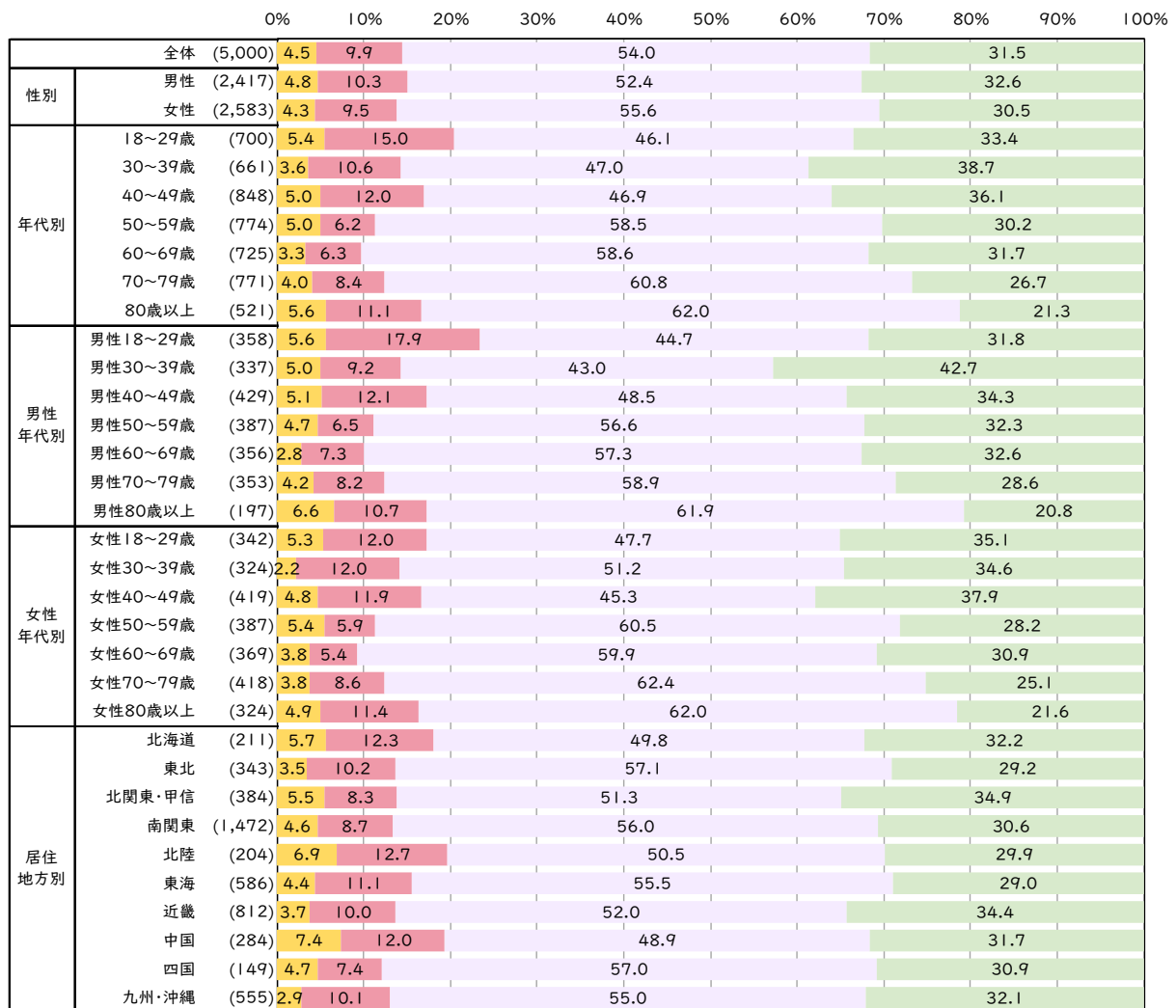
22_不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力（その②）

- 不当寄附勧誘防止法の効果・抑止力に関して、「こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が今後徐々に定着すると思う」と回答した者は2,702人（54.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。
- 「こうした法律があっても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着するとは思わない」と回答した者は1,577人（31.5%）であり、「こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が既に定着したと思う」と回答した者は494人（9.9%）であり、「こうした法律がなくても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が行われていると思う」と回答した者は227人（4.5%）であった。

【Q12】 不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、こうした法律による効果・抑止力として、選択肢のうち当てはまるものを1つ選択してください。（単一回答）



■ こうした法律がなくても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が行われていると思う
 ■ こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が既に定着したと思う
 ■ こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が今後徐々に定着すると思う
 ■ こうした法律があっても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着するとは思わない



2%未満の数値ラベルは非表示

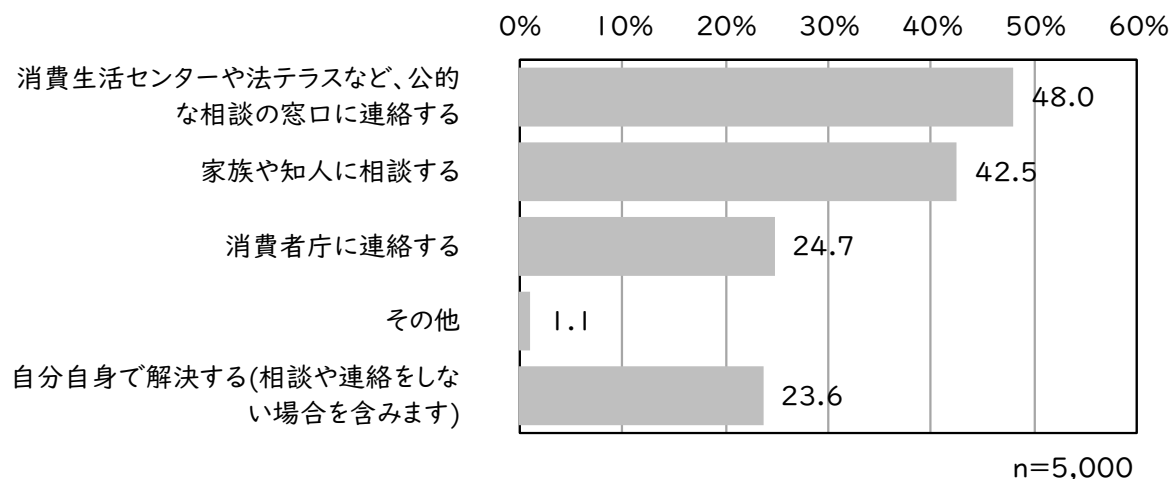
23_悪質な寄附勧誘への対処（その①）

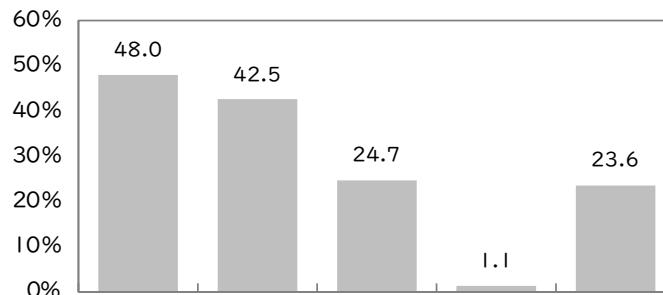
- 悪質な寄附勧誘への対処として、「消費生活センターや法テラスなど、公的な相談の窓口連絡する」と回答した者は 2,398 人（48.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。

「家族や知人に相談する」と回答した者は 2,124 人（42.5%）であり、「消費者庁に連絡する」と回答した者は 1,237 人（24.7%）であり、「自分自身で解決する（相談や連絡をしない場合を含みます）」と回答した者は 1,181 人（23.6%）であった。

- なお、「その他」と回答した者は 57 人（1.1%）であったが、その具体的な内容について自由記述形式で回答を求めたところ、寄せられた回答としては、「警察に通報・連絡する」が多かった。

【Q13】 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか。相談先や連絡先について、当てはまるものを全て選択してください。（複数回答）



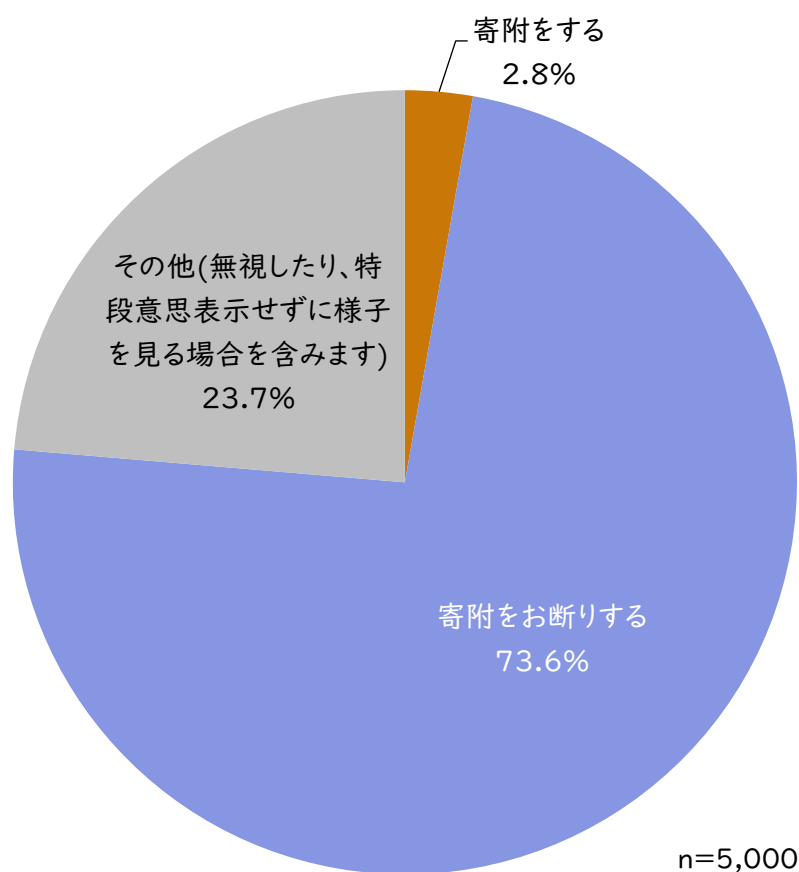


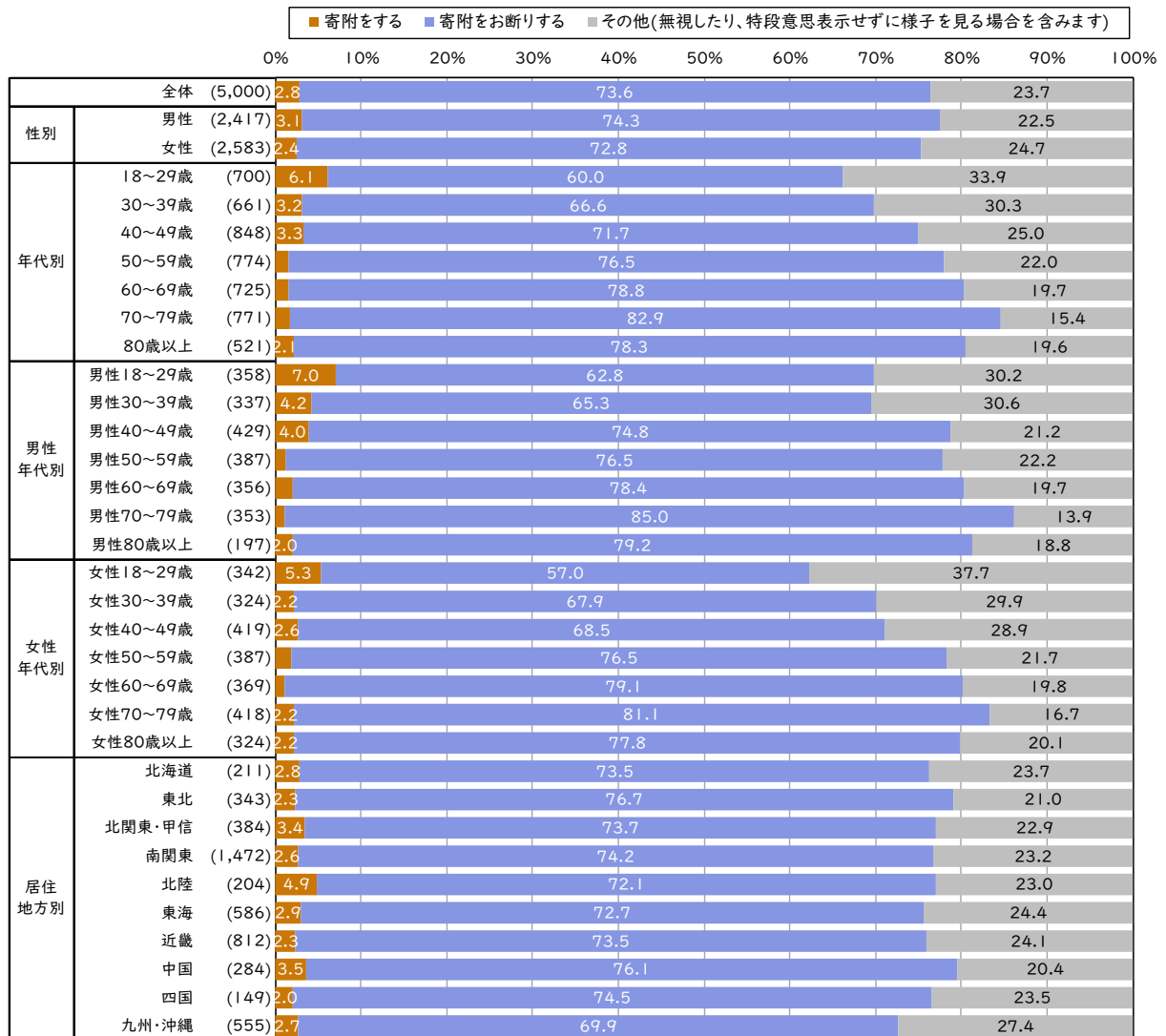
		n=	窓口に連絡する	消費生活センター相談の場	家族や知人に相談する	消費者庁に連絡する	その他	含み談
全体		5,000	48.0	42.5	24.7	1.1	23.6	
性別	男性	2,417	47.0	32.3	25.2	1.5	29.9	
	女性	2,583	48.8	52.0	24.4	0.8	17.7	
年代別	18～29歳	700	39.7	45.6	27.3	0.1	27.9	
	30～39歳	661	42.7	43.9	29.2	1.1	26.0	
	40～49歳	848	47.4	44.3	28.5	0.7	24.6	
	50～59歳	774	50.1	41.5	25.5	1.6	25.2	
	60～69歳	725	49.4	41.0	22.2	1.5	22.2	
	70～79歳	771	53.2	37.7	21.8	1.3	21.4	
	80歳以上	521	53.7	44.1	16.3	1.9	16.1	
男性年代別	男性18～29歳	358	40.8	37.7	28.5	0.3	31.6	
	男性30～39歳	337	42.1	30.3	25.5	1.2	33.2	
	男性40～49歳	429	47.3	37.8	28.9	0.9	29.6	
	男性50～59歳	387	48.8	30.0	26.6	1.8	33.1	
	男性60～69歳	356	46.6	27.8	24.2	2.5	28.7	
	男性70～79歳	353	51.0	28.3	22.7	1.4	28.3	
	男性80歳以上	197	56.3	34.0	13.7	3.6	20.8	
女性年代別	女性18～29歳	342	38.6	53.8	26.0	-	24.0	
	女性30～39歳	324	43.2	58.0	33.0	0.9	18.5	
	女性40～49歳	419	47.5	51.1	28.2	0.5	19.6	
	女性50～59歳	387	51.4	53.0	24.3	1.3	17.3	
	女性60～69歳	369	52.0	53.7	20.3	0.5	16.0	
	女性70～79歳	418	55.0	45.7	21.1	1.2	15.6	
	女性80歳以上	324	52.2	50.3	17.9	0.9	13.3	
居住 地方別	北海道	211	52.6	36.0	32.2	2.4	22.7	
	東北	343	49.0	41.1	21.9	2.3	24.8	
	北関東・甲信	384	43.5	43.0	22.1	1.6	24.7	
	南関東	1,472	51.0	40.9	29.1	1.0	22.6	
	北陸	204	47.5	42.6	25.0	0.5	24.5	
	東海	586	49.3	44.5	25.1	0.9	19.3	
	近畿	812	44.8	42.4	21.8	0.6	25.7	
	中国	284	45.8	44.0	21.5	1.4	24.6	
	四国	149	36.2	47.7	16.8	2.0	29.5	
	九州・沖縄	555	48.1	45.4	21.4	0.9	24.1	

24_悪質な寄附勧誘への対処（その②）

- 悪質な寄附勧誘への対処として、「寄附をお断りする」と回答した者は 3,678 人（73.6%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、最も多かった。
「その他（無視したり、特段意思表示せずに様子を見る場合を含みます）」と回答した者は 1,183 人（23.7%）であり、「寄附をする」と回答した者は 139 人（2.8%）であった。

【Q14】 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか。寄附をするかどうかについて、当てはまるものを 1 つ選択してください。（単一回答）



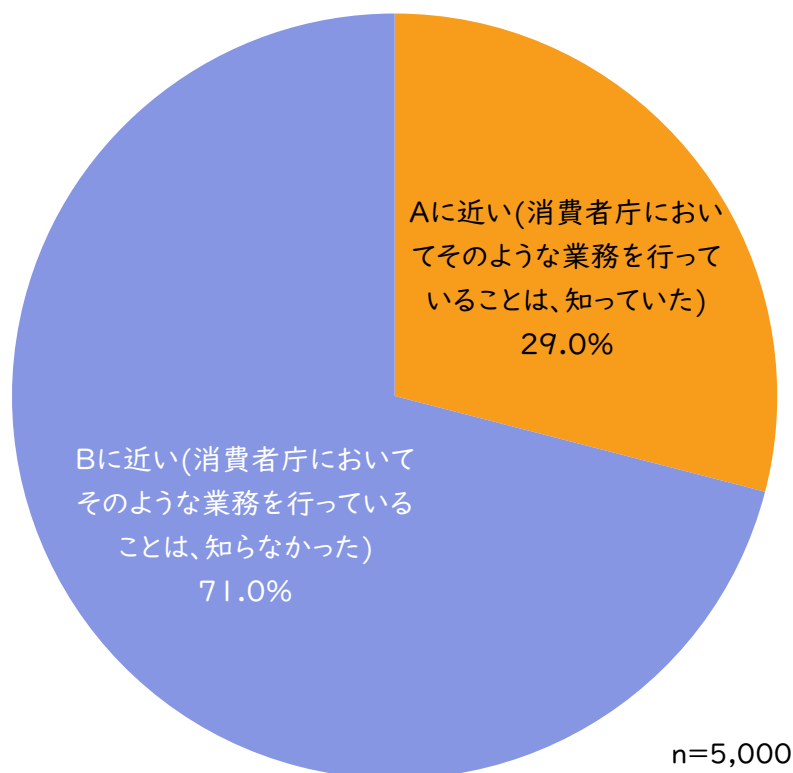


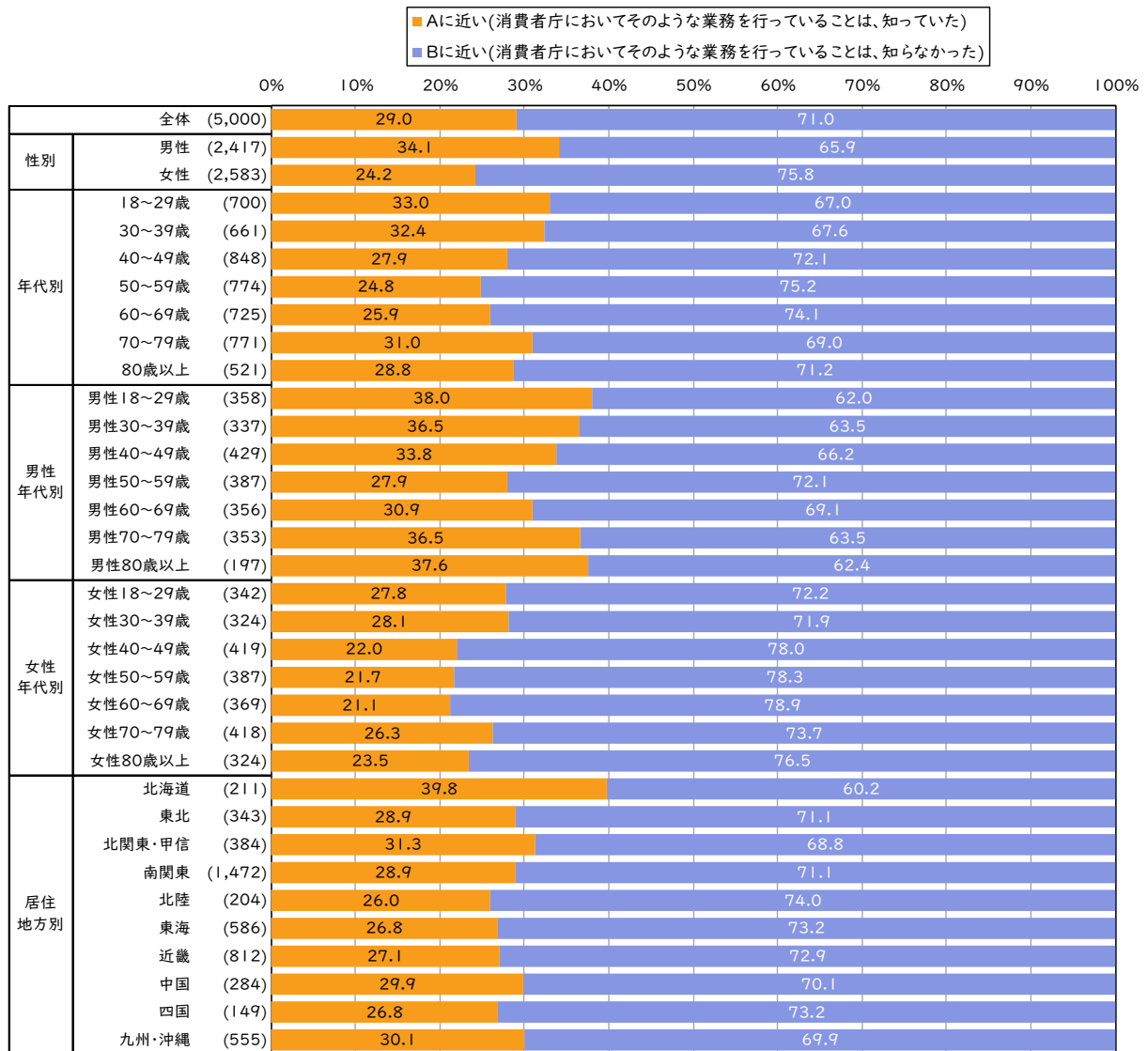
2%未満の数値ラベルは非表示

25_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その①）

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法を運用していることに関して、自身の考えに近いものとして、「消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知らなかった」と回答した者は3,549人（71.0%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知っていた」と回答した者1,451人（29.0%）を大きく上回った。

【Q15_1】消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。※ただし、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。（単一回答）



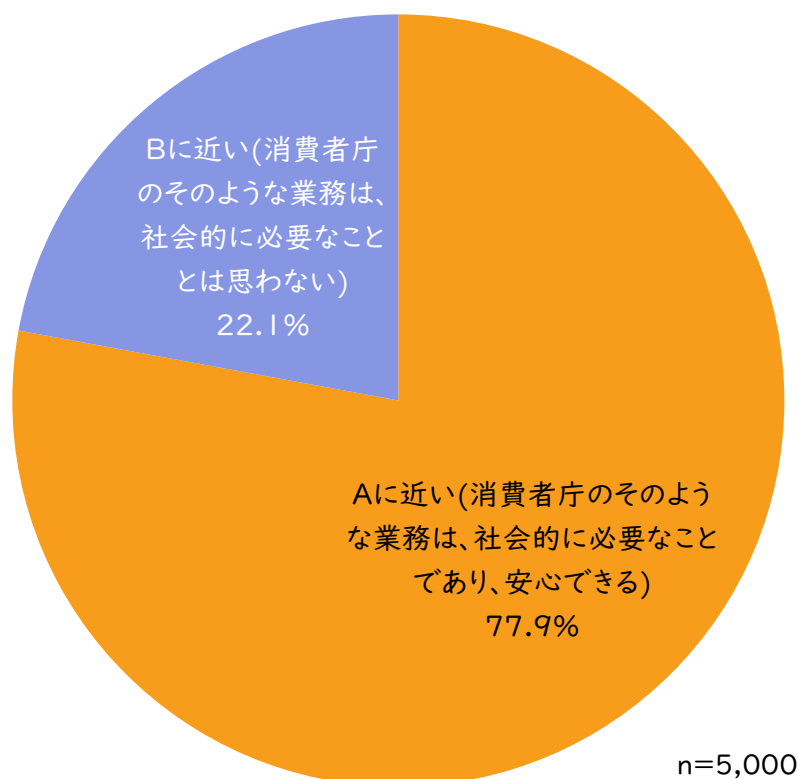


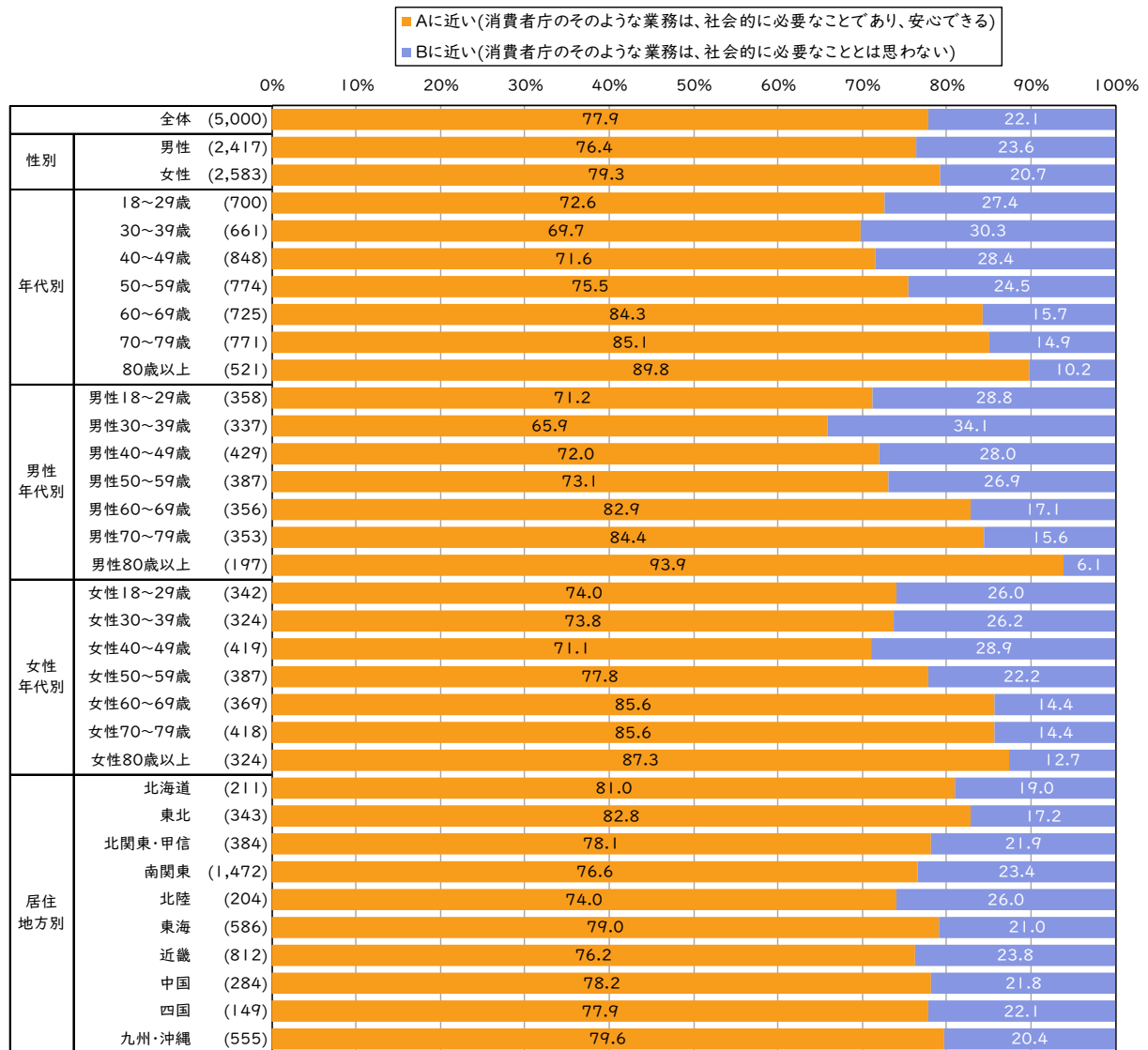
2%未満の数値ラベルは非表示

26_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その②）

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法を運用していることに関して、自身の考えに近いものとして、「消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なことであり、安心できる」と回答した者は3,895人（77.9%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なこととは思わない」と回答した者1,105人（22.1%）を大きく上回った。

【Q15_2】消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、あなたの考えに近いものを1つ選択してください。（単一回答）



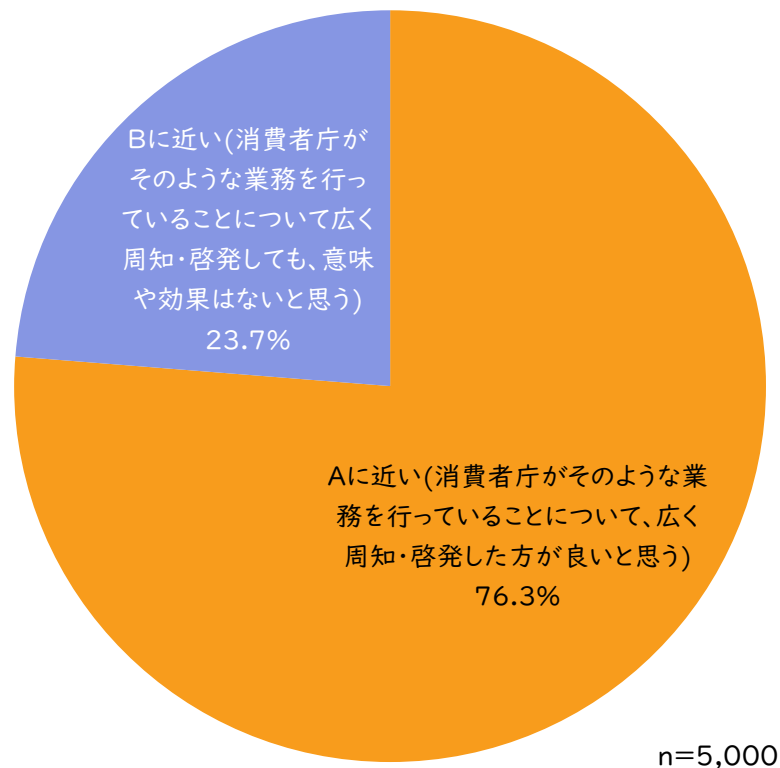


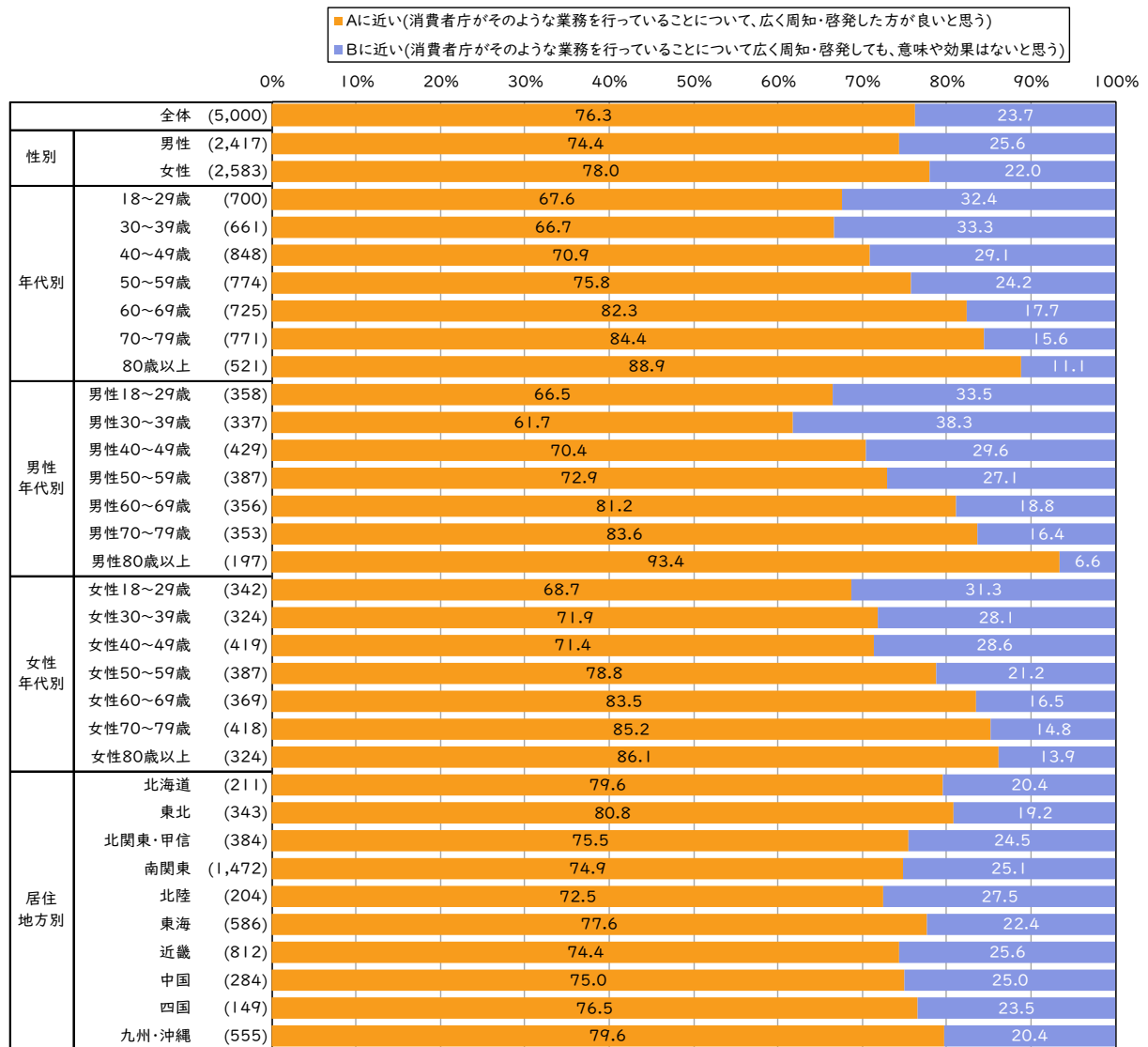
2%未満の数値ラベルは非表示

27_消費者庁における不当寄附勧誘防止法の運用（その③）

- 消費者庁が不当寄附勧誘防止法を運用していることに関して、自身の考えに近いものとして、「消費者庁がそのような業務を行っていることについて、広く周知・啓発した方が良いと思う」と回答した者は 3,813 人（76.3%（当該設問の回答者全体に対する割合。以下同じ。））であり、自身の考えに近いものとして、「消費者庁がそのような業務を行っていることについて広く周知・啓発しても、意味や効果はないと思う」と回答した者 1,187 人（23.7%）を大きく上回った。

【Q15_3】消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、あなたの考えに近いものを 1 つ選択してください。（単一回答）





2%未満の数値ラベルは非表示

28_不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘についての意見

- 不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘について自由（1,000 文字以内）に意見を求めたところ、2,835 人から意見が寄せられた。
- 不当寄附勧誘防止法や寄附の勧誘についての意見につき「特になし」とするものが、その半数以上を占めた。
- その他比較的多く寄せられた意見の趣旨とその一例（原文ママ）については、次のとおりである。

不当寄附勧誘防止法の広報に関するもの

- ・あまりよく知られてない法律なので、より広く広報して国民に知ってもらうことが大事になると思う。
- ・広く知らしめることによって、不当なことをしようとしている人への抑止力になるとおもう。

不当寄附勧誘防止法の必要性に関するもの

- ・不当な寄付を未然に防ぐのにも法律が抑止力になるので必要だと思う
- ・被害に合われた方がいるならこのような法律も必要と思う

寄附や寄附勧誘について身近な事柄とは考えていないとするもの

- ・今のところ、寄付の勧誘などは受けたことがないため、身近なこととは考えにくい。
- ・寄附する余裕がない

自衛や対処に関するもの

- ・少しでも疑問に感じることは一度とどまり、身近な人や警察、市役所、消費者センターなどへ相談することとする。
- ・寄付の勧誘を受けた場合、疑問点があれば毅然と断ることが必要である

第4_調査票

スクリーニング

回答者: 全員

F1 SA あなたの性別をお答えください。

- 1 男性
○2 女性

F2 NUM あなたの年齢をお答えください。

歳 ※必須、半角数字のみ → 17歳以下は調査終了

F3 SA あなたのお住まいの地域をお答えください。

▼プルダウン

1 北海道	17 石川県	33 岡山県	北海道	北海道
2 青森県	18 福井県	34 広島県	東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
3 岩手県	19 山梨県	35 山口県	北関東・甲信	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
4 宮城県	20 長野県	36 徳島県	南関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
5 秋田県	21 岐阜県	37 香川県	北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
6 山形県	22 静岡県	38 愛媛県	東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
7 福島県	23 愛知県	39 高知県	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
8 茨城県	24 三重県	40 福岡県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
9 栃木県	25 滋賀県	41 佐賀県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
10 群馬県	26 京都府	42 長崎県	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
11 埼玉県	27 大阪府	43 熊本県		
12 千葉県	28 兵庫県	44 大分県		
13 東京都	29 奈良県	45 宮崎県		
14 神奈川県	30 和歌山県	46 鹿児島県		
15 新潟県	31 鳥取県	47 沖縄県		
16 富山県	32 島根県	48 海外		

→ 調査終了

回答者: 全員

改ページ

SC1 SA あなたの職業について、当てはまるものを1つ選択してください。

※公務員や自営の方、パート、アルバイト、フリーターなどの方は、主に従事しているお仕事の業種や職種に照らし、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 管理的職業（法人役員、団体役員など）
○2 事務的職業
○3 研究・技術の職業（自然科学系研究者、開発・製造・建築・情報通信技術者など）
○4 法務（弁護士、司法書士など）・経営（公認会計士、経営コンサルタントなど）・文化芸術（美術家、宗教家など）等の専門的職業
○5 医療・看護・保健の職業
○6 保育・教育の職業
○7 販売・営業の職業
○8 福祉・介護の職業
○9 サービスの職業（家政婦（夫）、理容師・美容師、クリーニング職、調理人、接客・給仕業、管理人など）
○10 警備・保安の職業
○11 農林漁業の職業
○12 製造・修理・塗装・製図等の職業
○13 配送・輸送・機械運転の職業（配達員、運転手、クレーン運転工など）
○14 建設・土木・電気工事の職業
○15 運搬・清掃・包装・選別等の職業
○16 大学院生・大学生（短期大学生を含む）
○17 専門学生
○18 高校生（高等専門学校生、高等専修学校生を含む）
○19 主婦・主夫
○20 無職（求職者、退職者を含む。学生、主婦・主夫を除く）
○21 その他

回答者: 全員

改ページ

SC2 MAMT (1) あなたの現在のご家族について、当てはまるものを全て選択してください。

※孫や祖父母など、選択肢にはない家族がいる場合であっても、選択肢中から当てはまるものを回答いただく限りで、差し支えありません。

また、現在同居していない家族も含めてお答えください。

(2) そのうち、現在同居中のご家族を全て選択してください。

		SC2_1	SC2_2
		(1) 家族状況	(2) うち現在同居中
		↓	↓
※SC2_1→SC2_2絞込(6除く)			
1 父母（該当が一部の場合を含みます）		☐	☐
2 兄弟姉妹（該当が一部の場合を含みます）		☐	☐
3 配偶者		☐	☐
4 子（複数の場合を含みます）		☐	☐
5 義父母（該当が一部の場合を含みます）		☐	☐
6 単身		☐	☐

※排他

回答者: 全員

改ページ

S1

基本的留意事項等

(調査目的について)

この調査は、消費者庁が所管する

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

略称: 不当寄附勧誘防止法

について、社会における認知状況を調べるとともに、寄附の勧誘をめぐる意識や認識などについて、基本的な情報を得るために実施するものです。

この調査結果は、消費者庁における関係施策の推進に活用させていただきます。

(不当寄附勧誘防止法について)

1. 不当な勧誘によって高額な寄附を迫られ、家庭が困窮したり崩壊したりする事例が相次いで報告された問題を受け、不当な寄附勧誘を未然に防止するとともに、被害の救済、再発防止を図るため、令和4年(2022年)の臨時国会において、所要の法整備が行われるとともに、新たに、不当寄附勧誘防止法が制定され、翌年(2023年)に施行(実施)されました。

2. この法律の主な内容は、[広報ポスター](#)に分かりやすくまとめておりますので、そちらをご参照ください。 ※「[広報ポスター](#)」をクリックでポスター表示
必要な配慮に欠ける寄附勧誘を行った法人や、禁止行為により寄附勧誘を受ける方を困らせた法人に対し、法律に基づき、勧告や命令といった行政上の措置が実施されることとなります。そのため、消費者庁では、違法な疑いがある情報の収集と調査に日々当たっています。

詳しくは、「[法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律](#)」のウェブページへ。

※ ↑ 文にリンク付け https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

(基本的留意事項について)

1. この調査の回答に要する時間は、おおむね7~8分程度です。

2. この調査に対する回答は、例えば法令に沿った正確なものを求めるものではありません。

全ての設問について、あなた自身の考え方や認識に基づいて回答いただくことで差し支えありません。

また、詳しく知らない事柄や、よく分からない設問がある場合には、回答選択肢からあなたの考え方や認識に最も近いものを回答してください。

3. 時点については、特に指定のない限り、あなたの回答時の状況でお答えください。

4. この調査で使用する用語の定義や意味は、次のページに掲げるとおりとします。

回答者: 全員

改ページ

S2

※本アンケートで、出てくる主要な用語です。

【法人】

「法人」とは、あらゆる法人をいうほか、法人ではない団体も含むものとします。

【寄附】

「寄附」とは、法人に対し、あなたの財産を無償で贈り(譲り渡す)、又はその約束(契約)をすることをいいます(法人活動を支援する目的の献金・被災者支援の義援金なども含む)。

(「財産」に当たるものの例)

- ・金銭(お金)
- ・物品、不動産、有価証券
- ・キャッシュレス決済(電子マネーやQRコード決済によるものを含む。)

(「寄附」から除くもの又は「寄附」に当たらないものの例)

- ・ふるさと納税
- ・法人ではなく個人(純然たる個人をいい、組織活動の一員に当たる方はここでの「個人」に該当しない。)に対し、あなたの財産を贈る(譲り渡す)もの。
- ・無償ではなく、何かしら見返り(例: 物品やサービスの提供)を受けることを前提とするもの。

【少額寄附】

「少額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、一回当たりの金額が300円未満の寄附をいいます。(金銭(お金)ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円未満となるものは、「少額寄附」とする。)

(「少額寄附」に当たるものの例)

- ・お賽銭(300円未満)
- ・いわゆる赤い羽根募金、緑の羽根募金、青い羽根募金など(300円未満)
- ・その他300円未満の寄附全て

【相当額寄附】

「相当額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、「少額寄附」を除く全ての寄附をいいます。(金銭(お金)ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円以上となるものは、「相当額寄附」とする。)

【勧誘】

「勧誘」とは、勧めて誘うことをいいます。そして、寄附の勧誘の場合には、寄附することについて、あなたの意思に直接影響を与える働き掛けの一切をいい、例えば、あなたの面前での言動による方法はもちろん、チラシの配布やインターネットによる方法も「勧誘」に当たるものとします。

【不当な寄附勧誘】

「不当な寄附(の)勧誘」とは、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘をいい、具体的には、寄附の勧誘について、[広報ポスター](#)に掲げるとおり、

(1) 禁止されている行為をして寄附の勧誘を受ける方を困惑させるもの

※「[広報ポスター](#)」をクリックでポスター表示

又は

(2) 配慮すべき義務を十分に守っていないものをいいます。

ただし、[広報ポスター](#)のうち、「借入れ等による資金調達を要求」については、寄附の勧誘を受ける方の困惑にかかわらず、不当な寄附勧誘に当たるものとします。 ※「[広報ポスター](#)」をクリックでポスター表示

不当な寄附勧誘は **NO!**

心当たりは すぐ通報

このような寄附勧誘を行って人を困惑させることは禁止されています!

● お断りしても退去せずに勧誘
● 寄附を断り退去するのを妨害

● 勧誘とは告げず、退去困難な
場所へ同行し、勧誘

● 威迫する言動を交えて外部へ
の相談連絡を妨害

● 寄附しないと思惑感情等による
関係が確立と告知

● 霊感等によって不安をあり
又は嫌じ、寄附が不可欠と告知

● 借入れ等による資金調達を
要求

このような配慮に欠ける寄附勧誘も不当です!

● 判断困難に陥らないための
配慮がない

● 生活困難にならないための
配慮がない

● 使途確認しないための
配慮がない

(1) 禁止されている行為
(禁止行為)

(2) 配慮すべき義務
(配慮義務)

こうした行為を受けたら・見かけたら、ご連絡ください!

消費者庁
への
通報窓口

法人等による寄附の不当な勧誘
と考えられる行為について、情報
提供いたします。

消費者
ホットライン

188

188

188

▼ 詳細はこちら

消費者庁 不当寄附勧誘防止法

検索

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

詳しくは、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」のウェブページへ。

※ ↑ 文にリンク付け https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

■ 本調査

回答者: 全員

改ページ

Q1 SA 次に掲げる法律名(名称又は略称)について、当てはまるものを1つ選択してください。

※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。

(法律の名称)

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律

(法律の略称)

不当寄附勧誘防止法

- 1 この法律名は聞いたことがあり、また、この法律の施行日(実施日)も聞いたことがあった
- 2 この法律名は聞いたことがあったが、この法律の施行日(実施日)は知らなかった
- 3 この法律名を聞いたことはなかったが、寄附の勧誘に関する法律が作られたことは知っていた
- 4 この法律名を聞いたことはなく、寄附の勧誘に関する法律が作られたことも知らなかった

※用語の定義を確認したい方はクリックしてください。

※ ← クリックで用語の定義を表示

※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合はクリックしてください。

※ ← クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q1=1-3「不当寄附勧誘防止法について聞いたことがある」または「寄附の勧誘に関する法律が作られたことを知っていた」 改ページ

Q2 SA この法律（寄附の勧誘に関する法律という認識にとどまる場合を含みます）について、その内容や目的の認識として当てはまるものを1つ選択してください。
※ただし、回答は、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。

（法律の名称）
法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律
（法律の略称）
不当寄附勧誘防止法

- 1 この法律の内容や目的について、よく知っていた
○2 この法律の内容や目的について、やや知っていた
○3 この法律の内容や目的について、あまり知らなかった
○4 この法律の内容や目的について、全く知らなかった

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q3_1 SA 寄附や寄附の勧誘に関わる視点で、ここ1〜2年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 社会情勢が大きく変化したと感じる
○2 社会情勢が少し変化したと感じる
○3 社会情勢の変化は感じない
○4 社会情勢の変化があるかどうかは、よく分からない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q3_2 SA 社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘に係る視点で、ここ1〜2年の社会情勢とそれ以前の社会情勢を比べたものとして、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 そのような勧誘が増えたと感じる
○2 そのような勧誘は減ったと感じる
○3 そのような勧誘があるとは、これまで感じたことはない
○4 そのような勧誘があるかどうかは、よく分からない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q4 SAMT あなたの、これまでに受けた寄附の勧誘について、該当するものをそれぞれ1つ選択してください。

【少額寄附】
「少額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、一回当たりの金額が300円未満の寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円未満となるものは、「少額寄附」とする。）

（「少額寄附」に当たるものの例）
・お賽銭（300円未満）
・いわゆる赤い羽根募金、緑の羽根募金、青い羽根募金など（300円未満）
・その他300円未満の寄附全て

【相当額寄附】
「相当額寄附」とは、前記「寄附」に当たるものであって、「少額寄附」を除く全ての寄附をいいます。（金銭（お金）ではない場合は、金銭に換算しておおむね300円以上となるものは、「相当額寄附」とする。）

	Q4_1	Q4_2
	少額寄附の勧誘について ↓	相当額寄附の勧誘について ↓
1 寄附したことはあるが、勧誘を受けたことはない	○	○
2 勧誘を受けて、寄附をしたことがある	○	○
3 寄附したことはないが、勧誘を受けたことがある	○	○
4 勧誘を受けたことはなく、寄附したこともない	○	○

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者: Q4_2=2「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」

改ページ

Q5 SAMT 勧誘を受けて行った**相当額**寄附のこれまでの総額と、**相当額**寄附1回当たりの最高額について、該当するものをそれぞれ1つ選択してください。
※例えば、寄附したものが不動産など金銭でない場合は、金銭に換算し、その結果、おおむね該当するものを選択してください。

		Q5_1	Q5_2
		勧誘を受けて行った 相当額 寄附のこれまでの総額 ↓	勧誘を受けて行った 相当額 寄附の1回当たりの最高額 ↓
1	1,000円未満	☐	☐
2	1,000円以上～1万円未満	☐	☐
3	1万円以上～5万円未満	☐	☐
4	5万円以上～10万円未満	☐	☐
5	10万円以上～30万円未満	☐	☐
6	30万円以上～50万円未満	☐	☐
7	50万円以上～100万円未満	☐	☐
8	100万円以上～300万円未満	☐	☐
9	300万円以上～500万円未満	☐	☐
10	500万円以上～1,000万円未満	☐	☐
11	1,000万円以上～3,000万円未満	☐	☐
12	3,000万円以上～5,000万円未満	☐	☐
13	5,000万円以上～1億円未満	☐	☐
14	1億円以上	☐	☐
15	わからない・覚えていない	☐	☐

※Q5_1 ≧ Q5_2 の制御 (15除く)

※用語の定義を確認したい方はクリックしてください。

※←行クリックで用語の定義を表示

※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合はクリックしてください。

※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_2=2「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」

改ページ

Q6_1 SA 勧誘を受けて行った**相当額**寄附について、当該寄附先の法人に関し、該当するものを1つ選択してください。

- ☐ 1 勧誘を受けて寄附したことは、1回限りである
- ☐ 2 勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先は、毎回同じ特定の法人である
- ☐ 3 勧誘を受けて寄附したことは複数回あり、その寄附先も複数である
- ☐ 4 勧誘を受けて寄附したことは記憶しているが、その回数や寄附先は覚えていない

※用語の定義を確認したい方はクリックしてください。

※←行クリックで用語の定義を表示

※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合はクリックしてください。

※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_2=2「勧誘を受けて、寄附をしたことがある」

改ページ

Q6_2 SA 勧誘を受けて行った**相当額**寄附について、当該寄附の時期に関し、該当するものを1つ選択してください。

- ☐ 1 勧誘を受けて寄附した時期については、全てここ1～2年のことである
- ☐ 2 勧誘を受けて寄附した時期については、ここ1～2年のものが多いといえる
- ☐ 3 勧誘を受けて寄附した時期については、3年以上前のものが多いといえる
- ☐ 4 勧誘を受けて寄附した時期については、全て3年以上前のことである

※用語の定義を確認したい方はクリックしてください。

※←行クリックで用語の定義を表示

※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合はクリックしてください。

※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_1、Q4_2いずれか2、3「寄附の勧誘を受けたことがある」

改ページ

Q7 MAMT ご自身が体験した寄附の勧誘方法について、該当するものがあれば全て選択してください。

	↓ Q4_1=2、3で表示 ↓ Q4_2=2、3で表示	
	Q7_1 少額寄附の勧誘方法 ↓	Q7_2 相当額寄附の勧誘方法 ↓
1	街頭での呼びかけ(資料を配布された場合も含みます)	☐
2	職場・学校での呼びかけ(資料を配布された場合も含みます)	☐
3	戸別訪問	☐
4	電話	☐
5	郵便(手紙、書面)	☐
6	SNS(ダイレクトメール、ダイレクトメッセージも含みます)	☐
7	インターネット(ホームページ、バナー広告、ポップアップ広告など)	☐
8	テレビ・ラジオ	☐
9	新聞・雑誌	☐
10	家族や知人からの紹介	☐
11	行事やイベントに参加した際	☐
12	会議室や事務所等の特定の場所に招かれた際	☐
13	その他(30文字以内)	FA

※FA30文字以内

※用語の定義を確認したい方はクリックしてください。

※←行クリックで用語の定義を表示

※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合はクリックしてください。

※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: Q4_1、Q4_2いずれか2、3「寄附の勧誘を受けたことがある」 改ページ

Q8 MAMT これまでに受けた寄附の勧誘に関するあなたの印象について、当てはまるものがあれば、全て選択してください。

↓ Q4_1=2、3で表示 ↓ Q4_2=2、3で表示

		Q8_1	Q8_2	
		少額寄附勧誘 の印象 ↓	相当額寄附 勧誘の印象 ↓	
1	いずれも問題がない適切な勧誘だった	☐	☐	※排除
2	少なくとも困ったりどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けた記憶はない	☐	☐	※排除
3	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1〜2回程度)あった。その時期はここ1〜2年のことだった	☐	☐	※選択肢3と5は同時選択不可
4	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が少し(1〜2回程度)あった。その時期は3年以上前のことだった	☐	☐	※選択肢4と6は同時選択不可
5	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期はここ1〜2年のことだった	☐	☐	
6	困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘が多かった(3回以上)。その時期は3年以上前のことだった	☐	☐	

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q9 SA 寄附することや寄附の勧誘を受けることについて、あなたとの接点や関わりの程度として当てはまるものを、1つ選択してください。

- 1 かなり身近なことと感じる
 ○2 身近なことと感じる
 ○3 身近なこととは感じない
 ○4 身近なこととは全く感じない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q10_1 SA ご家族やお知り合いの方などから聞いたり、相談された悪質な寄附勧誘の被害はありましたか。次の中から該当するものを1つ選択してください。

- 1 寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、又は相談されたことがある
 ○2 寄附について、家族や知り合いなどから、困った勧誘や戸惑いどうして良いか分からなくなるような勧誘を受けたと聞いたり、相談されたことはない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q10_2 SA ご家族やお知り合いの方などにとって、寄附することや寄附の勧誘を受けることとの接点や関わりの程度として、当てはまると思われるものを1つ選択してください。

- 1 家族や知り合いなどにとってかなり身近なこと、感じる
 ○2 家族や知り合いなどにとって身近なこと、感じる
 ○3 家族や知り合いなどにとって身近なこととは、感じない
 ○4 家族や知り合いなどにとって身近なこととは、全く感じない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者: 全員 改ページ

Q11 SAMT 冒頭の「基本的留意事項等」に掲げるとおり、不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、各項目について当てはまるものを、それぞれ1つ選択してください。

		1 Aに近い	2 Bに近い	B
A				
Q11_1	こうした法律は社会的に必要だと思う	☐	☐	こうした法律は不必要だと思う
Q11_2	こうした法律があることは、安心して寄附ができることにつながると思う	☐	☐	こうした法律があることは、安心して寄附ができることにつながるとは思わない
Q11_3	こうした法律があっても、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになるとは思わない	☐	☐	こうした法律があることは、一般に、寄附を募る法人の勧誘活動の妨げになると思う
Q11_4	こうした法律があることは、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘の抑止や改善に向け、効果を発揮すると思う	☐	☐	こうした法律があっても、社会的に許し難い悪質な寄附勧誘を抑止したり改善するような効果はないと思う

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←行クリックで広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q12 SA 冒頭の「基本的留意事項等」に掲げるとおり、不当寄附勧誘防止法が制定され、社会的に許し難い悪質な寄附の勧誘は、法律により禁止されています。このことを踏まえ、選択肢のうち当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 こうした法律がなくても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が行われていると思う
- 2 こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が既に定着したと思う
- 3 こうした法律があることで、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が今後徐々に定着すると思う
- 4 こうした法律があっても、法人による寄附の勧誘について、適切な行為に基づく対応が定着するとは思わない

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q13 MA 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか、当てはまるものを全て選択してください。
 ●相談先や連絡先について、当てはまるものを全て選択してください。

- 1 家族や知人に相談する
- 2 消費生活センターや法テラスなど、公的な相談の窓口につながる
- 3 消費者庁に連絡する
- 4 その他(50文字以内) ※FA50文字以内
- 5 自分自身で解決する(相談や連絡をしない場合を含みます) ※排除

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q14 SA 寄附について、とても困った勧誘や戸惑いどうしてよいか分からなくなるような勧誘を受けた場合、どのような対処が考えられますか、当てはまるものを1つ選択してください。
 ●寄附をするかどうかについて、当てはまるものを1つ選択してください。

- 1 寄附をする
- 2 寄附をお断りする
- 3 その他(無視したり、特段意思表示せずに様子を見る場合を含みます)

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q15 SAMT 消費者庁は、法人から寄附の勧誘を受ける方々を保護するため、不当寄附勧誘防止法を所管するとともに、違反法人に対し、法律に基づき「勧告」や「命令」を実施する権限を有しています。また、寄附の不当勧誘に係る情報を収集するとともに、嫌疑の事実関係を確認するため、必要な調査活動に当たっています。このことを踏まえ、各項目について当てはまるものを、それぞれ1つ選択してください。
 ※ただし、最初の項目については、この調査に取り掛かることにより知り得た情報や記憶に基づかないよう十分にご留意いただき、この調査に取り掛かる前のご自身の考え方や認識に基づき回答してください。

	A	1 AIに近い	2 BIに近い	B
Q15_1	消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知っていた	○	○	消費者庁においてそのような業務を行っていることは、知らなかった
Q15_2	消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なことであり、安心できる	○	○	消費者庁のそのような業務は、社会的に必要なこととは思わない
Q15_3	消費者庁がそのような業務を行っていることについて、広く周知・啓発した方が良いと思う	○	○	消費者庁がそのような業務を行っていることについて広く周知・啓発しても、意味や効果はないと思う

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

回答者:全員 改ページ

Q16 FA この法律(不当寄附勧誘防止法)や寄附の勧誘について、ご意見がありましたら、自由に入力してください。

参考:「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」のウェブページ

※↑「法人等〜以降の文にリンク付け https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/

(1,000文字以内) ※FA1,000文字以内
 任意

※用語の定義を確認したい方は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で用語の定義を表示
 ※不当寄附勧誘防止法ポスターを表示する場合は[クリック](#)してください。 ※←[クリック](#)で広報ポスターを表示

調査委託者



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

調査受託者



NEO
MARKETING